

平成26年第3回西予市議会定例会会期日程表

会期9月1日（月）～9月19日（金）

（会期19日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
9月 1日	月	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午前9時開会） ・理事者提案説明（午前10時開会） ・即決案件採択 ・各委員会協議会
9月 2日	火	休 会	
9月 3日	水	本 会 議	・代表質問・一般質問（午前9時開会）
9月 4日	木	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（午前9時開会） ・質疑・委員会付託（午後）
9月 5日	金	休 会	
9月 6日	土	休 会	
9月 7日	日	休 会	
9月 8日	月	休 会	
9月 9日	火	常任委員会	
9月10日	水	常任委員会	
9月11日	木	常任委員会	予備日
9月12日	金	休 会	
9月13日	土	休 会	
9月14日	日	休 会	
9月15日	月	休 会	
9月16日	火	休 会	
9月17日	水	休 会	・討論通告〆切
9月18日	木	休 会	
9月19日	金	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午後1時開会） ・委員長報告（午後2時開会） ・質疑・討論・採決

平成26年第3回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|------------------|-------------|-----------------------|--------|
| 1. 招集年月日 | 平成26年9月1日 | 教育部長 | 増田敬介 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場 | 明浜支所長 | 宇都宮松夫 |
| 1. 開 | 会 平成26年9月1日 | 野村支所長 | 松川伸二 |
| | 午前10時00分 | 城川支所長 | 田村剛 |
| 1. 散 | 会 平成26年9月1日 | 三瓶支所長 | 西園寺良徳 |
| | 午後1時50分 | 消防本部消防長 | 菊池直 |
| 1. 出席議員 | | 総務課長 | 道山升文 |
| 1番 | 源 正樹 | 財政課長 | 山岡薫彦 |
| 2番 | 井関陽一 | 監査委員 | 正司哲浩 |
| 3番 | 菊池純一 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 4番 | 田中徳博 | 事務局長 | 井関通夫 |
| 5番 | 中村敬治 | 議事係長 | 佐藤陽一郎 |
| 6番 | 二宮一朗 | 1. 議事日程 | 別紙のとおり |
| 7番 | 兵頭学 | 1. 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 8番 | 小野正昭 | 1. 会議の経過 | 別紙のとおり |
| 9番 | 松山清 | | |
| 10番 | 宇都宮明宏 | | |
| 11番 | 松島義幸 | | |
| 12番 | 元親孝志 | | |
| 13番 | 沖野健三 | | |
| 14番 | 森川一義 | | |
| 15番 | 藤井朝廣 | | |
| 16番 | 浅野忠昭 | | |
| 17番 | 岡山清秋 | | |
| 18番 | 酒井宇之吉 | | |
| 19番 | 兵頭勇 | | |
| 20番 | 山本昭義 | | |
| 21番 | 梅川光俊 | | |
| 1. 欠席議員 | | | |
| | なし | | |
| 1. 会議録署名議員 | | | |
| 14番 | 森川一義 | | |
| 15番 | 藤井朝廣 | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市長 | 三好幹二 | | |
| 副市長 | 九鬼則夫 | | |
| 教育長 | 宇都宮又重 | | |
| 公営企業部長 | 平野松市 | | |
| 会計管理者 | 奥野柳之介 | | |
| 総務部長 | 宗正弘 | | |
| 企画財務部長 | 大平利幸 | | |
| 産業建設部長 | 二宮紀夫 | | |
| 生活福祉部長 | 横山博文 | | |

議 事 日 程		健康保険特別会計補正予算 (第2号)
1	会議録署名議員の指名 (14番 森川一義、15番 藤井朝廣)	議案第111号 平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
2	会期の決定 (9月1日～9月19日 19日間)	議案第112号 平成26年度西予市介護保険特別会計補正予算 (第2号)
3	議案第95号 財産の無償譲渡について	議案第113号 平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)
	議案第96号 財産の無償譲渡について	議案第114号 平成26年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
4	議案第97号 西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について	議案第115号 平成26年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)
	議案第98号 西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	議案第116号 平成26年度西予市上水道事業会計補正予算 (第2号)
	議案第99号 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	議案第117号 平成26年度西予市病院事業会計補正予算 (第2号)
	議案第100号 西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について	議案第118号 平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算 (第1号)
	議案第101号 西予市生活福祉バス条例の一部を改正する条例制定について	8 認定第 1号 平成25年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第102号 西予市物産会館条例の一部を改正する条例制定について	9 認定第 2号 平成25年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第103号 西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	認定第 3号 平成25年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5	議案第104号 市道路線の廃止について	認定第 4号 平成25年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第105号 市道路線の認定について	認定第 5号 平成25年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
6	議案第106号 平成26年度西予市一般会計補正予算 (第5号)	認定第 6号 平成25年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入
7	議案第107号 平成26年度西予市授産場特別会計補正予算 (第2号)	
	議案第108号 平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号)	
	議案第109号 平成26年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算 (第1号)	
	議案第110号 平成26年度西予市国民	

	認定第	7号	歳出決算の認定について 平成25年度西予市介護 保険特別会計歳入歳出決 算の認定について	報告第	17号	株式会社どんぶり館の経 営状況について
	認定第	8号	平成25年度西予市農業 集落排水事業特別会計歳 入歳出決算の認定につい て	報告第	18号	あけはまシーサイドサン パーク株式会社の経営状 況について
	認定第	9号	平成25年度西予市公共 下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	報告第	19号	株式会社グリーンヒルの 経営状況について
	認定第	10号	平成25年度西予市簡易 水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	報告第	20号	一般財団法人宇和文化会 館の経営状況について
	認定第	11号	平成25年度西予市上水 道事業会計決算の認定に ついて	報告第	21号	西予CATV(株)の経 営状況について
	認定第	12号	平成25年度西予市病院 事業会計決算の認定につ いて	追加	議案第119号	西予市消防団消防ポンプ 自動車の取得について
	認定第	13号	平成25年度西予市野村 介護老人保健施設事業会 計決算の認定について	議案第120号		西予市衛生センター工事 請負契約について
10	報告第	8号	平成25年度西予市一般 会計継続費精算報告につ いて			
	報告第	9号	平成25年度健全化判断 比率の報告について			
	報告第	10号	平成25年度資金不足比 率の報告について			
	報告第	11号	平成24年度西予市公共 下水道事業特別会計継続 費精算報告について			
	報告第	12号	平成25年度西予市公共 下水道事業特別会計継続 費精算報告について			
	報告第	13号	西予市土地開発公社の経 営状況について			
	報告第	14号	株式会社野村町地域振興 センターの経営状況につ いて			
	報告第	15号	株式会社エフシーの経営 状況について			
	報告第	16号	株式会社城川開発公社の 経営状況について			

本日の会議に付した事件

- | | | | | | |
|---|-------------|--|---|-------------|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名 | | | 議案第 1 1 1 号 | 平成 2 6 年度西予市後期
高齢者医療特別会計補正
予算 (第 2 号) |
| 2 | 会期の決定 | | | | |
| 3 | 議案第 9 5 号 | 財産の無償譲渡について | | 議案第 1 1 2 号 | 平成 2 6 年度西予市介護
保険特別会計補正予算
(第 2 号) |
| 4 | 議案第 9 6 号 | 財産の無償譲渡について | | | |
| | 議案第 9 7 号 | 西予市特定教育・保育施
設及び特定地域型保育事
業の運営に関する基準を
定める条例制定について | | 議案第 1 1 3 号 | 平成 2 6 年度西予市農業
集落排水事業特別会計補
正予算 (第 2 号) |
| | 議案第 9 8 号 | 西予市家庭的保育事業等
の設備及び運営に関する
基準を定める条例制定に
ついて | | 議案第 1 1 4 号 | 平成 2 6 年度西予市公共
下水道事業特別会計補正
予算 (第 2 号) |
| | 議案第 9 9 号 | 西予市放課後児童健全育
成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例
制定について | | 議案第 1 1 5 号 | 平成 2 6 年度西予市簡易
水道事業特別会計補正予
算 (第 2 号) |
| | 議案第 1 0 0 号 | 西予市立学校及び幼稚園
設置条例の一部を改正す
る条例制定について | | 議案第 1 1 6 号 | 平成 2 6 年度西予市上水
道事業会計補正予算 (第
2 号) |
| | 議案第 1 0 1 号 | 西予市生活福祉バス条例
の一部を改正する条例制
定について | | 議案第 1 1 7 号 | 平成 2 6 年度西予市病院
事業会計補正予算 (第 2
号) |
| | 議案第 1 0 2 号 | 西予市物産会館条例の一
部を改正する条例制定に
ついて | 8 | 認定第 1 号 | 平成 2 5 年度西予市一般
会計歳入歳出決算の認定
について |
| | 議案第 1 0 3 号 | 西予市病院事業使用料及
び手数料条例の一部を改
正する条例制定について | 9 | 認定第 2 号 | 平成 2 5 年度西予市授産
場特別会計歳入歳出決算
の認定について |
| 5 | 議案第 1 0 4 号 | 市道路線の廃止について | | 認定第 3 号 | 平成 2 5 年度西予市住宅
新築資金等貸付事業特別
会計歳入歳出決算の認定
について |
| | 議案第 1 0 5 号 | 市道路線の認定について | | | |
| 6 | 議案第 1 0 6 号 | 平成 2 6 年度西予市一般
会計補正予算 (第 5 号) | | | |
| 7 | 議案第 1 0 7 号 | 平成 2 6 年度西予市授産
場特別会計補正予算 (第
2 号) | | 認定第 4 号 | 平成 2 5 年度西予市育英
会奨学資金貸付特別会計
歳入歳出決算の認定につ
いて |
| | 議案第 1 0 8 号 | 平成 2 6 年度西予市住宅
新築資金等貸付事業特別
会計補正予算 (第 1 号) | | 認定第 5 号 | 平成 2 5 年度西予市国民
健康保険特別会計歳入歳
出決算の認定について |
| | 議案第 1 0 9 号 | 平成 2 6 年度西予市育英
会奨学資金貸付特別会計
補正予算 (第 1 号) | | 認定第 6 号 | 平成 2 5 年度西予市後期
高齢者医療特別会計歳入
歳出決算の認定について |
| | 議案第 1 1 0 号 | 平成 2 6 年度西予市国民
健康保険特別会計補正予
算 (第 2 号) | | 認定第 7 号 | 平成 2 5 年度西予市介護 |

		保険特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第 18号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について
認定第	8号	平成25年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第 19号	株式会社グリーンヒルの経営状況について
認定第	9号	平成25年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第 20号	一般財団法人宇和文化会館の経営状況について
認定第	10号	平成25年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	追加 報告第 21号	西予CATV(株)の経営状況について
認定第	11号	平成25年度西予市上水道事業会計決算の認定について	追加 議案第119号	西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について
認定第	12号	平成25年度西予市病院事業会計決算の認定について	追加 議案第120号	西予市衛生センター工事請負契約について
認定第	13号	平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について		
10	報告第	8号	平成25年度西予市一般会計継続費精算報告について	
	報告第	9号	平成25年度健全化判断比率の報告について	
	報告第	10号	平成25年度資金不足比率の報告について	
	報告第	11号	平成24年度西予市公共下水道事業特別会計継続費精算報告について	
	報告第	12号	平成25年度西予市公共下水道事業特別会計継続費精算報告について	
	報告第	13号	西予市土地開発公社の経営状況について	
	報告第	14号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	
	報告第	15号	株式会社エフシーの経営状況について	
	報告第	16号	株式会社城川開発公社の経営状況について	
	報告第	17号	株式会社どんぶり館の経営状況について	

開会 午前10時00分

○議長 皆さんおはようございます。

ことしの夏は、異常気象の影響か、台風や豪雨が続きましたけども、さきの広島県の災害におきまして被災されました方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより平成26年第3回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集の挨拶があります。

三好市長。

○三好市長 皆さんおはようございます。

平成26年西予市議会第3回の定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月に入りましたが、秋を感じながらもまだまだ厳しい暑さが続いております。ことしの夏は、記録的な猛暑に続き、6月から8月にかけての集中豪雨や台風の影響によりまして、市内でも多くの被害を受けました。

また、広島市を初め、全国各地におきまして台風や不安定な天候等により局地的な豪雨による土砂災害等が発生し、甚大な被害が出ております。地球温暖化等の影響による自然災害への威嚇を思い知らされるとともに、それに対する備えや警戒の必要性が高まっていることを感じているところであります。

さて、一昨日の土曜日でございますけれども、1年前の8月に83歳でお亡くなりになりました西予市出身の元ハンセン病患者の詩人の塔和子さんを偲ぶつどいを、愛媛県歴史文化博物館で開催させていただきました。

塔和子さんは、幼くして高松市大島青松園に強制的に隔離され、70年に及ぶ苛酷な境遇と差別と偏見の中にあって、生涯1,000編にわたる詩をつくれ、平成11年には詩集「記憶の川で」が詩壇最高峰と言われる高見順賞を授与されることはご存じのとおりであります。

偲ぶつどいは、塔和子さんと生前かかわりの深かった方々の思い出の話や、中学生による塔和子さんの詩の朗読のほか、長年大島青松園で行われました沢知恵さんによるピアノの弾き語りコンサートなどを聞き、改めて塔和子さんの残された詩に秘められた命や愛、家族やふるさとへの深い思いに心を打たれるものがございました。命の限り

詩をつづり続け、人生を精いっぱい生き抜かれたその姿から多くのことを学び、偉大さを改めて感じるとともに、地域の誇りとして市民の皆さんとともにその心を深く刻み、末永く継承していかねなければならないという思いを強くしているところでございます。

さて、昨年3月から着工し、建設を進めております西予市立西予市民病院が、いよいよ9月21日に開院いたします。現在医療機器等の搬入や総合リハビリ等最終の準備作業を進めておるところでございますが、開院1週間前の9月15日には開院式典を行うこととしておりますので、議員各位のご出席をお願い申し上げます。

本定例会でございますけれども、一般質問に対する答弁とともに、補正予算案を中心に議案24件、歳入歳出決算など認定13件並びに出資法人等の平成25年度経営状況など報告14件、計51件を上程し、ご審議をお願い申し上げます。議案等の提案理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に14番森川一義君、15番藤井朝廣君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から9月19日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から9月19日までの19日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長 日程第3、議案第95号「財産の無償譲渡について」及び議案第96号「財産の無償譲渡について」の2件を一括議題とします。

理事者の説明を求めます。

横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第95号及び議案第96号「財産の無償譲渡について」、関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本市が設置する養護老人ホームについては、平成25年4月の西予市高齢者福祉施設民営化検討委員会の答申を踏まえて民営化方針を決定したことから、公募選定により市内の社会福祉法人に移管することとし、平成26年第1回定例会において、その設置に関する条例廃止の議決をいただいたところでございます。

譲渡先につきましては、施設の継続的な安定運営を図るため、平成27年4月1日を期日として、養護老人ホーム奥伊予荘を西予市野城総合福祉協会へ、養護老人ホーム三楽園を西予総合福祉会へ、それぞれ無償譲渡をするものであります。譲渡先となります社会福祉法人は、高齢者福祉施設を初め総合的な施設運営に関して長年にわたる実績を有しており、養護老人ホームの運営においても安心してお任せできるものと考えております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第97号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について」から議案第103号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」までの7件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第97号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について」、議案第98号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」、議案第99号「西予市放課後児童健全育

成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

近年、少子・高齢化が急速に進行する中で、核家族化、女性の就労機会や共働き世帯の増加など就労形態の多様化等の社会状況を背景に、子供を取り巻く環境は大きく変化しております。このような社会状況を踏まえ、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布され、幼児期の学校教育や保育並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から本格施行される予定となっております。子ども・子育て支援新制度では、従来異なる財源であった幼稚園と保育所の財源を一元化することや、地域型保育事業を創設するなど、子ども・子育て支援の実施主体を市町村とし、地域における子育て支援の一層の充実を図ることが目的とされております。

それに伴いまして、議案第97号では、幼稚園、保育所及び認定こども園等の特定教育・保育施設や家庭的保育事業等の特定地域型保育事業について、運営及び給付費等に関する基準を条例で定めるものであります。

次に、議案第98号では、新制度における新たな施設分類として、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を市が認可することとなるため、その認可基準である設備及び運営の基準について条例を定めるものであります。

続きまして、議案第99号では、放課後児童健全育成事業を実施する事業者が遵守しなければならない設備及び運営に関する基準を条例で定めるものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 議案第100号「西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市立幼稚園につきましては、野村地区に6園があり、湊筋、野村、中筋、大和田、河成、惣川地区のそれぞれの小学校に併設しております。少子化が進む中、いずれの園も園児数が大幅に減少していることから、幼稚園教育の一つの大きな目標である集団の中での教育への影響が懸念され

ております。

そのような中、野村地区小学校再編と並行して、惣川幼稚園を除く5園の関係者と地域の方々で組織された西予市立幼稚園再編推進委員会が設置され、幼稚園の再編について協議を進めてきたところでございます。その結果、平成27年4月1日より、溪筋、中筋、大和田及び河成地区の幼稚園を西予市立野村幼稚園に統合することで同意を得ましたので、本条例の一部を改正するものがあります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第101号「西予市生活福祉バス条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、野村地区における生活福祉バス利用者の利便性向上並びに負担軽減のため、中通川線の運行路線を延長するものであります。

当運行につきましては、8月29日開催の西予市地域公共交通活性化協議会において事業計画の承認を受け、協議が整ったことから、関係機関への手続を終える平成26年10月1日から運行を開始したいと考えております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第102号「西予市物産会館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、西予市産の農林水産物や農産加工品の販売並びに地域食材を活用した食の提供等で大きな実績を上げており、地域の1次産業及び観光振興に寄与する施設となっております。本市が昨年9月に四国西予ジオパークとして認定されるとともに、本施設がことしの4月から道の駅として登録されたことに伴い、来客者の増加が見込まれるため、本施設の指定管理者である株式会社どんぶり館より休業日の変更の申し出があり、6月から臨時的に休業日を変更して営業してまいりました。

今回、その利用実績を検証した結果、施設運営の効率化を図るとともに来客者の利便性を向上するため、10月1日から本施設の休業日を、月曜

日の休業日を削除するとともに、12月31日、1月1日、1月2日、1月3日の休業日を1月1日と2日に変更するものでございます。よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長 平野公営企業部長。

○平野公営企業部長 議案第103号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、市立宇和病院の移転新築に伴い、売店の使用料を改定するものであります。

西予市民病院の売店は、患者やそのご家族の利便性の向上を図るとともに、良質で快適な空間を提供することとしております。売店の使用料の設定に当たりましては、市立宇和病院及び野村病院並びに近隣の病院の使用料を考慮いたしまして決定いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第104号「市道路線の廃止について」及び議案第105号「市道路線の認定について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第104号「市道路線の廃止について」、議案第105号「市道路線の認定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回、1路線の廃止と2路線の認定をお願いするものであります。

まず、廃止路線である334号線は、宇和学校給食センターの建設に伴い、市道のつけかえにより終点を変更する必要性が生じたため、一度路線を廃止し、再認定するものであります。

次に、認定路線の朝立64号線は、朝立会館の建設に伴って道路網を整備する必要があるとともに、55号線と56号線を結ぶ道路としての役割も重要であることから認定するものであります。

なお、本件に係る市道の廃止、認定につきましては、さきの8月5日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くだ

さいますようお願いいたします。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第106号「平成26年度西予市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第106号「平成26年度西予市一般会計補正予算(第5号)」について、提案理由のご説明を申し上げますとともに、地方経済の状況と今後の地方経済に関する国の施策について、政策について少し触れたいと存じます。

我が国の経済は、第2次安倍内閣の経済政策アベノミクスの効果により、大手企業を中心とした収益の改善が見られておりますが、地方経済においては4月からの消費税率の引き上げや個人消費の落ち込みなどにより、景気回復の実感が乏しい状況にあります。

このような中で、政府は地方経済を活性化する地方創生関連に力を注ぐ姿勢を強め、地方経済の活性化や人口減少などを食い止めるため、まち・ひと・しごとの創生本部を設置する予定で、9月上旬に行われる内閣改造で地方創生担当相を新設するとともに、安倍首相を本部長として地方活性化に全力で取り組んでいくこととされております。

西予市としましては、国の動向に注視しながら積極的に情報の収集を行い、本市の特徴や強みを生かし、効果的な地域活性化対策を行ってまいりたいと考えているところであります。

さて、今回の補正予算の概要でございますが、今年度実施予定で当初予算には盛り込みのなかった国県補助事業のほか、条件が整い実施見込みとなった事業並びに法改正等に伴い緊急に対応する必要が生じた事業等の追加及び変更をするものであります。

主なものとしましては、6月の集中豪雨並びに台風による被害に対しまして応急的な対策を講じているところですが、今回早急な復旧事業に対する経費を計上しております。

そのほか、観光、地域振興対策としましては、合併10周年記念事業として、福井県坂井市の日本一短い手紙とのかまぼこ板の絵コラボ展事業のほか、ジオパークを訪れる利用者にジオパークの

理解を深めていただくジオパーク観光ガイド事業に係る経費を計上しております。

農業振興対策としましては、消費者が求める農産物を生産し、販売する仕組みづくりを推進する生産者と消費者のきずなを構築するモデル事業と、城川地区内の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業に係る経費を計上しております。

学校教育施設の整備事業としましては、小学校再編に伴う施設整備対策として、城川地区のプール改築工事計画事業並びに老朽化施設の長寿命化対策として、三瓶中学校屋上防水修繕事業に係る経費を計上しております。

また、災害避難支援対策としましては、12カ所の避難所の資機材を整備する災害用資機材・施設整備事業、重伝建地区内の町並み保存対策としまして、町並み建造物修理・修景事業など、これらの重要な対策にスピード感を持って積極的に取り組むため、所要の経費を計上しているものであります。

このほか、前年度繰越金確定に伴い、地方財政法に基づく処理として財政調整基金の積み立てをあわせて行うものであります。

この結果、歳入歳出予算の補正は、議決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ8億2,281万円を増額し、歳入歳出予算の総額を300億5,003万9,000円と定めるものであります。

そのほか、地方債についての補正を行っております。

補正予算の財源につきましては、国県支出金、市債などを充当することとしました。

以上、概要を説明いたしました。詳細な点につきましては担当課長から補足説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 山岡財政課長。

○山岡財政課長 それでは、予算書に沿って、まず歳出のほうから補足説明を申し上げます。

議案書と一緒に送付させていただきました9月補正予算説明資料冊子の2ページからもあわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、予算書の14ページをお開き願います。

総務費、1項5目財産管理費、市有財産維持管理事業263万5,000円でございますが、旧の

三瓶総合支所庁舎におきまして、老朽化により倒壊等の危険が高く解体が必要なため、解体工事の設計委託費用を計上するものであります。

23目合併10周年記念事業における追加の事業といたしまして、かまぼこ板の絵コラボ展事業250万5,000円であります。当市のかまぼこ板の絵と福井県坂井市の日本一短い手紙のコラボ展を東京で開催し、西予市の観光、物産や、ギャラリーしろかわにおける全国かまぼこ板の絵展覧会を同時にPRし、今後の西予市への集客増や特産品販売拡大及び地域振興などにつなげていこうとするものであります。

16ページをお開き願います。

民生費、1項2目社会福祉施設費、城川地域の養護老人ホーム奥伊予荘管理運営事業及び三瓶地域の養護老人ホーム三楽園管理運営事業におきまして、それぞれ来年の4月1日の施設移管に向けての老朽化改善対策といたしまして、施設備品等の修繕、更新を行うものでございます。

その内訳といたしましては、修繕費に158万3,000円、工事費に1,980万4,000円、備品等の更新に92万円を計上するものでございます。

18ページをお開き願います。

衛生費、1項2目予防費、予防接種事業1,808万3,000円あります。本年7月の予防接種に関する法令等の改正により10月1日からの実施予定で、水痘、水ぼうそうのワクチン接種におきましては、1歳以上5歳未満の幼児を対象として全額公費負担、また肺炎球菌感染症のワクチン接種におきましては、65歳から5歳刻みの年齢を迎えられる100歳までの高齢者を対象として半額公費負担に必要な経費をそれぞれ計上し、予防に努めるものであります。

19ページをお開き願います。

農林水産業費、1項3目農業振興費、西予市生産者と消費者の絆構築モデル事業756万8,000円あります。消費者などから支持される産地形成を目指して強いネットワークをつくる仕組みづくりとニーズに合わせた作物を安定的に生産するため、新規事業として、モデル的に2つの生産団体に対して栽培に必要な農業用機械の購入や設備設置に係る経費の一部を補助するよう取り組むものであります。財源といたしましては、生産者と消費者の絆構築モデル事業費県補助金と宇

和町農林業振興基金を充当しております。

5目農地費、岩本地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業345万6,000円あります。過疎、高齢化による集落機能の低下及び農業用施設の老朽化により、地域営農に支障を来しているため、一体的な裏溝や耐久性畦畔などの整備により、農作業の省略化、効率化を図るため、城川地域の岩本地区における新規事業の計画作成に係る費用を計上するものであります。

20ページをお開き願います。

商工費、1項4目観光費、ジオパーク推進事業428万3,000円あります。四国西予ジオパークの観光ガイドとしてスマートフォンを活用した情報提供を行うため、配信アプリ開発、言いかえますとプログラム等の開発経費ですが、これに係る経費を計上するものであります。この事業は検証事業としても考えておりまして、市内のほかの観光関係や公共施設利用等の情報提供に活用できる可能性も秘めているものであります。財源といたしましては、ジオパーク推進基金を充当しております。

22ページをお開き願います。

消防費、1項4目災害対策費、災害用資機材・施設整備事業936万4,000円あります。地震、津波対策としては、海岸部は既に配備しておりますので、今回は宇和、野村、城川地域の拠点となる12カ所の避難所に指定している公民館に、発電機や投光器、簡易トイレなどを整備するための費用を計上するものであります。財源といたしましては、補助率が2分の1の市町避難対策支援強化事業費県補助金を充当しております。

23ページをお開き願います。

教育費、2項3目学校管理費、小学校施設整備事業756万円あります。以前から老朽化による対策が必要となっていた城川地域の魚成小学校プールにおいて、保護者や地域の協議により、統合拠点校として具体的な協議が進む予定となったこともあわせて改築工事の計画をする費用を計上するものであります。

3項1目学校管理費、中学校施設修繕事業3,124万3,000円あります。三瓶中学校におきまして、当初予算で老朽化及び雨漏り対策として特別教室の屋上防水の工事をするよう予算計上し、調査設計を委託して発注の準備をしてい

るところですが、新たに普通教室や管理棟も屋上防水、老朽化による雨漏りが発生し、早急な対策が必要となったため工事範囲を広げ、事業量が増加することによる追加費用を計上するものであります。財源といたしましては、学校教育施設等整備事業債を充当しております。

25ページをお開き願います。

6項4目町並み保存対策費、町並み建造物修理・修景事業7,282万2,000円でありますが、重要伝統的建造物の保存地区内の江戸末期ごろの建造物である旧武蔵を、米炊きなどの昔の暮らしの体験施設として活用するため、保存修理、耐震化を行うものであります。財源といたしましては、補助率65%の重要伝統的建造物群保存地区国庫補助金と旧合併特例事業債を充当しております。

7項1目保健体育総務費、ロープジャンプ大会開催事業152万8,000円でありますが、昨年度まで継続して開催され、市内の宇和町小学校が2年連続優勝した全国ロープジャンプ大会がスポンサー等の都合で打ち切られることとなりましたが、小学生の体力向上及び仲間、きずなづくりに有益であり、健全育成にもつながるため、独立行政法人日本スポーツ振興センターと日本レクリエーション協会の協力を得て、四国大会を西予市で開催するための経費を計上するものであります。財源といたしましては、t o t oスポーツ振興くじ助成金を充当しております。

27ページをお開き願います。

このページから29ページまでは、6月豪雨及び台風8号、12号、11号に係ります災害復旧費でございます。

お手元に本日配付させていただきました1枚物の災害復旧費補足資料もあわせてごらんください。補足資料は、災害ごと、地域ごと、季節ごとに整理してございます。

それでは、予算書の27ページにお戻り願います。

災害復旧費、1項1目農地災害復旧事業につきましては、15施設15カ所720万円。

2目農業用施設災害復旧事業につきましては、7施設7カ所460万円。

3目林業用施設災害復旧事業につきましては、33施設69カ所1億6,457万円。

28ページをお開き願います。

6項1目道路橋梁河川災害復旧事業につきましては、87施設92カ所6,043万円。

29ページをお開き願います。

7項1目その他公共施設災害復旧事業につきましては、三瓶地区の特別養護老人ホーム皆楽園の敷地裏ののり面崩壊による災害対策として250万円。

全体の災害費の合計で、143施設184カ所、2億3,930万円を計上いたしまして、早期の災害復旧に努めるものであります。財源といたしましては、災害復旧費国庫負担金及び災害復旧事業債などを充当しております。

それでは、前のページにお戻りいただきまして、9ページをお開き願います。

主な歳入につきましては、先ほど私のほうからの歳入の充当財源説明の中で、内示等により追加、変更した主な補助金事業、名称はご説明申し上げましたので、その点は省略させていただきます、ご説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

8ページの分担金及び負担金では、農林水産施設災害復旧費の分担金条例に基づき、林業用施設災害復旧費分担金のほかの合計で585万円を増額するものであります。

9ページの国庫支出金、1項国庫負担金では、災害復旧費国庫負担金で1億2,864万4,000円の増額。

2項国庫補助金では、内示に伴い社会資本整備総合交付金3,284万1,000円の減額のほか、教育費や総務費に係る新たな補助金の増額などもあり、合計で1,801万1,000円を増額するものであります。

10ページをお開き願います。

県支出金、2項県補助金では、野村地域教育福祉複合施設の木造化に係る森林蘇生緊急対策事業費県補助金2,629万8,000円が確定したことなどのほか、新規や追加、変更となった補助金の合計で4,253万6,000円の増額。

寄附金、1項1目一般寄附金では、公益財団法人上宇和和協会、この法人は昭和16年に育英奨学事業を目的として設立されたものでございまして、この法人の解散に伴い寄附採納の申し出があり、寄附金1,170万3,526円を受納したことにより、既定の予算に増額をするものであります。

11ページをお開き願います。

繰越金、1項1目前年度繰越金では、平成25年度決算により繰越金が確定したことで5億6,061万9,000円を増額するものであります。

12ページをお開き願います。

市債、1項市債では、内示などで事業に対する補助金が追加及び減額並びに事業を変更したことなどにより、起債額の変更をするものであります。

関連ですが、5ページにお戻りください。

これによりまして、地方債の補正として、借入限度額におきまして新たに学校教育施設等整備事業を追加して2,850万円の増額をし、またそのほかにそれぞれ事業ごとに旧合併特例事業640万円の増額及び社会資本整備総合交付金に変更になったことなどによる調整で、辺地対策事業債は810万円の減額と過疎対策事業を720万円の減額並びに災害復旧事業の増加により6,570万円の増額の変更をして、全体で追加、変更の合計で8,530万円の増額をするものであります。

11ページをお開きください。

最後となりますが、これによりまして一般会計全体で一般財源調整のために、繰入金、2項1目財政調整基金繰入金を4,264万7,000円減額するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第107号「平成26年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」から議案第118号「平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの12件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第107号「平成26年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定によるものでございます。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ107万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を2,22

2万5,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第108号「平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定によるものでございます。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ4万円増額し、歳入歳出予算の総額を309万3,000円と定めるものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 議案第109号「平成26年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金及び平成26年度貸付金の確定によるものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算をそれぞれ51万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を3,918万3,000円と定めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第110号「平成26年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度繰越金の確定及び前年度精算による療養給付費等交付金の返還によるものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ231万6,000円増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を58億188万9,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算の補正の主な内容につきましては、前年度決算により繰越金、一般会計繰入金の調整とこれに伴う予備費計上、繰出金の調整及び高山診療所の使用料及び賃借料の増額等であります。これによりまして、既決いただいております俵津診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ78万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,075万6,000円とし、高

山診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,547万円とし、遊子川出張診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ38万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ592万9,000円とし、二及診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ42万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,715万円とし、周末診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ48万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,678万3,000円と定めるものであります。

なお、狩江診療所勘定、惣川診療所勘定及び土居診療所勘定の補正については、歳入予算の組み替えを行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

続きまして、議案第111号「平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ889万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6億2,451万1,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第112号「平成26年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、過年度分の介護給付費国庫負担金及び介護給付費交付金並びに前年度繰越金が確定したことに伴い、基金積立金及び償還金を増額するもののほか、認知症地域支援推進員等設置事業等の研修旅費を増額するものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ1,686万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を54億7,684万5,000円と定めるものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第113号「平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、農業集落排水施設使用料及び前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を増額するものであります。歳出においては、歳入の補正に伴う充当財源の組み替えを行うもので、これによりまして歳入歳出予算の総額に増減はございません。

続きまして、議案第114号「平成26年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、下水道使用料及び前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。歳出においては、歳入の補正に伴う充当財源の組み替えを行うもので、これによりまして歳入歳出予算の総額に増減はございません。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 平野公営企業部長。

○平野公営企業部長 議案第115号「平成26年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定と上水道事業へ統合した一部の簡易水道事業の資産移行処理に伴うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ1億9,522万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億4,178万8,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第116号「平成26年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、一部の簡易水道事業を統合したことに伴う資産移行処理のほか、経営審議会に係る経費を計上するものであります。

これによりまして、第2条の収益的支出では、既決いただいております収益的支出に総係費14万6,000円を増額し、総額を7億4,428万2,000円といたしております。

第3条の資本的収入では、既決いただいております資本的収入に、簡易水道事業会計からの繰入金である他会計負担金を1億7,073万円増額し、総額を5億7,783万3,000円といたしております。

なお、今回計上しております他会計負担金につ

きましては、統合簡易水道からの負担金であるため、補填財源としないものであります。

また、第4条の特例的収入及び支出につきましては、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、簡易水道事業による給水収入などの未収金を引き継ぐ必要がございますので、特例的収入として定めるものであります。

続きまして、議案第117号「平成26年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、野村病院の施設改良工事に伴う高圧変電器架設工事等の建設改良費を増額するものでございます。

第2条の業務の予定量では、主な建設改良事業の施設整備事業費を864万5,000円増額し、施設整備事業費の総額を1億7,386万3,000円といたしております。

第3条の資本的収入及び支出では、資本的支出の建設改良費を864万5,000円増額し、資本的支出の総額を10億8,678万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第118号「平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、給食材料費の精算月を変更することに伴う1カ月分の材料費の増額と施設の増築に伴う基本設計委託料等を増額するものでございます。これによりまして、収益的支出の施設運営事業費用を251万3,000円増額し、支出の総額を4億9,512万6,000円とするものであります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩といたします。（休憩 午前11時02分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時11分）

（日程8）

○議長 次に、日程第8、認定第1号「平成25年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

奥野会計管理者。

○奥野会計管理者 認定第1号「平成25年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

お手元に、地方自治法に基づきます平成25年度決算における主要な施策の成果報告書をお配りさせていただいておりますが、主にこれに基づいて説明をさせていただきます。

まず初めに、その概要を申し上げます。

資料は1ページからになります。

平成25年度は「誇れる・愛着のもてる『いい実感』のある西予」を基本理念とするマニフェスト2012の政策提言の実現を着実に推進しながら地域経済状況や市の財政状況を直視した上で持続可能な財政構造を構築する手法を取り入れ、市政運営に取り組みました。

それでは、平成25年度一般会計の決算の状況とあわせて普通会計における財政指標等の状況につきましても説明し、主要な施策の成果につきましてもその概略を報告いたします。

まず、一般会計の決算規模と決算収支についてご説明申し上げます。

資料は23ページになります。

平成25年度の一般会計の決算規模は、歳入決算額280億8,103万7,000円、歳出決算額271億5,153万6,000円、歳入歳出差し引き額は9億2,950万1,000円となり、繰越財源1億6,888万2,000円を除くと実質収支は7億6,061万9,000円となります。

また、前年度と比較いたしますと、伸び率で歳入決算額が12.6%、歳出決算額が15.3%となっております。

次に、歳入決算の概要についてご説明申し上げます。

平成25年度の決算額は、前年度に対して31億3,976万8,000円の増となっております。

その主な要因としまして、地域経済基盤強化・雇用等対策事業、消防無線設備整備事業、森林蘇生緊急対策事業及び小学校統合校舎建設事業等大型事業の実施による国、県の支出金や市債等の増によるものであります。

また、市税は31億693万2,000円で、市民税の個人、法人所得割が減となったことにより、前年度と比較し2,035万9,000円の

減となっております。

普通交付税は119億8,329万7,000円で、公債費償還に係る基準財政需要額が増となったことにより、前年度と比較し9,927万1,000円の増となっております。

歳入のうち78.1%を国や県に依存する本市は、依然として財政基盤が脆弱な状況であることから、今後も国の歳出・歳入一体改革や、国、地方が一体となって取り組む経費削減、財政の健全化施策のほか、合併による財政的支援措置の縮減などにより大きな影響を受けることが想定されます。

次に、地方交付税の状況についてご説明申し上げます。

資料は26ページになります。

普通交付税額につきましては、前年度と比較し、全国総額ベースで2.5%減、全国市町村平均で1.6%減、愛媛県内市町平均で0.5%減という状況の中で、基準財政需要額においては、地方公務員の給与削減と新たに地域の元気づくり推進費が創設されたことによる増と、旧合併特例債等償還金の増加による公債費に係る需要額が増となったことにより、前年度と比較して9,927万1,000円、率にして0.8%増の119億8,329万7,000円となっております。

特別交付税につきましても、前年度と比較し、全国総額ベースで2.3%減、全国市町村平均で2.1%減、愛媛県内市町平均では0.4%減という状況の中で、本市においては0.6%増の12億8,101万5,000円が交付されました。

また、臨時財政特例債発行可能額につきましては、前年度と比較して1.5%増の9億3,786万3,000円となり、これを含めた交付税総額は前年度に比べ0.9%増の1億2,093万8,000円の増となっております。

次に、財政力指数の状況についてご説明申し上げます。

資料は27ページになります。

本市の平成25年度財政力指数は0.243で、前年度より0.002ポイント上昇しているものの、平成24年度の全国市町村平均は0.49、平成25年度の県市町平均では0.43であることから、極めて脆弱な状況にあります。今後の見通しにつきましては、地方消費税交付金によ

る基準財政収入額の変化があるものの、人口減少等により基準財政需要額が縮減傾向にあるため、結果としてこの指数がわずかながら上昇することが予想されます。

次に、市債の状況についてご説明申し上げます。

資料は28ページになります。

市債の発行につきましては、不足財源の補填として健全財政を維持できる範囲内で財政上有利な起債を必要最小限借り入れることにしております。平成25年度の決算額は29億5,360万円で、小学校統合校舎建設事業等の大型建設事業の実施により、前年度と比較して5億8,610万円の増となっております。地方債残高は前年度と比較し、3億2,374万2,000円減の332億7,716万1,000円となっております。

次に、歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

資料は29ページになります。

平成25年度の決算額は前年度と比較して36億128万5,000円の増となっております。

その主な要因は、地域経済基盤強化・雇用等対策事業、小学校統合校舎建設事業の実施、公共施設整備基金を積み立てたことによるものであります。

性質別決算額では、普通建設事業費が50億2,288万円、人件費44億8,929万9,000円、物件費37億1,913万9,000円、公債費が37億923万8,000円で、これらの合計が歳出の62.4%を占めております。人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の合計は109億7,480万6,000円となっており、前年度と比較し、普通建設事業費が小学校統合校舎建設事業等の大型事業を実施したことにより24億2,832万円の増、積立金は公共施設整備基金等の積み立て増により7億9,514万円の増となっております。

目的別に見ますと、民生費が62億1,455万2,000円、公債費37億893万8,000円、教育費35億1,288万2,000円、農林水産業費が30億8,248万1,000円で、これらの合計が歳出の6割以上を占めております。

次に、実質公債費比率の状況についてご説明申

上げます。

資料は32ページになります。

平成25年度の実質公債費比率は10.3%で、前年度より0.9%減となっております。これは、公債費に準ずる債務負担行為に係る経費が減額となったことが主な要因となっております。今後は新市立病院建設事業に対する公営企業会計への繰出金が増加するとともに、普通交付税において合併算定がえの特例措置分が段階的に縮減されることにより、上記の比率は上昇していくと見込まれます。

次に、健全化判断比率の状況についてご説明申し上げます。

資料は33ページになります。

平成25年度決算における健全化判断比率は、次ページの表のとおりであります。実質公債費比率は前年度に比べ0.9%減の10.3%、将来負担率は前年度に比べ0.6%減の57.7%となっており、いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況であります。

しかしながら、今後実質公債費比率につきましては、一般会計における公債費の増加とともに、特別会計等への繰出金のうち、元利償還の財源に充てたと認められる額の増大等によって上昇し、将来負担比率についても、特別会計等への地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰り出し見込み額や充当可能基金の減少により上昇することも見込まれ、財政全般にわたる慎重な運営が求められます。

このほか、単年度歳出額の性質別、目的別の内訳と、前年度比較は30ページと31ページに記載しておりますが、過去5年間の一般会計の歳出性質別決算額及び自主財源と市債を除く歳入等の推移を35ページに記載しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。特に歳出総額と市債を除く歳入との差が大きい場合は、当然のことながら市債で補っているため、地方債発行額が増加し地方債残高も増加しております。そのため、地方債発行につきましては可能な限り有利な起債を利用し、後年度にできるだけ影響が出ないよう計画的に行っているところであります。

次に、主要な施策の成果について、その概略をご報告いたします。

資料の3ページにお戻りください。

平成25年度の主な事業としまして、魅力ある

まちづくりをテーマとした四国西予ジオパーク構想の日本ジオパーク認定取得、減災のまちづくりをテーマとした防災行政無線及び防災道路等の整備のほか、愛媛県オフサイトセンター新築移転の決定、次世代を育み、豊かに年を重ねるいい実感のまちをテーマとした医療費助成制度の拡充、不易流行の文化と学びのまちをテーマとした伊勢神宮式年遷宮での野村生糸の使用、新市建設計画基盤事業の実行をテーマとした新病院建設事業などを行いました。

また、西予市の景気底上げを図るため、住宅リフォーム補助、集会所の整備、道路整備等の市単独の緊急経済対策事業を行いました。今後、社会保障費、公債費、繰出金等が増加するとともに、合併に伴う財政的支援措置が徐々になくなり、厳しい財政運営となることが想定されますので、限られた財源を有効に活用するため、行財政のスリム化と効率化に積極的に取り組み、健全な財政運営に努め、継続可能な財政基盤を確立することが急務となっております。

なお、主要な施策の成果の概要につきましては、成果報告書の12ページから19ページに記載しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、主要な部分のみをご説明申し上げましたが、詳細につきましては、各常任委員会におきまして施策の成果報告書に基づき各担当部長がご説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程9)

○議長 次に、日程第9、認定第2号「平成25年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの12件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

奥野会計管理者。

○奥野会計管理者 平成25年度西予市特別会計の決算についてご説明申し上げます。

資料は21ページになります。

公営企業会計を除きます特別会計全体の歳入決算額は137億4,217万4,000円、歳出決算額が136億8,271万6,000円、歳入歳出差し引き額は5,945万8,000円と

なり、繰り越すべき財源がないため、実質収支は同額の5,945万8,000円となっております。

それでは、会計別にご説明申し上げます。

認定第2号「平成25年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は同じく成果報告書の302ページからになります。

授産場特別会計は、歳入総額2,396万7,000円、歳出総額2,289万円で、前年度と比較しまして歳入総額は127万円の増、歳出総額は228万1,000円の増となり、形式収支、実質収支ともに107万7,000円となっております。

手袋加工賃等の事業収入につきましては554万7,000円で、前年度と比較しまして193万9,000円の減、25.9%の減となりました。

続きまして、認定第3号「平成25年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は306ページになります。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入総額334万円、歳出総額329万9,000円であり、形式収支、実質収支ともに4万1,000円となっております。

続きまして、認定第4号「平成25年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は307ページからになります。

育英会奨学資金貸付特別会計は、歳入総額1億3,794万9,000円で、前年度と比較しまして1,915万2,000円の増、歳出総額は1億3,742万9,000円で、前年度との比較では1億892万7,000円の増となり、形式収支、実質収支ともに52万円となっております。

また、歳出における前年度比の大幅な増額につきましては、予備費を一般会計へ繰り出したことによるものであります。

なお、平成25年度貸付者は継続44名、新規21名の合計65名で、貸付総額は2,521万5,000円、償還者は延べ540名で、償還総額は4,765万4,000円となりました。

続きまして、認定第5号「平成25年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は309ページからになります。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が56億9,023万6,000円、歳出総額は56億8,907万2,000円となり、形式収支、実質収支ともに116万4,000円となっております。当会計は、平成22年度に財政調整基金をほぼ取り崩して以来、一般会計からの繰入金により収支均衡を図るといった厳しい財政運営が続いておりましたことから、昨年度は保険税率の改正を実施いたしました。当会計におきましては、保険税の収納率を向上させるとともに、特定健診事業等の積極的推進によって医療費の削減を図り、国保会計の健全化に努めてまいります。

次に、診療所施設勘定についてご説明申し上げます。

資料は314ページからになりますが、316ページをお開きください。

市内9の診療所の歳入総額は3億6,202万8,000円、歳出総額が3億5,902万7,000円となり、形式収支、実質収支ともに300万1,000円となっておりますが、歳入総額から一般会計繰入金等を除きますと6,511万1,000円の赤字となっております。前年度と比較いたしますと約1,830万3,000円ほど赤字の改善が見られますが、その主な要因といたしましては、平成25年度から高山診療所の医科部分を休止したこと等によるものであります。今後も一般会計繰入金の削減を図るため、診療所再編の実施や医薬材料費等の一括購入による経費節減に努めるとともに、随時老朽化した施設の改修等にも取り組みながら、地域になくしてはならない診療所づくりに努めてまいります。

続きまして、認定第6号「平成25年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は326ページからになります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額5億8,929万円で、前年度と比較しまして1,988万3,000円の減、歳出総額は5億8,039万2,000円で、前年度と比較して1,823万3,000円の減となり、形式収支、実質収支ともに889万8,000円となっております。

歳入につきましては、被保険者の保険料が3億3,681万3,000円、繰入金2億3,139万8,000円、後期高齢者医療健康診査の受託収入などの諸収入1,053万2,000円が主なものです。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が5億4,836万8,000円となり、歳出全体の94.5%を占め、歳出のほとんどが実績額確定に伴う保険料、保険基盤安定分、広域連合の共通経費となっております。

続きまして、認定第7号「平成25年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は328ページからになります。

介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額が5億2,227万6,000円で、前年度と比較しまして2億1,844万6,000円の増、歳出総額は5億2,831万5,000円で、前年度と比較しまして2億4,372万5,000円の増となり、形式収支、実質収支ともに396万1,000円となっております。今後も被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者または施設から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、介護保険の健全かつ安定した運営を図ってまいります。

続きまして、認定第8号「平成25年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は337ページからになります。

農業集落排水事業特別会計における歳入総額は4億9,566万2,000円で、前年度と比較しまして3,256万3,000円、7.4%の減、歳出総額は4億8,450万円で、前年度と比較して3,257万4,000円、7.4%の減となり、形式収支、実質収支ともに111万2,000円となっております。

本事業につきましては、現在10の処理区が稼働しておりますが、平成24、25年度に実施しました機能診断調査の評価結果に基づき、施設の維持管理に努めているところでございます。

続きまして、認定第9号「平成25年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は343ページからになります。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額9億8,166万9,000円で、前年度と比較しまして1億2,406万4,000円、11.2%の減、歳出総額は9億8,087万2,000円で、前年度と比較しまして1億1,648万円、10.6%の減となり、形式収支、実質収支ともに79万7,000円となっております。

事業内容につきましては、宇和処理区、野村処理区ともに供用を開始しており、拡張区域の整備及び施設の維持管理等を鋭意進めているところでございます。

以上、西予市簡易水道事業特別会計を除く平成25年度西予市各特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきました。大変大まかな説明になりましたが、詳細につきましては、各常任委員会におきまして各担当部課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 平野公営企業部長。

○平野公営企業部長 認定第10号「平成25年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

資料は平成25年度決算における主要な施策の成果報告書333ページからになります。

西予市簡易水道事業特別会計は、歳入総額が2億6,185万7,000円で、主な収入といたしましては、給水収入1億3,411万5,000円、繰入金7,524万8,000円、分担金及び負担金896万5,000円などでありませう。

歳出総額は2億2,297万円で、主な支出といたしましては、事業費1億5,685万4,000円及び公債費6,611万6,000円であります。

以上によりまして、形式収支、実質収支ともに3,888万7,000円の黒字を計上いたしております。

続きまして、認定第11号「平成25年度西予市上水道事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の16ページをお開きください。

まず、平成25年度の西予市上水道事業の連結決算における概要を報告いたします。

総括事項として営業収益における給水収益につきましては、前年度比0.8%の減となりましたが、このことは少子・高齢化による給水人口の減少と節水型生活環境への移行が減収の主要因であると推測しております。経常利益につきましては、電気料値上げによる動力費用の増額が減益の主要因であります。

次に、イの業務量であります。給水人口は前年度から191人減少し2万9,049人、年間総有収水量は前年度比0.7%減の318万4,185立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

水道事業収益6億423万2,989円に対しまして水道事業費用は5億5,670万2,272円となり、前年度と比較しまして収益は0.1%の減、費用は4.3%の増となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

このことを8ページの損益計算書でご説明いたしますと、1の営業収益5億4,860万4,833円に対しまして2の営業費用は5億843万6,725円であり、差し引きの営業利益は4,016万8,108円となりました。

次に、3の営業外収益は、水道加入金など2,762万8,015円となっており、4の営業外費用は、主に企業債の支払い利息として2,809万1,554円を支出しております。

以上によりまして、経常利益は前年度比30.7%減の3,970万4,569円、当年度純利益は前年度比32.4%減の3,843万4,555円となり、当年度未処分利益剰余金が1億5,700万3,765円となっております。

なお、積立金と合わせた利益、剰余金の合計は6億2,581万1,440円であります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。

6ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額1億2,408万8,635円となっております。その内訳は、工事負担金2,957万1,500円、企業債9,040万円、補助金411万7,135円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出

総額3億2004万4,137円で、建設改良費として2億52万2,400円、企業債償還金として1億1,352万1,737円を支出しております。建設改良の主な工事は、宇和上水道皆田地区配水管布設工事、野村上水道第1浄水場ろ過池構成工事等であります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億9,595万5,502円につきましては、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金及び減債積立金等により補填をいたしました。

なお、37ページからは各上水道事業の決算資料を掲載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、認定第12号「平成25年度西予市病院事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の92ページをお開きください。

平成25年度の病院事業の概要についてご報告いたします。

近年全国的な医師不足及び看護師不足など、医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。

そのような中、宇和病院におきましては、平成18年度から非常勤医師で月に2回の外来診療を行ってきまして整形外科において、4月から常勤医師が着任し、さらには7月には平成19年度以来休診を余儀なくされていた泌尿器科においても常勤医師が着任し、入院患者の受け入れや手術が可能となり、診療体制の充実を図ることができました。また、野村病院でも、前年度非常勤や臨時職員として勤務していた内科医師2名が4月より正職員として勤務することとなり、診療体制の充実が図られております。

平成25年度においては、両病院とも常勤医師がふえ、明るい兆しが見えてまいりましたが、今後も医師及び看護師等の確保に努力をしていく所存でございます。

また、病院施設関連におきましては、今月21日に西予市民病院が開設する予定のほか、建築後20年が経過している野村病院の劣化が顕著であることから、大規模な内部改修を行っているところでもございます。

次に、イの業務量でございます。宇和病院では年間入院延べ患者数3万5,405人、外来延

べ患者数3万4,241人、野村病院では年間入院延べ患者数3万4,097人、外来延べ患者数6万1,026人となっております。

次に、80ページの決算報告書をごらんください。

まず、病院事業収益29億4,397万1,461円に対しまして病院事業費用は29億8,242万8704円となっております。なお、これは消費税込みの金額でございます。

このことを84ページの損益計算書でご説明いたしますと、1の医業収益27億3,689万6,221円に対し、2の医業費用は28億9,343万1,745円で、差し引き1億5,653万5,524円の営業損失となりました。その主な要因といたしましては、前年度に対して医業収益が増加したものの、医療の充実を目的とした栄養サポートチームの稼働並びに新病院の開設を視野に入れた新規採用職員の人件費などが増加したことによるものであります。

次に、3の医業外収益は1億9,899万9,623円で、うち1億7,253万609円が一般会計からの負担金及び補助金でございます。

医業外費用は8,068万5,877円で、主に企業債の利息及び控除対象外消費税として計上される雑支出でございます。

以上によりまして、経常損失3,822万1,778円、当年度純損失4,173万963円となり、当年度未処分利益剰余金は2億6,627万6,562円となっております。

なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は4億7,647万6,562円であります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

82ページをお開きください。

資本的収入の総額は35億8,729万1,206円で、内訳は一般会計出資金3億4,967万706円、企業債28億8,600万円、補助金3億5,162万500円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込支出総額は36億2,853万6,504円で、これは医療機器の更新や野村病院の改修工事及び新病院建設に係る建設改良費35億1,473万9,205円と企業債償還元金の1億1,379万7,299円となっております。

なお、建設改良費のうち新市立病院建設に係る

決算額は32億8,228万575円でありませす。これによりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億8,251万1,248円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、繰越工事資金等で補填をいたしました。

また、平成25年度から翌年度へ繰り越した額は、地方公営企業法第26条に基づく建設改良繰り越し8億5,103万5,556円と継続費通次繰り越しの13億7,970万円でございます。

115ページから、宇和・野村病院ごとの決算資料を掲載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、認定第13号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

同じく公営企業会計決算書の144ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

施設事業収益は4億4,245万1,878円に対しまして施設事業費用は4億5,180万1,610円となり、前年度と比較しまして収益は0.2%増、費用は2.2%増となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

このことを148ページの損益計算書でご説明いたしますと、1の施設運営事業収益は4億2,243万2,444円に対しまして2の施設運営事業費は4億3,385万738円となり、差し引きの営業損失は1,141万8,294円となりました。

次に、3の施設運営事業外収益は、市からの補助金など1,996万5,787円となっており、4の施設運営事業外費用は企業債の支払い利息など1,856万9,375円を支出しております。

以上によりまして、経常損失、当年度純損失ともに1,002万1,882円となりました。

なお、前年度までの繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は6,022万4,461円となりました。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

146ページをお開きください。

資本的収入につきましては1,248万4,5

00円となっており、屋上防水工事改修費用の全額を市から補助金として計上したものであります。

一方、資本的支出につきましては4,883万2,997円となっており、企業債償還元金のほか、屋上防水改修工事等の建設改良費を支出しております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する3,634万8,497円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

これらに伴います事業の概要につきましては、153ページの貸借対照表及び155ページからの事業報告書をご参照願います。今後とも関係機関と緊密な連携を図り、効率的な施設運営と利用者の確保及び経費節減に努め、さらなるサービスの向上と健全経営を図ってまいりたいと考えております。

以上、4認定案件よろしくご審議を賜り、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩といたします。(休憩 午後0時03分)

○議長 再開いたします。(再開 午後1時00分)

ただいま議題となっております認定第1号から認定第13号までの監査報告を求めます。

正司代表監査委員。

○正司監査委員 決算審査意見についてご報告を申し上げます。

市長から、地方自治法の規定に基づきまして審査に付されました平成25年度西予市一般会計、特別会計及び西予市基金運用状況並びに地方公営企業法の規定に基づいて審査に付されました平成25年度西予市公営企業会計の決算について慎重に審査し、審査の結果の意見書を去る8月12日に市長に提出したところでございます。

以下、その内容についてご報告いたします。

お手元の平成25年度西予市一般会計及び特別会計決算審査意見書の1ページをお開き願います。

第1、審査の概要であります。

審査の対象は、平成25年度一般会計及び平成25年度授産場特別会計外8特別会計の歳入歳出決算であります。

審査期間は、平成26年7月1日から平成26年8月8日までの間実施いたしました。

審査方法につきましては、市長から提出されました一般会計と特別会計歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性、予算の執行状況の適否等通常実施すべき審査手続を実施するとともに、定期監査及び例月現金出納検査等の結果も参考にしながら審査をいたしました。

第2、審査結果であります。

適正に執行されていると認められました。

なお、各会計の決算審査の状況及び意見は、2ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただき、詳細の説明は省略させていただきます。

次に、55ページをお開き願います。

決算の概要であります。

平成25年度一般会計及び特別会計の総計決算額は、歳入が418億2,321万円、歳出が408億3,425万円で、前年度に比べ歳入は30億5,599万円、歳出は36億4,991万円それぞれ増加しております。

決算収支では、形式収支額が9億8,896万円、実質収支額が8億2,008万円の黒字となっております。一般会計の形式収支額は9億2,950万円、実質収支額は7億6,062万円の黒字であり、実質単年度収支額におきましても2億7,218万円の黒字であります。

特別会計は、形式収支額、実質収支額ともに5,946万円の黒字であります。実質単年度収支額におきましては1億2,962万円の赤字であります。

予算の執行につきましては、市単独の緊急経済対策、農林水産業などの基幹産業の振興、四国西予ジオパークのジオの資源活用、地域防災体制の整備、入院医療費助成の拡充、教育環境の整備など、ハード、ソフト両面で多くの事業を着実に執行されておりますが、地方経済の景気回復の実感はまだ薄い状況にありますので、特に財政力の弱い当市におきましては、職員一人一人が合理性、経済性、効率性、有効性、正確性を強く意識して行政運営に当たり、市民のための「誇れる・愛着のもてる『いい実感』のある西予」を目指し、その実現を望むものであります。

なお、今後の行政運営におきましてご配慮いただきたい内容につきまして申し上げますと、1点

目は、普通会計の財政指標等の状況で明らかなように、実質公債費率が10.3%、公債費負担比率は18.3%と前年度より改善されておりますが、財政力指数が0.24、経常収支比率は82.1%と厳しい状況が続いておりますので、予算編成に当たりましては、各事業について管理、経費も含めた経済性、効率性、有効性など多角的かつ慎重に検討の上対処していただくよう望むものであります。

2点目は、一般会計について、歳入では自主財源の構成比が21.9%、依存財源が78.1%で、前年度に比べ依存財源が1.7ポイント減少しております。これから普通交付税は合併算定がえにより段階的に縮減され、年々減少する見通しであることから、将来を見据えた堅実な財政運用に努めていただくようお願いいたします。

歳出では、今年度も翌年度繰越額が14億6,562万円となっておりますので、事業の進捗、管理をさらに徹底し、計画的、効率的な事業の執行に留意をお願いいたします。また、今後は大型建設事業の実施に伴う起債、償還なども考慮し、長期計画に基づく財政運営に努め、行政評価システムの機能を生かし、限られた財源の重点的、効果的配分を行い、行政のスリム化、効率化に努められることを望むものであります。

3点目といたしまして、特別会計は一般会計から22億7,276万円の繰り出しを受けております。前年度に比べ1億1,743万円減少しておりますが、不納欠損額は1,643万円で、前年度に比べ901万円増加しておりますので、独立採算制を常に意識して事業運営の改善や貸付金償還金、保険料などの未収金対策の強化を進め、収入財源の着実な確保により一般会計繰出金の縮減に努力していただきたいと思います。

以上、一般会計及び特別会計決算審査意見の報告とさせていただきます。

なお、西予市基金運用状況審査の結果につきましても、各基金の計数はいずれも正確であり、適正に運用されていると認められましたので、あわせてご報告させていただきます。

次に、お手元の平成25年度西予市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の概要であります。

審査の対象は、平成25年度上水道事業、病院事業及び野村介護老人保健施設事業の3事業の会

計決算であります。

審査の期間は、平成26年6月18日から平成26年7月31日までの間実施をいたしました。

審査の方法につきましては、3事業会計の決算報告書、財務諸表及び決算附属書類が地方公営企業法、その他関係法令の規定に基づいて作成されているか、またこれらの計数、経営成績及び財政状況が適正に表示されているかについて関係諸帳簿により審査を行いました。

審査の結果は、いずれも法令に基づいて作成され、計数、経営成績及び財政状況についても適正に表示されていると認められました。

なお、各会計の決算審査の状況及び意見は、2ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただき、詳細説明は省略させていただきます。

次に、17ページをお開き願います。

上水道事業会計の経営状況についての概要であります。

(3) 以降を見ていただきますと、当年度の経営状況は3,843万円の純利益であります。減収減益となっております。過疎化、少子・高齢化による給水人口の減少や市民の節水意識の高揚等により水需要が減少傾向にある中で、水道施設の耐震化や老朽施設の修繕、更新に伴う費用の増大が見込まれ、水道事業の経営が懸念されるところであります。

今回懸案であった上水道事業の統合、料金の格差是正の実現を一つの区切りとして、今後一層の経費節減や経営の合理化に努め、経営基盤の強化や安全な水道水の安定的供給に取り組んでいただきたいと考えます。

次に、33ページをお開き願います。

病院事業会計の経営状況についての概要であります。

(3) 以降を見ていただきますと、当年度の経営状況は宇和病院が4,994万円の純損失、野村病院は821万円の純利益で、合計4,173万円の純損失となっております。

平成26年9月に開院予定の西予市民病院では、施設の充実とともに医療スタッフも増員で医療体制も整ってきてるようでございます。地域の中核病院として医療、看護の質の向上に努め、市民からの信頼を得て、最良の医療の提供ができるよう職員の心を一つにして期待に応えていただきたいと思います。

また、経営につきましてはこれまで以上に厳しい面も予想されますが、まずは最も重要となる職員自身の意識改革を図り、病院経営の長期健全化に期待するものであります。

次に、47ページをお開き願います。

野村介護老人保健施設つくし苑事業会計の経営状況についての概要であります。

(3) 以降を見ていただきますと、当年度の経営状況は1,002万円の純損失となっております。これは、主に入所利用者数の減少と人件費及び電気料金値上げ等による経費が大幅に増加したことが影響したものとと思われます。今後関係機関との連携や施設利用者への増加に向けた施策を継続して行ったとしても、人件費等の費用が増大しており、介護報酬の引き上げ等による事業収益の伸びがない限り、施設経営においては厳しい状況が続くものと予想されます。当面は減少した入所者の確保に努め、赤字解消の一助となるよう研さんしていただきたいと考えます。

以上、公営企業会計決算審査意見の報告とさせていただきます。

これで決算審査意見についての報告を終わります。

○議長 以上で監査報告は終わりました。

(日程10)

○議長 次に、日程第10、報告第8号「平成25年度西予市一般会計継続費精算報告について」から報告第21号「西予CATV(株)の経営状況について」までの14件を一括議題といたします。

理事者の報告を求めます。

九鬼副市長。

○九鬼副市長 報告第8号「平成25年度西予市一般会計継続費精算報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成25年度において三瓶小学校校舎新築事業の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書を添えてご報告申し上げます。

続きまして、報告第9号「平成25年度健全化判断比率の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成25年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断4比率を算定いたしましたので、地方

公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

なお、財政健全化判断比率と申しますのは、財政運営が将来を含め今どういう状態であるかを見るためのものであります。その比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計並びに全ての会計を通しての実質赤字額はいずれもございません。次に、実質公債費比率は、借入金返済の度合いを、将来負担比率は将来の財政運営を圧迫する度合いを見るものであります。いずれの比率につきましても、お手元の平成25年度健全化判断比率の状況のとおり早期健全化が必要とする基準値を下回っており、現状では健全な財政運営状況であることをご報告いたします。

続きまして、報告第10号「平成25年度資金不足比率の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

上水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計につきまして、平成25年度資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

この資金不足比率とは、公営事業の経営状態の悪化の度合いを見るものですが、一覧表のとおり、全ての会計において資金不足を生じておりませんので、健全な経営がなされている状況であることをご報告申し上げます。

続きまして、報告第11号「平成24年度西予市公共下水道事業特別会計継続費精算報告について」、報告第12号「平成25年度西予市公共下水道事業特別会計継続費精算報告について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成24年度において、野村浄化センター建設事業の継続費に係る継続年度が終了し、平成25年度において宇和浄化センター建設事業の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書を添えてご報告申し上げます。

続きまして、報告第13号「西予市土地開発公社の経営状況について」、報告第14号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」

て」、報告第15号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第16号「株式会社城川開発公社の経営状況について」、報告第17号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告第18号「あけはましーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第19号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」、報告第20号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第21号「西予CATV(株)の経営状況について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項で規定する市の出資比率が50%以上の法人等については、同法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度に法人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することが義務づけられております。本議会に9法人の平成25年度経営状況について報告するものであります。

各法人の経営状況の詳細につきましては、担当部長から補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長 報告第13号「西予市土地開発公社の経営状況について」補足説明を申し上げます。

平成25年度西予市土地開発公社の実績報告につきましては、完成土地売却としていぶき団地1区画、高野子団地1区画、さくら団地2区画を販売し、2,309万5,129円の収入がございました。

平成26年度の事業計画につきましては、宇和町さくら団地全82区画のうち残り60区画を、城川町高野子団地全15区画のうち残り7区画を、三瓶町いぶき団地全24区画のうち残り12区画を、宇和町みどり団地残り13区画、下松葉分譲地残り1区画の販売促進を行っております。

次に、平成25年度の収支報告をいたします。

収入の部では、事業収入2,309万5,129円、事業外収益23万9,790円、繰越金6,089万2,048円、事業借入金5億5,535万5,280円、合計6億3,958万2,247円となっております。

歳出の部では、事業費用3万4,124円、販売費及び一般管理費1,019万4,229円、事業外費用336万6,992円、事業借入金

償還5億5,535万5,280円、合計5億6,895万625円となっております。差し引き繰越金は7,063万1,622円となっております。詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しください。

以上で西予市土地開発公社の経営状況説明を終わります。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 それでは、産業建設部所管分、第14号から第19号について報告をさせていただきます。

まず、報告第14号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」ご説明をさせていただきます。

同社は西予市指定管理者として農業公園ほわいとファームの管理経営に当たり、乳製品や絹製品などの地域特産品の製造販売、レストラン事業ほかイベント開催による地域内外からの集客事業に取り組んでおります。

平成25年度におきましては、新しいチーズ商品の開発や新規取引先の開拓、ネットショップの売上増加対策などに努めましたが、高速道路延伸等により増加していた来園客が減少したことやシルク博物館の棚卸資産減少等により、実質売り上げは約5,250万円、前年度比470万円の減となりました。期末における地域雇用者はパート社員を含め10名でございます。

平成26年度も、引き続き新規取引先の開拓や既取引先の振興、また企業や団体への訪問等を実施し、レストランや商品の利用促進を図るとともに、ネットや通信販売利用者等の個人顧客に対しましても情報発信等による販路拡大に取り組んでまいります。また、情報収集に努めながら新商品や企画商品等の開発も検討し、魅力ある新しい商品として販売推進を行うとともに、売り上げの増加を図ってまいりたいと考えております。

次に、報告第15号「株式会社エフシーの経営状況について」ご説明いたします。

同社は林産材の伐出、除伐、作業道開設、治山等の受託作業を主な事業として、森林の保全や林業の担い手育成等に取り組んでおります。全国的な国産材価の下落が続く中、平成25年度は退職者、労災災害の発生による作業員の減少などにより、素材生産量6,677立米、作業面積211ヘクタールと前年度を下回る結果となりました。

木材加工部門では木質ペレットが373トン、前年比18%増量したこともあり、売上総額は昨年度より約400万円増の1億5,000万円となっております。期末における地域雇用者数は26名でございます。今後大幅な増員が見込めない中、森林整備に必要な後継者の育成を進めるとともに、無駄を省いた効率的な作業を行っていき、平成26年度におきましても、原木相場低調が続く中、大変厳しい状況となることが予想されますが、造材から販売までの市場木材情報を最大限に収集し、西予市内森林の適切な整備と林業活性化に向けて将来につながる経営と担い手の育成を確立してまいり所存でございます。

次に、報告第16号「株式会社城川開発公社の経営状況について」ご説明をさせていただきます。

同社は西予市指定管理者として特産品センター、加工センター、クアテルメ宝泉坊など8施設の管理経営に当たり、地域特産品の製造販売ほか市民の健康増進、観光交流などの事業を行っております。平成25年度は約5億円を売り上げております。当期純利益は約180万円となりました。クアテルメに係る燃料費の高どまり及び電力費の大幅アップ、それに対処するための省エネ化費用の発生、クリ加工に係る市外調達グリ比率の増加、施設整備の老朽化に伴う修繕費用の増加、増員による人件費の増加などなど、下方リスクが大きくなった中で過去最高の売上高を達成することはできました。期末における地域雇用は93名を安定確保いたしております。今後も高齢化や景気動向など消費者ニーズ的確な把握とともに、自社ブランドのたゆまぬ開発など常に挑戦する姿勢のもとに信頼される地域の中核企業として産業活性化に貢献してまいり所存でございます。

次に、報告第17号「株式会社どんぶり館の経営状況について」ご説明いたします。

同社は西予市指定管理者としてふれあい市場、レストランなどの管理経営に当たり、農林水産物や地域特産品の販売のほか、観光交流などの事業を行っております。今期は、4月に八幡浜市にオープンした道の駅みなっとの影響で、特に八幡浜方面からの来客者が減少したり、また出荷者がみなっへと流出するという予想外のことも起こりました。その影響で4月、6月期は前年度比1,500万円減と落ち込みましたが、夏休み期間中に

無休で営業したりイベントの開催やバスの誘致を徹底することで、11月以降は例年並みとなりました。経営の実績では、前年度の総売り上げに比べ96%の約5億5,000万円となっております。目標の6億円を下回る結果となりましたが、最終的には300万円以上の利益を計上いたしました。また、期末における地域雇用者は、パート職員を含め昨年比1名増の24名です。厳しい状況の中ではありますが、青空市場でトレーサビリティの導入が2年目を迎えており、出荷物の安定的な確保とともに品質管理を徹底し、より魅力的な施設となるよう継続して努力してまいり所存でございます。

次に、報告第18号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」説明をいたします。

当社は西予市指定管理者としてふるさと創生館、塩風呂、民宿故郷、オートキャンプ場の経営に当たり、基幹産業であるかんきつ等の農水産物を使った地域特産品の製造販売のほか、市民の健康増進、観光交流の推進など地域振興を担う拠点施設としての各種事業を行っております。当期末における地域雇用者は、パートを含めた44名で経営してまいりました。「愛」あるブランドに認定されているムテンカジュースを初めとする地域特産品の積極的な販売推進を行ったことにより、新たな取引先を確保し、営業収益の増収により平成25年度の売り上げは2億1,400万円、前年度比11.6%増となりました。特産品類の売り上げは増加したものの、集客部門である塩風呂は利用客の減少等により厳しい経営状況にあります。現在健全経営のための方策を協議しているところでございます。厳しい経営状況でございますが、経営体質の強化、各部門の生産性の向上、各製品の創造及び販路開拓及び顧客獲得、コスト削減により地域に貢献できる新たな価値を創造する会社になるよう努力してまいり所存でございます。

産業建設部所管最後の報告第19号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」ご説明申し上げます。

同社は西予市指定管理者としてケールを青汁に加工し、その販売を行っております。平成25年度は前年並みの生産量となりましたが、ストレートバルクの製造回数を増加した結果、売上高は前

年度を約7,000万円上回る8億3,400万円となりました。一方、経営利益については販売会社側での仕切り価格の改定を行った結果、利益率が悪化したことや修繕等の設備投資が大きな要因となり、約1,900万円と前年を下回りました。なお、期末における地域雇用者数は31名でございます。

平成26年度においては、原料確保の強化としてこれまでの助成にかえ、春植え限定でケール単価の5円値上げを実施することとしております。また、管理体制の強化と人材育成に注力していく一方、製造コストの削減と稼働率の上昇に努めてまいります。

なお、ご説明申し上げました詳細につきましては、いずれもお配りしております資料をご確認ください。

以上で所管分6社の説明とさせていただきます。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 報告第20号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」ご説明を申し上げます。

一般財団法人宇和文化会館は、指定管理者として芸術文化事業の実施と施設の管理運営を行っております。

芸術文化事業では、自主事業公演を7公演、うち宇和文化会館5公演、三瓶文化会館2公演及び共催事業等6公演を実施いたしました。著名な音楽家のコンサートや宝くじ事業によるふるさとワクワク劇場等、これらの公演のうち特筆すべきは西予市民劇団もんたかなの旗上げ公演が大盛会となったこととあります。何より台本や大道具の作製、照明などのスタッフに至るまで、全て劇団の自主運営によるもので、市民参画型の取り組みとして高く評価しております。このように文化会館が地域初のオリジナルソフトを生み出す拠点として地域文化を発信することが自主事業の拡充につながっており、今後に期待を寄せております。

貸し館業務としては年間805件で、延べ3万9,530人が利用されております。収入においては、西予市からの受託料収入3,971万9,000円、事業収入2,251万3,000円、会場利用収入915万円及び利息収入と雑収入60万5,000円を含めた事業活動収入合計7,198万7,000円であり、前年比4.7%の

増であります。事業活動支出につきましては、管理費2,782万3,000円と事業費4,060万8,000円の、合計6,843万1,000円であり、事業活動収入合計7,198万7,000円から事業活動支出合計6,843万1,000円を差し引きますと355万6,000円になります。さらに、投資活動収支差額マイナス155万5,000円を合わせると200万1,000円となり、前期繰越額168万1,000円と合わせて368万2,000円が次期繰越額となっております。26年度におきましては、引き続き実行委員会形式の市民参加型事業の推進を図り、市民の皆様との連携をより密にしながら会館運営に努めているところでございます。

なお、懸念であった館内空調設備の改修が完了し、会館の基本財産を財源とした舞台照明、音響設備改修は繰越事業として着手しております。

今後は、施設整備によって利便性が高まり、集客力が向上し、安定した文化会館経営につながるものと考えております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきますようお願いいたします。

以上、宇和文化会館の経営状況についての説明とさせていただきます。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長 報告第21号「西予CATV(株)の経営状況について」補足説明を申し上げます。

西予CATV株式会社の事業は、光ケーブルを伝送路としたCATV事業であり、自主放送番組制作、有線テレビジョンによる再送信などがございます。新規加入者の獲得に向けて、自主放送番組の充実、顧客満足度の向上に努めているところでございます。平成25年度の勧誘世帯数は1万253世帯で、加入率は55.5%となっております。平成25年度からは市補助金等の助成を受けていない中で、損益計算書における当期純利益は1,935万595円となっております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通し願います。

以上で西予CATV株式会社の経営状況の説明を終わります。

○議長 理事者の報告は終わりました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後1時39分)

○議長 再開いたします。（再開 午後1時40分）

ただいま市長から提出されました議案第119号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」及び議案第120号「西予市衛生センター工事請負契約について」の2件を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第119号及び議案第120号の2件を本日の日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 追加日程第1、議案第119号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 議案第119号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在西予市消防団高山分団第1部、第2部に配備しております消防ポンプ自動車は平成5年に導入したもので、以来21年が経過し、修繕回数も多くなってきたため、更新の検討を行ってきたところであります。

このたび購入いたします消防ポンプ自動車は、消防用資機材の積みおろしが迅速かつ容易にできるシャッター式資機材収納庫を装備し、各種火災に対して消防力の強化を図るものであります。

今回の購入に当たりましては、去る8月19日に指名競争入札を行い、三瓶運送有限会社代表取締役佐海和夫氏が2,318万7,600円で落札と決定し、備品購入仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細な性能及び装備につきましては、別紙参考資料をご参照ください。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第119号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第119号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第119号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 追加日程第2、議案第120号「西予市衛生センター工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第120号「西予市衛生センター工事請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市衛生センターは平成29年4月の稼働を目指し、平成26年第2回定例会において用地取得の議決をいただきましたので、去る8月19日に総合評価一般競争入札を執行し事業者選定をいたしました。

本工事は、処理場エリアと緩衝帯エリアで構成されており、処理場エリアの衛生センターは地下1階、地上2階建て、建築面積1,334.85平方メートルの建物となっており、処理設備は環境十分配慮した膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用した施設となっております。また、緩衝帯エリアには多目的広場など緑地等を整備することにより、周辺環境と調和を図ることとしております。

今回の事業者選定は、西予市衛生センター建設工事評価委員会において厳正な審査を行った結果、最優秀提案者のクボタ環境サービス株式会社中国支店支店長河村豊氏と工事請負金額21億

1, 680万円で8月20日に工事請負契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、本工事に係る概要等につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 私の記憶がないものから、私の不勉強で済みませんが、財源内訳につきまして説明していただけたらと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 大変申しわけありません。手元に資料がありませんので、後ほどお知らせさせていただきますと思います。

○議長 よろしいですか。

そのほか、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第120号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第120号「西予市衛生センター工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第120号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月3日は午前9時より代表質問及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時50分

平成26年第3回西予市議会定例

会会議録(第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成26年9月3日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成26年9月3日
 午前 9時00分
 1. 散 会 平成26年9月3日
 午前11時39分

1. 出 席 議 員

- 1 番 源 正 樹
 2 番 井 関 陽 一
 3 番 菊 池 純 一
 4 番 田 中 徳 博
 5 番 中 村 敬 治
 6 番 二 宮 一 朗
 7 番 兵 頭 学
 8 番 小 野 正 昭
 9 番 松 山 清
 10 番 宇都宮 明 宏
 11 番 松 島 義 幸
 12 番 元 親 孝 志
 13 番 沖 野 健 三
 14 番 森 川 一 義
 15 番 藤 井 朝 廣
 16 番 浅 野 忠 昭
 17 番 岡 山 清 秋
 18 番 酒 井 宇之吉
 19 番 兵 頭 勇
 20 番 山 本 昭 義
 21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 九 鬼 則 夫
 教 育 長 宇都宮 又 重
 公 営 企 業 部 長 平 野 松 市
 会 計 管 理 者 奥 野 柳之介
 総 務 部 長 宗 正 弘
 企 画 財 務 部 長 大 平 利 幸
 産 業 建 設 部 長 二 宮 紀 夫
 生 活 福 祉 部 長 横 山 博 文
 教 育 部 長 増 田 敬 介
 野 村 支 所 長 松 川 伸 二
 城 川 支 所 長 田 村 剛

三 瓶 支 所 長 西園寺 良 徳
 消 防 本 部 消 防 長 菊 池 直
 総 務 課 長 道 山 升 文
 財 政 課 長 山 岡 薫 彦
 監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 井 関 通 夫
 議 事 係 長 佐 藤 陽 一 郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 代表質問
- 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 代表質問
- 2 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

本日はこのように大勢の方が傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。多くの傍聴者の方に来ていただくということは、市政及び議会にとりまして大変大きな意義があると考えておるところでございます。今後とも多くの市民の皆様が気軽に議会へお越しいただくことをお願いいたしまして、議会のほうを開会させていただきます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 先日の本会議で酒井議員からご質問がございました衛生センター建設事業費の財源内訳についてでございますが、今年度の当初予算に基づきました財源内訳をお手元に配付させていただいております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長 本日の日程はお手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、代表質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

初めに、清風会、松島義幸君。

11番松島義幸君。

○11番松島義幸君 議長より代表質問の許可を得ましたので、ただいまより質問をさせていただきます。

その前に、きょうは明浜町、区長さんらがお見えになっておりますので、少し私上がりぎみではありますが、一生懸命やろうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

質問に入る前に、私きのう夜1時間ほどかけて西予市の資産の目減り、これを考えてみました。これは、理事者が今後よくこのことを考えてやってほしいと思っております。特に市長、副市長、今東京の総務省から来とる大平君がどうも今は西予市の知恵袋と言われておりますので、今後検討してほしいと、このように思っております。

それは、今から30年前を振り返りますと、まずこの農業に関して水田価格が5分の1に減って

おります。そして、果樹園、いわゆるミカン農家は10分の1以下になっているような気がします。この当時は、水田1反の価格と果樹園一反の価格が大体同じでした。これは、西予市全体の面積としては山林に比べたらわずかなものです。この西予市の山林は、今現在私の頭の中には3万8,500ヘクタール、これぐらいあると認識しております。30年前には、この森林の単価が1ヘクタール当たり、大体私が30年前の帳面に付けとる範囲では1ヘクタール当たり500万円、これはほとんど西予市全体が一緒であったような気がします。それが現在1町歩50万円以下です。すると、この面積を計算してみると、3万8,500ヘクタールは、仮に500万円した場合1,925億円あります。これが50万円になれば192億円しかありません。すると、この30年にいかに西予市の資産の目減りがすごいということでもあります。

私は、今までこの資産の目減りに対して理事者から聞いたことは一遍もありません。これは大変なこととか、これはどうじゃったというふうなこと全く聞いたことないです。今後、これは大きな課題として、特に総務省から大平部長が来ておられますので、私は今後大きな課題として取り上げてほしい。そしてまた、こういう価格になったのは政治家の責任も大きいと思います。そしてまた、日本は官僚の国と言われておりますので、官僚の責任もないとは言えない、私はこう思っております。これは私の余談な話ですので、これはこれとして。

それでは、ただいまより本題に入らせていただきます。

それでは、まず1点目に自治基本条例の制定について。

人口減少が大きな社会問題となっています。このことを重く受けとめた政府は、2014年1月に「選択する未来」委員会を設置しました。

委員会設置の趣旨は、冒頭で、今後半世紀、世界経済や人口など日本を取り巻く環境には大きな変化が予想されます。こうした中、世界経済に占める日本経済の規模が縮小していくという見方があります。しかしながら、こうした姿を政策努力や人々の意思によって大きく変える、すなわち未来を選択することは可能であるというものであります。未来は既に決まっているのではなく選択で

きるものであります。特に、地域主権とは市町村が地域のことはみずから考え、みずから決定し、みずから実行すると定義するものでありますから、自己責任において未来を選択するまちづくりを進めていかなければなりません。その芯となるのは、総合計画の策定であります。西予市においても、まちづくり総合計画が現在作成されているところであります。

そこで、会派として、総合計画策定により1点提言をしたいと思います。

総合計画の政策実現のためには、権限と財源と必要不可欠であります。したがって、総合計画は自治体の法務と財務に連動する位置づけを与えなければならず、絵に描いた餅になる可能性があります。総合計画の策定意義が地域公共の利益の具体化にあるとすれば、住民が積極的に参加する仕組みづくりが不可欠であります。そのためには、総合計画が法的な地位を確立し、法的根拠に基づいて運用され、実効性を担保する仕組みづくりが必要であります。この点からしても、自治基本条例を制定することの必要性は極めて大きいと思っております。

そもそも自治基本条例とは、自治体の組織と運営の基本原則を定めるものであり、別名自治体の憲法とも言われています。自治基本条例の下に総合計画を位置づけることによって、総合計画の実効性は担保できると確信いたしております。西予市においても自治基本条例を制定して、行政、議会、市民の役割分担を明確にして、総合計画の実効性をより強く担保する仕組みづくりが必要ではないかと思っております。自治基本条例の制定について、理事者の所見をお伺いいたします。

2点目に、四国西予ジオパークのロードマップについて。

昨年9月に四国西予ジオパークの認定を受けて企画調整課内にジオパーク推進室を設置して、いろいろな補助金、助成制度を設けて積極的にジオパークのPR、あるいは視察等の受け入れに取り組んでおられます。しかし、今のままでは目標が具体的ではないように思えてなりません。ここでジオパーク推進計画について整理整頓をしてみる必要があるのではないのでしょうか。

特定非営利活動法人日本ジオパークネットワークの定款を読むと、西予市もこの組織の正会員になっています。会の活動項目は11項にわたり明

記されています。活動項目は、大きく分けて非営利活動と営利活動に分かれているのではないかと思います。非営利活動として、学術及び文化の振興を図る活動や、社会教育の推進を図る活動及び子供の健全育成を図る活動等が掲げられています。また、営利活動として、まちづくりの推進や経済活動の活性化を図る活動及び職業能力の開発または雇用機会の充実を支援する活動等が掲げられています。

以上のことから考えられるのは、ジオパーク推進事業とは非営利目的分野と営利目的分野を分けて考える必要があるのではないかと思います。思いつくままにあれをしたらどうか、いや、これもしてはどうかと財源を追い詰めて、とどのつまり中途半端な結果に終わるのではないかと危惧いたします。

そこで、2つのことを別々に体系化した四国西予ジオパーク・ロードマップを早急に作成して、目標に向けて一步一步前進していかないと、市民に全体像が把握されないまま半端な理解で終わってしまうのではないのでしょうか。四国西予ジオパークの推進のための2つの工程表を別々に策定すべきだと考えるのですが、理事者の考えをお伺いいたします。

3番目に、高速道路がもたらす経済効果について。

日本の高速道路は、総延長が1万2,000キロメートルと言われております。直近の話題では、東九州自動車道が北九州を起点として大分、宮崎、鹿児島を結ぶ総延長436キロメートルにおいて、今年度中には大分宮崎間が開通の運びとなっております。愛媛にとっても宮崎、鹿児島が非常に近い存在となり、交流の流れも大きく変わっていくのではないかと期待するところであります。

このような高速道路時代において、西予市もおくればせながら、2004年4月17日に西予宇和インターから大洲北只間15.7キロメートルが開通して、高速道路時代に仲間入りができました。以来10年が経過しました。当然の結果として、人の流れ、物の流れも大きく変わりました。さらに、平成24年3月10日には西予宇和インターより宇和島北インター16.3キロメートルが開通いたしました。よってさらに流れが変わってきました。10年間の検証として、高速道路が宇和インターまで開通したことによってどのよう

な変化があったかと受けとめられているのでしょうか。同時に、宇和島へと南延したことでどのような変化が起こっているのでしょうか。高速道路は、生活の利便性は極めて高くなりますが、必ずしも高速道路の経済効果が高まる保証はありません。高速道路が完成したことで町が衰退した地域は全国に幾らでもあります。高速道路も経済成長の一つのツールにすぎません。どのようにうまく使うかは自治体の努力次第だと思います。高速道路が今後どのように地域振興につなげていくか、お考えをお伺いいたします。

それでは、最後の第4番目の1次産業の振興についてお伺いいたします。

西予市は、合併前にはそれぞれの町が1次産業を基幹産業としてまちづくりを推進してまいりました。しかし、現在の西予市の産業構造を見れば、第1次産業が全体に占める割合は7.5%にすぎません。そのうち、農業生産額にはわずかに5.5%となっています。西予市ですら基幹産業は第3次産業、すなわちサービス業が全体の76%を占める町へと変容いたしました。農業には常にこの二重性がつきまっています。つまり、農業は西予市にとって産業として大きなものであり、かつ小さなものであるということでもあります。

全国知事会のホームページに、成長産業としての農業と題してレポートが掲載されています。日本の農業が他の国々と明らかな違いを見せるのが1970年以降である。諸外国が過剰な農産物は輸出に活路を見出したのに対して、日本は生産調整で切り抜けようとした。結果、輸出のみならず国内の農業を衰退することになったと指摘されています。

きょうまでの農政は、稲作に偏重し過ぎたため結果、農業全体を疲弊することになりました。1.5兆円の稲作生産額を確保するために8,000億円の補助金を使っている、不都合な真実であります。きょうまでの地方自治体の農政は、どちらかといえば補助金行政であったと言えます。いかに補助金を確保して、それを間違いなく農家に配分するかを主たる業務としてきました。はっきり言って、農業政策はいかにあるべきかなどと真剣に議論してきた形跡は皆無に等しいのではないでしょうか。しかし、農業は必ず行政施策の中心に位置づけられてまいりました。結果の出ない

まま衰退しています。西予市の農業従事者は、半数以上が70歳以上の高齢者によって支えられております。対応を急がなければ、残された時間は多くありません。

以上、述べてきたように、日本農業の衰退には当然原因と結果があります。原因として稲作に偏重し過ぎて全体を見失った点であります。西予市が目指すべき農業は、食料自給率を優先する途上国型農業なのか、過剰な食料は輸出に回す先進国型農業なのか、オランダのようにIT技術を駆使した成熟国型農業なのか、目標をまず明確にする必要があります。農業を成長産業にしていくには国の施策も大事ですが、優秀な人材育成こそ重要であります。これこそが喫緊の課題と言えます。

あとは、誰でもが自由に参加できる環境をどう整えていくのかであります。新規参入であれば、当然土地の確保、資本が必要になります。どのように支援できるのか。また、これからの農業は、技術面は農家が担い、資金面では株式会社が担う共同経営も視野に入れるべきではないでしょうか。企業誘致も検討してはどうでしょうか。いずれにしても、早く対応を急がなければ残された時間は多くありません。理事者の所見をお伺いいたします。

以上で私の代表質問は終わらせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

先ほど、冒頭に議長からもおっしゃられましたけれども、本日は早朝からこのように多数の傍聴をいただきまして、私からもありがたくお礼を申し上げたいと思います。

本日とあした、代表質問を2会派から、そして5名の議員から一般質問をお受けすることになります。施策の主要な質問については私が答えることといたしまして、専門分野につきましては部長のほうに回答をさせますので、ご理解をいただきたいと、このように思っております。

私どもも真摯に回答いたしますので、また必要なことについては施策に取り入れると、このように思っておりますので、この点も含んでいただいたらと、このように思います。

まず、代表質問として清風会から、松島議員からのご質問をお受けいたしました。

このことについても、まず第1点目について私

のほうから回答をさせていただいたらと、このように思っております。

まず、自治基本条例の制定についてでございますけれども、地方自治法の改正に伴いまして、総合計画の策定義務はご案内のとおりなくなりました。当市ではそれが必要であるとして、西予市総合計画策定条例を3月の議会において議決をいただいております、その条例では総合計画は最上位計画であると定められております。

議員ご指摘のように、人口の急激な減少という、これまでの経験したことのない未曾有の変化に一自治体としても危機感を募らせ、果敢に対応しなければならないと強く認識をしております。今後急激な変化が生じるであろう10年の状況を見据えた最上位の総合計画の立案は、極めて重要であると考えております。しかし、どのようなすばらしい総合計画をつくったとしても、またどのような条例によって最上位の計画に位置づけ、法的な根拠や財源の裏づけが認められたとしても、その計画を市長である私を含め職員全員が常に意識し、安易にぶれず、またないがしろにすることなく、着実に実行しなければ机上の空論になろうと、このように思います。このため、総合計画において目標や進捗の管理やフォローアップ、評価、見直し、手続といったプロジェクト管理手法も導入してまいりたいと考えております。

なお、提案のありました自治体の憲法とも言われる自治基本条例につきましては、総合計画の実効性云々は別にしましても、市における最も基本的な自治の原則として一考に値するものと思われまます。

全国で、ことしの3月26日現在で308自治体がこの制定をしております、県内でも4市町が制定されております。一方、条例制定段階で横須賀市、青森市、町田市、松阪市、佐倉市、我孫子市などは否決されている自治体もあるようでございます。地方自治法という基本法がある中で、当市として必要であるかどうかも含め研究させていただきたいと、このように思っております。

以上、回答といたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 松島議員にご答弁いたします。

その前に、冒頭質問の前に知恵袋というふうにお話がありました。非常にありがたいお言葉で

ございまして、逆に私が考えますところによれば、おまえは知恵袋として期待しているんだからもっと励めと、このように感じているところでございます。

先ほど、西予市の資産の目減りというものがありました、これは国全体で捉えますと国富と言われるものでございまして、GDPが損益計算書と企業会計と捉えるところ、国富というのは貸借対照表ということでございますが、30年前のもうちょっと前ぐらいがバブル時代でございますが、この段階では数千兆円ございました国富が、現在では、残念ながら最近の情報を持っておりませんが、民主党政権下ではこれが3分の1程度に減ってございます。こういった急激な変化、もちろんバブルに躍った時期が、反省しなければいけないところはあると思いますが、急激な社会変化があったわけでございます。

このような中で、西予市においても国富の平均的な目減りよりもさらに目減りしているという状況でございますので、こういう人口減少という極めて深刻な状況の中、いかに対応していかなければいけないのかというのを、知恵袋というふうに仰せつかりましたので、真剣に考えさせていただきたいと、また皆様方の知恵も頂戴したいと、このように考えている次第でございます。

さて、本題に入らせていただきたいと思います。ジオパークのロードマップについてご質問がございました。

まず、ジオパーク推進事業について非常にご理解をいただいているというふうに思っている次第でございます。感謝申し上げます。

ご指摘にもありますが、いろんな方々から、私もいろんな意見を頂戴してございます。いろんな質問も頂戴しておりますが、当市の財政状況、ご案内のとおり大変厳しい状態が続いてございます。こういった中、ご指摘にもあるとおり、各方面から頂戴したご意見を、あれもこれもという、このような状況であれば当然いずれも中途半端に終わってしまうであろうという懸念について、ごもっともなご指摘だと共感するところでございます。ジオパーク推進事業は、明確な目標を持って優先順位をつけて計画的に進めていく必要があると、このように強く認識しているところでございます。

このため、西予市とジオパーク推進協議会にお

きまして、四国西予ジオパークを通じた自然環境の保全、産業振興、教育活動、健康増進といったように多面的な行政課題、地域課題を少しでも克服しつつ、魅力的な地域社会の実現を目指すため、総合的な計画として四国西予ジオパーク推進計画、たたき台をこの8月末に作成させていただいているところでございます。ご指摘には10年というふうな話もございましたが、まだ誕生したばかりのジオパーク、こういったところでは基本的なインフラが整備されているとはいいたい状況にございます。このような状況の中、中・長期を見据えた初期段階にあるというふうに認識しているところでございます。

このため、本推進計画では、まず平成29年度までを第1次の計画期間として計画の着実な実行、実現を図るために、まずは明確な、誰が何をやるのかという役割分担、目標、それに至る実施スケジュール、こういったところを設定させていただいているところでございます。また、その計画の内容につきましても、ご指摘にあるとおり非営利、営利、こういったものにとどまらず、ジオパークの基盤を整理する事業、産業振興、地域振興、教育、健康増進と、こういったようにそれぞれテーマを体系的に分けさせていただきまして、計画の進捗、フォローアップ、計画改定手続を定めた内容とさせていただいているところでございます。

なお、今回はジオパーク活動を市民側とジオパーク推進協議会と一体となって取り組んでいきたいと、このように考えているところでございますが、持続可能な地域社会の実現を目指すことが必要であるという考えのもと、広く市民の皆様からご意見を頂戴したいというふうに考えてございます。9月1日から16日まで非常に短い期間でございますが、市民の皆様からパブリックコメントを頂戴したいというふうなことを考えてございまして、ホームページにも掲載させていただいているところでございます。また、放送網を使いまして、1日にも放送しましたし、この5日にも放送する予定でございますが、何回かに分けてご案内させていただこうと、このように考えているところでございます。こういったご意見を頂戴して、9月または10月ごろにはそういったものを取りまとめさせていただきたいと思っております。

いずれにしましても、議員の皆様、非常にお時

間はないとは思いますが、ぜひ推進計画をご高覧いただきまして、またご助言いただければなど、このように思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 それでは、私のほうから松島議員からいただきました高速道路がもたらす経済効果等についてお答えをさせていただきます。

ご質問のとおり、西予市もおくればせながら平成16年4月に大洲北只西予宇和インターチェンジ間15.7キロの開通がなされました。高速道路時代の仲間入りをして10年が経過したわけでございます。

まず、観光につきましては、西予宇和インターチェンジまでの開通時におきましては、残念ながら予想に反して観光客数の増加は目立って見られませんでした。しかしながら、国土交通省の発表によりますと、平成22年度から23年度にかけて実施された高速道路無料化実験では、同じ大洲北只西予宇和インター間の交通量は倍増しております。その結果、東中予方面からの観光客の増大により、道の駅を初めとする市内小売店舗の販売額がふえ、多少なりとも商業の活性化につながりましたが、残念ながら無料化が終了するとともに交通量のほうは半減し、販売額もそれに伴い減少しているところでございます。

その後、平成24年3月に、高速道路は西予宇和インターチェンジから宇和島市まで延伸され、平成25年度には愛媛県、市、町連携による南予いやし博が西予市以南で開催されたことにより、南予方面への観光客がふえたところです。ただし、西予市だけで考えた場合は、観光客は横ばい状態を続けておりまして、観光交流がふえるというよりも西予市から宇和島圏域への外出が逆にふえているものと推測されます。

また、高速道路の利用により移動時間に余裕が生まれることで、遠方からの観光客は宿泊ではなく日帰り客が多くなっております。施設の収益減少も見受けられております。その一方で、滞在時間が長く伸びたことによりまして、消費額は微増となっております。今後は、高速移動により多くの箇所をめぐる観光客を、宿泊も含めて西予市に長時間滞在し、多くの消費をしていただけるような滞在型観光スタイルの提案、実践に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、物流面では、県と松山市へ1時間で移動できる圏内に入ったことにより、市内事業者の販売経路が拡大、拡充され、県内、県中予方面のみならず県外関西方面への流通販売拡大が促進されている状況でございます。あわせて、西予宇和インターチェンジ周辺においては、南予地域における中心地となる西予市の地の利も功を奏しまして、南予一円を業務エリアとする企業の営業及び流通の拠点基地が、他市から西予市へ移転する事案が相次いでおります。また、飲食店やコンビニなど新店舗も進出するなど、道の駅どんぶり館を含めた新たな商業地域としても注目されているところでございます。

このような流通経路の拡大により、南予を新たな市場とする企業の進出の可能性が広がるとともに、西予宇和インターチェンジから宇和島までは無料区間であることから、松野町、鬼北町、宇和島市方面への流通経路も拡充され、新たな販路開拓が期待されるところでございます。また、西予宇和インターチェンジは、宇和島方面からの無料区間の最終出口でございます。大型トラックなど多くの流通関係車両が、高速道路から主要地方道を経て国道56号線へ乗りかえる地点となっております。そこで、その沿線及び周辺において地域及び地域産業との調整を図りつつ、有効な土地活用を図る時期に来ているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

続きまして、4番目の第1次産業の振興につきましてでございますが、まず、私のほうから現行制度の中での問題点、取り組みなどについて答えさせていただきます、その後市長から総括して振興施策、考え方等について答弁させていただきますと思います。

西予市の農業者のうち、約3割が農業所得により生計を立てておられますが、この農業所得を向上させることが当市の重要課題と考えております。そのためには、安定した収益を上げる取り組みが必要となってまいりますが、生産される農作物が市内外で売れなければ、当たり前のことですが収益にはつながりません。そこには、現在のよう市場流通を主とした販売だけでなく、市場外流通の積極的な取り組みが必要だと認識しております。そのために販売力やPR力を高めていく必要があります。

当市は、県内外でも余り類を見ない海から山までの多彩な環境を持った農業地帯を有しております。先ほどご質問にも出ておりましたが、ジオパーク認定を契機に、市民の地元産農産物への愛着の醸成とブランド力を高めることにより、対外的な認知度の強化等により販売を向上させるポテンシャルを十分に有していると考えます。また、1次産品を加工し、付加価値をつけて販売することで収益を上げるといった取り組みも必要と考えております。今までも海産物と農産物を組み合わせ加工した商品の開発などを推進してまいりましたが、そのような取り組みをより活発化させることで、他市町ではまねのできない特色のあるものがつくれ、収益につながるものではないかと思っております。

次に、減少しております農業の担い手に対する対策でございますが、減少する第1の要因は、農業だけで生活がしていけないことにあると考えます。しかしながら、実家の農業を継ぐ方や全くの新規就農者など、近年年間に20人以上が当市でも就農されております。地域の担い手として期待をされているところですが、この方たちを支援するため、国の事業として青年就農給付金制度も活用いただいております。また、既に就農されて活躍されている若い農業者に対しては、県単独事業や市単独事業の認定農業者支援の事業を活用いただいております。せっかく就農された方が離農することのないよう各関係団体と連携を密にし、確実な定着へと導けるよう行政としても支援をしてみたいというふうと考えております。また、高齢になりリタイアされる農家の農地等を担い手に集積することで、農業所得を向上させる取り組みも推進してまいりたいと考えております。

今後は、競争力のある農業を展開する必要があると考えますので、市内に既にある農業法人等を参考にしながら、経営ノウハウの研修などの機会を提供することで営農組織の法人化を推進し、生産から加工、販売までの一貫した体制がとれる組織の構築も促進してまいりたいと思います。

また、担い手が少ない地域に対しては、人・農地プランを活用した農地利用の話し合いを積極的に行い、地域のルールを守りながら外部からの参入を円滑に行えるように促していきたいと思っております。

現在市の第2次総合計画を策定すべく、市職員によるプロジェクトチームで農業の問題点の掘り起こしを行っております。これまでの農業施策が今日のような状況をつくり出してきたことはご指摘のとおりでございますが、新たな取り組みも展開されており、現状を打開することができるよう現状を重く受けとめ、西予市の強い農業を実現するための農業振興を各関係団体との連携により推進してまいりたいと思っております。

以上、所管部の答弁とさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、今の質問のことについて、施策的なところについて私のほうから答えさせていただいたらと、このように思います。

ご案内のとおり、ことしから国のほうで攻めの農林水産業という農政改革が始まりました。

まず第1点目は、生産現場の強化、2点目が需要と供給をつなぐバリューチェーン——付加価値の構築、3点目が需要フロティアの拡大、4点目が農山漁村の多面的機能の発揮ということでありまして、1、2、3は産業政策と言われるものであります。4番目は地域政策と言われるものでございますが、その中で、第1番目の生産現場の強化により米施策の見直しとか経営所得安定対策の見直しでありますけれども、これは松島議員もご指摘されました稲作偏重からの農政を脱却させるという考えがこの中に出てくるものだ、このように思っております。第2番目の需要と供給でつなぐバリューチェーンの構築とか、第3番目の需要フロンティアの拡大は、日本農業が目指すべき農業を大転換することを提言をしたものだと思っております。ただ、それだけでは農村地域は、農村社会自体が崩壊してしまいます。国として重要なのは、国土の保全とか水源の涵養とか景観形成などの、いわゆる公共財としての機能を、今のそれだけを進めたら失いかねませんので、そこで重要なのは第4番目の地域施策としての農山漁村の多面的機能の発揮であろうと思っております。そのことから、西予市の農業を、将来を考えたときに国のこの農政改革をしっかりと見定めることが必要であろうかと、このように思っております。また、同時に農協と農業委員会等に関する改革の方向も今出てまいりまして、これを見定める、その中で単農を自立した経営主体としての中心において、今からやろうかという新しい考え

が出てまいりました。これが一つの新しい競争原理の出発であるとしたら、市としてはJAの農業振興計画実践へ向けて一層の支援も必要であろうかなと、このように思っております。

さらに、農業委員会が行う力点も今後変わる可能性があります。これをどう機能化させるかということも大事になってくると、このように思っております。

また、私は西予市の農業を5つの農業経営形態に分けて、それぞれの形態を選択したらいいのではないかと考えております。このことについては、昨年の西予市の広報の市長随想にも書かせていただきましたけれども、5つに分けて考えております。

1つは、地域資源保全経済であります。これはどういうことかと言いますと、地域経済をプロセスの目標として都市消費者に発信して、それを共感するという組織形態をつくることによって地域資源保全をしていきたいという考えであります。

地域総合産業型経済でございますけれども、地域の産業を総合的に捉えて多業化するという考えであります。

3点目は、交流産業型経済でございますが、これは直販とか農家レストランとか農家民泊とか、グリーンツーリズムなどで交流をする、そして好循環を生むという考えでございます。

4点目が、女性いきいき経済でございますが、女性が農業ビジネスモデルを構築していただいて、先導的な役割をやっていただくという考えです。

5つ目は、小さな経済です。これは、高齢者農業を考えておりまして、プラスアルファ、年金プラス3万円ぐらいの農業をやることによって生き生きとした地域の経済が、小さな経済でありますけれども生きてると、私はそういう5点を挙げて分析しております。その中でしっかりこれを捉えていただいて、その地域に合った農業の推進をしていこう、そのようなことを考えておるとございませぬ。

以上、答弁いたします。

○議長 次に、友志会、山本昭義君。

20番山本昭義君。

○20番山本昭義君 おはようございます。

明浜の区長会の皆さんには続けて友志会のも聞いていただき、本当に感謝をいたしております。

それでは、質問の前に、先般広島市安佐地区におきまして集中豪雨による大規模災害が発生をいたしました。この災害に対して被災されました皆様に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思っております。

西予市も合併をいたしまして10年目がたちました。この間三好市長におかれましては、合併時に取り決めておりますいろいろな政策につきまして、特に主な事業につきましては本庁舎落成、そして小・中学校再編成、また病院、そしてし尿処理場など多くの事業をなし遂げられてまいりました。この間いろいろな予算につきましても、58億円という最初の調整基金を持ち寄りましたが、この10年間に倍増させ120億円余りになりました。

このように多くの予算も使われましたけれども、これも合併特例債または過疎債、辺地債、そして地方交付税などを十分に生かされた結果だろうと思っております。

このように、または特に一昨年は、西予市は宇和島の人口は半分でありますけれども、予算は倍ほど組まれて、これはハード事業でありますけれども組まれました。このように、本当に西予市のために頑張っていただきましたことに本当に感謝と敬意を申し上げたいと思っております。

ただ、その間に中心部は大変活性化しておりますけれども、周辺部に対しましては今少子・高齢化が進み、大変疲弊をいたし、また過疎化が進んでおります。ただ、この政策につきましても、私は三好市政であったらできると、そのように信じておりますので、これからも頑張っていただきたいと思っております。

それでは、友志会を代表いたしまして、友志会において、これから西予市が避けては通れない主な事業につきまして取りまとめましたのを、私が代表質問をさせていただきます。

第1点は、指定管理者と第三セクターの今後についてお尋ねをいたします。

西予市所有施設のうち、指定管理者を定めて管理運営している施設について、その数、内容、決算見込み、施設管理費、増設改修費等についてお尋ねをいたします。

指定管理者を定めている施設については、3年から5年間の契約であり、選定には議会の議決を必要とする施設は30カ所以上であると記憶して

おります。正確には種類別、各部教育委員会などに幾つの施設でしょうか、お尋ねをいたします。

指定管理者を議決する場合、名称、組織、目的、管理運営体制、事業計画、収支計算書などが参考資料として提出されております。しかし、決算については報告のみになっており、内容について質疑ができないことになっております。議会においても、審議の必要があればできるようにならないものか、お尋ねをいたします。

施設管理費につきましては、補助金、委託料などとして歳出されておりますが、年度ごとに各施設の金額を表にし、合併後10年間の推移の総額を示してはどうでしょうか。施設の改修、増設、備品購入費等は行政執行予算で上程されますが、各施設に10年間にどれほどの金額が費やされたのでしょうか。合併前の各町にある同じような施設を維持するのは、財源確保に苦勞を生むのではないのでしょうか。

合併10年が経過し、西予市は少子・高齢化が進み、人口は合併時と比較して約5,000人減となっております。節目の10年目、施設の統廃合、再利用計画をこれまでの経過、実績、地域、環境、利用実態等を考慮し、立案すべきではないでしょうか。人口減少、財源縮小が進む中、施設の維持管理は市の財源を圧迫することが予想されます。理事者の考えをお尋ねいたします。

次に、指定管理者の第三セクターについてお尋ねをいたします。

第三セクターの財源を市の補助費及び委託料で歳出していますが、年度ごと、10年間の推移、総額はどのようになっていますか。第三セクターへの労務管理、人事について、関与を市はどのように考え遂行していますか。旧町時に設立した第三セクターの人事交流、人事異動、学習会などできるような組織の設立は望めませんか。

これから経営者の資質、努力、経営理念がもとなり健全経営ができるものと考えられますが、最大出資者である市の強い指導力関与が求められます。成功している第三セクターを中心に、合併、統合する時期に来ていると考えられますが、今後の第三セクターの将来はどうあるべきか、どのように計画しているのか、お尋ねをいたします。

次に、地場産業の活力を生む取り組みについてお尋ねをいたします。

合併して10年の間に、市内産業並びに市民の生活は厳しさを増しております。例として、市民の皆さんが運転している自動車にあらわれております。現在運転されている自動車の7割以上が軽自動車になっているというのも過言ではありません。これは、自動車に係る税金や燃料費を少しでも安くしようという苦肉の策だと思われま

す。主に少子・高齢化に起因し、社会保障費が増大し、健全財政を保つため、コストの削減のために努力をされているのはある程度仕方がないという面も理解できますが、国においては、安倍政権がコスト削減一辺倒から政策転換して経済の活性化を推し進めることにより、都市部においては成果が上がっていると聞いております。これも一つの方法論だと思いますので、西予市としても取り入れるべきは取り入れていただき、独自の手法を確立していただきたいと思

います。まだまだ地方には都市からの波及効果が届いておりません。これを待つのではなく、このタイミングで西予市としてどう取り組むのか、考えをお尋ねいたします。

次に、認知症による徘徊対策についてお尋ねをいたします。全国の警察が把握した認知症の行方不明者が、昨年1年間で1万322人に上り、このうち1万88人、率にして98%は捜索で見つかったが、まだ151人、これは今年の4月の時点ですが、の方が見つかっていないという調査結果が出ております。原因は、認知症の方が徘徊で行方不明となるケースが多く、現在社会問題化して

おります。昨年、西予市消防署管内において徘徊等で捜索依頼があった件数は7件で、うち1件はいまだ発見されてお

りません。参考までに、捜索の際の消防団員の出勤者は343名であります。今後認知症の高齢者はふえ、徘徊の問題はより深刻化していくことが予想されま

す。そこで、各自治体の取り組みについて調べてみました。長野県長野市は、本人の写真や予想される行き先などの情報を記したカルテの導入を考

えております。福岡県大牟田市では、年1回、徘徊SOSネットワーク模擬訓練を実施して

おります。徘徊模擬訓練とは、認知症の方が行方不明になったという設定で、ネットワークを活用し、通報、連絡、捜

索、発見、保護、この情報伝達の流れを訓練して、ことしで11回目になります。群馬県館林市では、認知症患者の市民が行方不明になった場合、氏名や衣類などの本人情報を市の安全・安心メールで発信し、地域で早期発見につなげる体制づくりを考

えております。千葉県野田市のNPO法人のように、GPS端末を靴に取りつけて認知症の人の安全を守り、家族の負担を少しでも減らすための対策に取り組んでいる団体もあ

ります。西予市において、現在認知症による徘徊対策はどのような取り組みをされているのかお伺いをいたします。

次に、介護ロボットについてお尋ねをいたします。

現在、高齢者の認知症ケアやベッドから移動介助などにロボットを活用する取り組みが注目されております。ロボットの目的や機能はさまざま

で、コミュニケーションを目的としたタイプ、高齢者の体の動きを補助するタイプ、介護する人の負担を減らすタイプがあります。介護の経験がある方に介護で苦勞したことを調査すると、排せつ、入浴、移乗、起居などが挙げられます。こうした介護の苦勞を少しでも軽くするために、厚生労働省、経済産業省において実用化に向けた取り組みを行って

おります。厚生労働省の発表によると、2010年から2025年までの15年間で60歳以上の高齢者が約730万人に増加し、介護員の数も2010年の150万人から2025年の240万人が必要だとされています。介護者の7割が腰痛を抱えているという課題もあり、早急な導入が求められて

おります。西予市においても介護ロボットについて調査研究して、導入に向けた取り組みが必要だと思われま

すが、市長の所見をお伺いいたします。最後に、少子化対策についてお尋ねをいたしま

す。平成25年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、今から26年後の平成52年の時点で、西予市の将来推計人口は、本年7月末時点の4万1,365人から率にして61%、数にして1万6,123人減の2万5,242人の人口になると推計が発表されております。痛切な人口危機と事態の深刻さが浮かび

上がります。人口の減少は支え手の減少であり、
税収減につながり、財政的に立ち行かなくなる危
険性があります。人口減少が推計のとおりに進み
ますと、基幹産業である第1次産業が成り立たな
くなる可能性が出てきます。

平成24年8月に子ども・子育て支援法が制
定、また児童福祉法が改正され、平成27年4月
より本格施行されます。また、政府が6月にまと
めた新たな成長戦略でも、柱の一つが女性の活躍
促進とされており、学童保育の充実、待機児童解
消を図ること、また放課後子ども総合プランを推
進することとされております。

当市においても少子化対策は待ったなしの状態
であり、鋭意取り組むべきだと考えております。
若年層の雇用対策、結婚の推進、子育て支援と少
子化対策は多岐にわたります。西予市の未来を担
う世代をどのように育てるべきか、そして支援を
していくべきか、理事者の考えをお尋ねいたしま
して、友志会代表の質問を終わります。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長 それでは、山本議員ご質問1点目
の、指定管理者と第三セクターの今後について
のご質問のうち、指定管理者を定めて管理運営し
ている施設についてお答えをいたします。

平成15年に地方自治法の一部が改正され、公
の施設の管理につきまして指定管理者制度が導入
され、また改正前の規定により管理委託しており
ます施設につきましては、施行日から3年間の経
過措置期間中に指定管理者制度に移行することが
必要となりました。

当市におきましては、平成17年度から指定管
理者制度を導入し、現在指定管理者を定めて管理
運営しております施設につきましては、合計で3
8施設ございます。

所管別では、産業建設部所管施設が最も多く3
3施設、生活福祉部の所管施設が4施設、教育部
所管施設が1施設というふうになっております。
これら指定管理を行っております38施設におい
て、平成17年度から平成25年度までの9年間に
施設管理者に支払った委託料等の合計額につ
きましては13億1,207万円というふうになっ
ております。

次に、指定管理者の決算に対する議会からの質
疑につきましては、これら指定管理者のうち議会
へ関係書類の提出が義務づけられております出資

法人または市から委託料等を支出をしている法
人、団体につきましては、経営状況の説明書類ま
たは予算、決算の審議における委託料等の額に基
づいた議会での質疑は可能であります。しかしな
がら、それら以外の指定管理者につきましては、
指定管理者の指定に係る議案を除き、法律上施設
の管理運営、業務の実績にかかわる議会への報告
義務がなく、その他議案として取り扱う事項がご
ざいませぬので、議会での質問の対象にはなら
ないというふうに考えております。

次に、施設の統廃合についてであります。市
の施設全体につきまして、長期的な視点を持って
更新、統廃合、長寿化などを計画的に行って、
財政負担の軽減、平準化をするとともに、施設の
最適な配置を実現することが必要であるというふ
うに考えております。議員ご指摘のとおり、合併
後人口が減少し、また財政基盤も縮小していく状
況の中で、施設の統廃合の検討は避けては通れな
いものというふうに考えております。施設ごとに
目的や経緯、利活用の実績、維持管理経費、地域
に与える影響や貢献度等、総合的な分析を重ね、
検討していく必要があるように考えております。

しかしながら、一方では指定管理施設は地域の
雇用の場でもございます。地域住民のコミュニテ
ィー施設となるものもございます。また、地域活
性化のため、施設ごとに経営努力をしていただ
いていることから、一概に統廃合を進めていくこ
とは現時点では難しいというふうに考えておりま
して、今後の財政状況や雇用状況、また社会情勢
等を見きわめながら慎重な対応をしていきたい
というふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 産業建設部のほうから、市
内の第三セクターにつきましてお答えをさせて
いただきます。

西予市では、合併当時から現在も6つの会社が
第三セクターとして事業経営を行っております。

まず、委託料の考え方につきましては、市が施
設を運営する上で、直接運営するよりも委託し
たほうが効率的に実施できることを勘案して委託
料を積算しております。第三セクターは、市が管
理すべき施設を市にかかわって運営管理する組
織のことですので、そこで発生する業務の内容に
より金額を設定すべきであると考えます。各会社

は経営している内容も違いますので、一概に同じ物差しではかることは難しい側面がございますし、また施設委託料が発生していない会社や合併後に新たな施設の委託を受けた会社もあります。少し乱暴な比較にはなりますが、6社トータルで、捉え方にもいろいろありますけれども、平成16年度に約9,000万円程度の委託料を支出しております。その後、施設よっての増額、減額、あるいはクアテルメ宝泉坊やペレット製造施設のように新たに委託契約をしたものなど、さまざまな変更はございましたが、現在平成25年度において同額程度、約9,000万円程度の支出を行っている状況でございます。雇用者総数は、全体で現在約230名程度になっております。

次に、労働管理、人事についての関与でございますけれども、第三セクターとは民と官が共同で設立した会社、つまり組織のことを指します。そのことから、会社法の中で運営を行うこととなりますので、独立した組織に対して、市は労働管理、人事に関しては直接関与することは大変難しいかと思われまます。しかしながら、市が出資をし、市の関連役員等がおりますので、その立場から提案することは可能であります。また、業務を委託しておりますので、その委託内容の正当性などを審議することは必要であると考えます。

次に、人事交流、人事異動、講習会等ができるような組織の設立につきましては、第三セクターは市の出資はありますが、それぞれ独立した組織であり、委託事業の実施に関する市の関与については必要でありますけれども、それ以外の活動については各組織独自の判断になります。しかし、これにつきましても、出資者及び役員の立場から株主総会などでの提案は可能ではないかと思われまます。

また、行政の提案による経営管理、人材育成の合同講習会などの開催も可能かと思われまますので、第三セクターと協議をしながら検討してまいりたいと思ひます。

次に、将来はどうあるべきか、どのように計画しているのかにつきましては、第三セクターは地域特有の目的を持って設立された組織です。組織の目的については、設立時の定款に記載されており、その目的を達成するためにさまざまな手法を用いることが求められております。そういった経緯から考えると、ある程度目的を達成した組織に

ついては、その必要性を認める必要がありますし、目的を達成できていない組織についてはなぜ達成できないのかを分析して、まずは目的を達成するための手法を検討し、改善していくことが重要です。

第三セクターは、行政が直接できないことや委託したほうが効果的に実施できることなどを託されて設置された組織であることから、出資者である行政が設置当初の目的についてぶれることなく強く関与していくとともに、施設ごとに実績、地域環境、利用数、実態等の分析を重ねていく必要があります。繰り返しになる部分がありますが、第三セクターは、設立当時には民間の進出が見込めない過疎、辺地において地域の特産物に付加価値をつけ売り出していく施設として、また雇用の場の提供として、あるいは集客することによる地域の活性化などをもくろんで、当時地域が望むものを一つの形として強力に推し進めてきたものであります。ご指摘のとおり、当時と比較して行政の関与が薄くなってきております。これは、会社側、行政側の目的の認識が薄れていることも要因ではないかと思われまます。合併後10年が経過して、原点に立ち返り、現状の分析と将来どうあるべきなのか、設置責任を持って検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、私のほうからは地場産業の活力を生む取り組みについて回答させていただきますが、西予市のまず地場産業振興の弱点を見定めることから入ることが必要であろうと、このように考えておりますが、それは売る力、開発力、人材に見てとれます。せっかく生産したものを、購買ルートに乗せることができず途中で収束してしまうケースや、バイヤーとの接触の中で値段交渉が一方的に負けてしまうケースなどが見てとれます。

このことは、西予市だけでなく県全体でも言えることで、中村知事もすご技、すごモノ、すご味と表現され、率先して県外や国外にトップセールスをかけていただいておりますが、西予市もその考えに乗って地場産業を売り込むことを考えなくてはならないと考えております。

また、西予市も独自の取り組みとして東京ビッグサイトでの商談会に市内事業者に参加をいただ

き、その中で多くの商談も成立しているところがあります。西予市の産業構造は、第1次生産者の割合が濃厚で、近年特に言われる6次産業化が不十分であります。しかしながら、市内でも先駆的な取り組みとして成功している事例もあります。例えば、株式会社城川開発公社のハム等は安定的な取引先を確保しておりますし、株式会社グリーンヒルではケールを使用した青汁で、株式会社ファンケルと提携をして、例えば合併してちょっとの平成19年には約2億円弱でございましたけども、現在平成25年度の実績で8億3,000万円になりました。雇用も22人から31人に増加しておりますし、無茶々園なども都市生協との提携で有機栽培の実績から加工分野に入っており、成果をおさめられております。また、アール・シー・フードパックは得意分野の食品加工で名声を上げられております。市内の成功事例に学び、いろいろな分析を行いながら、やればできることを広げるとともに、そのバック支援の制定をつくらないといけないと考えております。

人材の件では、地場産業のそれぞれの分野で人材を育てる前段として、特に若い人材が参入しやすい状況をつくらなければなりません。将来の所得が確保できる可能性をつくるのが人材確保につながることであることから、それぞれの分野の所得ベースを上げることに支援をしたいと考えております。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、私のほうから、山本議員ご質問の認知症による徘徊対策にどのような取り組みをされているのかについてお答えいたします。

認知症のお年寄りを介護されているご家族の大変さは誰にも共通する深刻な問題でございます。また、たび重なる徘徊高齢者の捜索に当たる消防団員のご努力にはまことに頭の下がる思いであり、この場をかりましてお礼を申し上げます。

福祉行政として、認知症対策は大きな課題であり、地域の皆様の力をかりて、できることから取り組んでいこうという姿勢で臨みたいと考えており、平成24年に国が発表しました認知症施策推進5カ年計画、いわゆるオレンジプランに基づき、本市においても認知症対策の具体的整備を進めているところでございます。その取り組みの一端を紹介させていただきます。

まずは、認知症の方やそのご家族への早期支援として、相談窓口や医療機関の情報、専門機関のかかわりなどを示した西予市版認知症ケアパスを現在作成しております。ケアパスとは、ご本人やご家族が認知症に気づいてから相談や受診、適切なサービス提供へと至る流れのことですが、いつでもどのような支援が受けられるのか、一目でわかるハンドブック的なものにしたいと考えております。また、徘徊発生時に地域の支援を得て早期に発見できる体制整備として、市と関係機関によるネットワークの構築と徘徊高齢者の事前登録制度の運用を一体的に取り組むための検討を行っております。あわせて、日常業務において高齢者とかかわりを持つ市内の事業者と協定を結び、ひとり暮らしの高齢者などへの見守りや安否確認に協力していただける体制づくりに取り組みたいと考えております。

高齢者の増加により認知症の問題も深刻化しておりますが、住みなれた地域でできる限り長く暮らし続けられますよう支援体制の充実強化を図っていかねばならないと考えております。

次に、介護ロボットについてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、国においては日本の高度な水準のロボット技術を活用し、高齢者の歩行、リハビリ、食事など介護される側の自立支援をするロボットや、介護従事者の負担軽減として移乗、入浴、排せつなど介護業務の支援をするロボットなど、看護分野でのロボット活用の研究開発や普及促進の事業が進められております。

介護ロボットの長所として、介護者の身体的負担が軽減することや、また現場での人手不足を解消、さらには要介護者の自立支援や気遣いがなくなるといったことが挙げられております一方で、介護現場における安全性など不安感もあるようでございます。

人の手による介護を第1とする介護からロボット介護機器を活用した介護へという方向性ではありますが、市内の介護現場では職員の腰痛防止として移乗リフトなどの機器を活用しており、介護ロボット導入への機運はまだまだと言えるようです。介護ロボットの将来市場は成長分野であると思われませんが、まだ国においても開発、検証の段階でありますので、市として調査研究等、導入への取り組みはこれからの課題であると考えており

ます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、少子化対策についてお答えをさせていただきます。

議員の危惧と同じく、私も人口は地域の活力の源泉であると考えております。過度の人口減少は地域の衰退に直結して、その先には地域の消滅という最も寂しい結末さえ想像されてしまいます。

議員が示された国立社会保障・人口問題研究所の推計では、地方から都市への人口移動が一定程度に収縮することを前提としており、この推計により西予市の若年女性減少率は44.2%となっておりますが、それとは別に、ことし5月に日本創成会議・人口減少問題検討分科会が発表し、消滅可能性都市が話題となった人口推計では、地方から大都市、特に東京でございすが、への人口移動が収束しない場合、2040年の西予市の人口は2万3,358人であり、人口の再生産力を示す若年女性、いわゆる20代、30代の女性でございすが、の減少率は61.4%と推計されています。この人口減少問題検討分科会は、2040年までに若年女性が50%以上減少する自治体は将来的には消滅する可能性が高いと、いわゆる消滅可能性都市と分類しました。この推計によると、西予市も消滅する可能性が高いということになります。

少子化対策は、子育て環境の支援、改善はもちろんですが、それだけにとどまらず、議員ご指摘のとおり若年層の雇用対策、結婚推進、子育て支援というように大きな政策のもとに切れ目のない施策を展開することが重要だと考えております。

私も昨年、これらの問題を総合的に対応するために、子育て支援、少子化対策について部局を超えて検討するように指示をしております。本年中に子ども・子育て支援事業計画を策定する予定としております。

一方、一自治体では限界があります。国においては、まち・ひと・しごと創生本部、いわゆる地方創生本部を立ち上げ、地方創生担当相を設置予定であり、恐らくきょう、あすじゅうにきまるんではないかなと思っておりますが、皆さんも恐らくこの人になるんやないかなと予想されておられると思いますが、また愛媛県においても8月7日に企画振興部管理局長をリーダーとする人口問題

プロジェクトチームを発足したと伺っております。これらの取り組みに呼応して実施していかねばならないと考えております。

人口減少社会は深刻な問題ですが、西予市の子供たちには西予市の自然、文化、人と触れ合って成長して、ふるさとを純粋に愛する心と誇りを持つ人に育ってもらいたい、西予市に住み続けていただきたいと願ってやみません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前10時26分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時40分）

（日程2）

○議長 日程第2、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 先ほどは2名の議長経験者の方が格調ある代表質問をされました。若干の気おくれをいたしております。また、振り返ってみましたら、大勢いた傍聴の方々がおらなくなり、少し気落ちをしておりますけれども、心を取り直せて一生懸命一般質問をさせていただきますのでお願いをいたします。

今回は、大きく分けまして3つの質問を予定をしております。女性管理職の登用についてと西予市福祉政策についてと、それと入札についてでありますけれども、まず最初の女性管理職の登用の考えでありますけれども、私は以前にも21世紀は環境と福祉の世紀であると、このように申し上げさせていただきましたが、もう一つつけ加えさせていただきますれば、女性が進出する世紀でもあると私は思っております。

本日市長の話もありましたけれども、第2次の安倍内閣が組閣されようと言われております。その中にも女性の大臣が数名登用されるとマスコミでは報道をされております。

そしてまた、三好市長も女性が持たれている持ち前の能力及びその魅力、優しさ、特性、特質を市政に反映すべく、男女共同政策室、またその充実のために参画推進係を設置しておられることはご同慶にたえません。

さて、職場で男女平等を確保するため、198

6年4月に、また1997年全面改正され、さらに2007年、平成19年でございますけれども再改された、いわゆる学童保育のときにも関連しますけれども、少子・高齢化社会を迎えて労働力の減少が避けられない現状を鑑み、女性が出産を終え、育児をしながら職場復帰がしやすい環境づくりを目的とするとともに、それを骨子として民間企業向けに制定されたのが男女雇用機会均等法であることはご案内のとおりであります。

それに沿って、本市もそういうふうな体制におられると思いますけれども、前置きはこれぐらいにいたしまして、この問題につきましては後から兵頭学議員も質問されますけれども、まず私は少し立場を変えて、以前は女性の部長級の登用がご案内のとおりありました。市長のマニフェスト2012の充実のためにも、夢創造せいよ、また、ともに考えともにつくる優しい女性の魅力あるまちづくりのためにも、今後女性部長以上の登用はないか、まずお考えをお聞きいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、小野議員の最初のご質問について、女性の管理職の登用についてお答えをさせていただきます。

女性職員の部長を含めた管理職の登用については、国のほうでも先般閣議決定されました、経済財政運営の改革の基本方針2014、日本再興戦略改訂2014においても、女性活躍推進が政府全体で取り組むべき重要課題として取り上げております。また、これらを踏まえ今夏の人事院勧告においても、公務員人事管理に関する報告の中で、女性の採用、登用の拡大と両立支援の推進を人事行政上の重要な課題として取り上げ、女性職員の登用に向けた研修の拡大等に取り組むべき事項として掲げられております。

西予市におきましても、議員がご指摘もいただきましたけれども、西予市男女共同参画社会基本計画の中で、女性パワーが生かされるまちづくりの重点課題として政策、方針決定の場への女性の参画拡大を掲げ、女性の積極的登用、女性の活躍機会の充実、女性が参加しやすい体質の整備を目標としているところであります。

職員の管理職の登用は、男女と問わず、本人の能力、実績、また適性などを総合的に評価し、これを行わなければなりません。とりわけ部長職は行政運営上の中核を担う立場でありまして、相当

の能力と適性を備えたものではないと考えております。

議員ご指摘のとおり、平成23年度から1人部長職があつて、23年度から部長の職に女性の登用はありませんけど、それ以後は。これは、職員の能力的な面よりも年代ごとの職員構成の男女比によるところが要因であろうと思っております。本年4月1日で一般行政事務に従事する職員、これは保健師を含めましての年代別の女性比率では、50代で約19%、40代で22%、30代で28%、30歳未満でいきますと約36%となっております。若い世代になるほど女性職員の割合が高くなっている現状でございます。今後は管理職における女性の割合は高くなるものと見込まれます。

ちなみに、県下各地の女性部課長の数でございますけれども、これ一般職で見ますと、市管理職で女性の占める割合でございますけれども、平均で2.82%、例えば松山市は120人中お二人、今治市は63名中3名、西予市は52名中4名ということでございまして7.7%でございますから、県平均が2.82%、さっき言いましたとおりでございますから、西予市は最高位部類に属すると、このように思っております。

現段階では、管理職の登用に女性枠を設ける予定はありませんが、女性の視点からの政策判断、施策の展開が今後ますます重要視される時代となることは確実であろうと思われまふ。そうした時代の対応を含め、人事評価制度の効果的な活用とあわせ、女性職員を対象とする研修の充実などにより人材育成を図って、女性の管理職登用については適材適所を心がけながら積極的に進めてまいりたいと考えております。

またもう一つ、ちょっとだけ、女性登用を強力にアピールできるのは何といたしても女性議員の出現でございます。この場で議会側と理事者側に女性がおられません。これは寂しい限りでございます。ぜひ議会とされましても女性議員が出現される環境づくりをつくっていただきたいと切に願っております。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 先ほどは市長から本市による人員構成、それから管理職の数についてお答えがありました。

いわゆる行政事務一般職ですけれども、保健師

を除くと男性が356、76.9%、女性が107名の23.1%、計463と、これは消防士や保健師を除きますけれども、そういう数が出ております。市長には50歳以上のパーセンテージが少ないということでございますけれども、たとえ10%でも優秀な方があれば、それは登用して何ら問題がないと思います。さらにまた、市長が答弁されました11市の中でも、松山の120人の部課長の数の中からたった2名、西予市は52の中から4名、これは中間あたりに位置しとる数字かなと、ほとんど1名ないし2名、中にはゼロという市もありますが、その点市長、先進的に女性の登用をされておるのではないかなと、このように評価をします。

また、女性議員の要請みたいなことはありましたけども、これはいかんせん我々が人事権もどうすることもない、本人の意思によって選挙人が選ぶことでありますので、どうしようもありませんが、一番多いところで、ご案内のように松山が条例定数45、41名の中で7名おいでます。それからその次に、西条市が3名、八幡浜市が3名、西予市が残念ながらゼロと、こういうふうになまになつてます。

そういうことでございますので、私はあえて質問上には部長というて書いてましたけども、余り言うところ人事権の介入になりますけれども、私が先ほど言いましたように、女性の優しさ、柔軟さ、そしてまた配慮の細かさなどを勘案して、前にお座りのこのポストのいずれかでも構わんと思ふんですよ、部長だけやなしに。そのようなことを政策提言を、副市長にやっけて笑っておりますけれども、そういうところで政策提言をいたしております。

次に、2点目の質問でございますけれども、福祉政策についての西予市地域福祉計画についてご質問をいたします。

西予市福祉計画ですけれども、大変立派な地域福祉計画の策定に当たってと、計画というのができております。そしてまた、委員の中には西予市のその道に卓越された権威のある方がされております。まことに失礼ですが、私も1年間役職上その席におりましたので、若干この件については知識持っておりますけれども、市民の方々がまだ十分されておられませんので、市民の代表としてあえて質問をさせていただきます。

まず、本市においては平成21年3月に、ともに支え合う輪を広げよう西予を基本理念として第1次西予市地域福祉計画、平成21年度から25年までを策定を図っておりました。従来のサービスだけでは十分な対応が難しいという観点からその政策をされたのでございますけれども、その中で1番目の質問に移りますけれども、第1次西予市地域福祉計画の問題点と反省について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、私のほうから第1次西予市地域福祉計画の問題点と反省についてお答えさせていただきます。

地域福祉計画は、地域福祉を推進するための方策であり、さまざまな地域での生活上の課題に対し、地域全体で取り組んでいくための仕組みづくりであります。平成21年度から平成25年度を計画期間とする第1次西予市地域福祉計画では、西予市に住む全ての人が主体となって安心して楽しく暮らし続けられる環境を市民みんなの力で築き、全ての人がいつまでも住み続けたいと思えるような西予市になることを目指して地域福祉の推進を図ってまいりました。

第1次計画の取り組みにおいては、地域福祉への理解や関心を高める啓発、広報活動や、保健・医療・福祉などのサービスの充実などについて一定の取り組みが進められたものの、課題として残された主なものは、1つに多種多様な福祉課題の相談に応じる体制や福祉サービスの情報提供の方法、2つ目には小地域で支え合う住民の組織化、3つ目には、地域における見守り活動の連携についてはまだまだ不十分であり、今後の福祉施策の中でも重点的に取り組んでいく必要があります。今後取り組むべき重点施策の実施や複雑多様化している社会問題解決に向けては、市民、地域、福祉関係団体、事業者、社会福祉協議会、さらには公としての責任を担う行政が連携し、地域福祉を推進していくことが重要となりますので、より緊密なネットワークづくりに取り組んでいきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 それでは、2番目の質問ですけれども、地域福祉政策の第2次計画について質問をさせていただきます。

この福祉計画によりますと、平成26年度から平成30年度、第2次西予市地域福祉計画、第7章に分けて計画を策定をされております、5年間ですけれども。そこを見ますと、これからの福祉のあり方としては、行政だけが推進していくのではなく、地域の課題や問題について福祉サービスの利用者を含む市民や社会福祉法人、ボランティア、NPO法人などの市民活動団体が行政と連携、協力して対応することが求められると、まさに先ほど部長が言われた答弁のとおりです。

また、この後私も申し上げますけれども、それにつきまして今後どのような問題点があるのか、またそして、問題点とともに先ほど来問題になっています痴呆介護、老人福祉についてどのようなになっているのか、まずお伺いをいたします。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、第2次西予市地域福祉計画の進捗状況及び高齢化世帯独居老人施策についてお答えさせていただきます。

まず、第2次西予市地域福祉計画についてでございますが、第1次西予市地域福祉計画の成果を踏まえまして必要な見直しを行う中で、新たな社会問題なども含めたさまざまな課題解消に向け、より効果的、効率的な地域福祉の推進を図るため、議員ご承知のとおり、平成26年度から平成30年度の5カ年計画を本年3月に策定したところでございます。今後はこの第2次計画に基づき、社会福祉協議会等の関係機関や諸団体と行政との連携をさらに強化する中で、地域福祉の向上に取り組み、計画の基本理念である、ともに支え合う輪を広げよう西予を目指してまいりたいと思っております。

今回策定しました第2次計画では、地域福祉への啓発と学習、福祉サービスの利用支援、地域での支え合い活動支援、安心して暮らせる地域づくり支援を重点施策として取り組んでいます。特に市民からの要望が多い相談窓口の充実については、新年度から福祉事務所内へ地域福祉における総合的な相談窓口の新設を予定しております。

次に、高齢化世帯、独居老人施策でございますが、少子・高齢化の進行や世帯のあり方が変わっていく中で、高齢者世帯や独居高齢者の増加が見込まれ、特に中山間地域においては通院や買い物のための移動手段が困難となり、交通弱者や買い物難民等の課題を抱えているのが現状でございます。

一方、市街地においてはアパートやマンションに入居する高齢者など、支援を要する方の情報が民生児童委員などに伝わりにくく、緊急時の対応に支障が出るおそれがあります。

このような中、行政や介護サービス事業者だけでなく地域住民が一丸となって、高齢者がこれまでどおり住みなれた地域で安心して安全に暮らしていける支え合いのまちづくりを推進していくことが求められております。住民の皆さんが誰でも住みなれた地域に必要な生活支援が受けられる体制づくりのためにも、デマンドタクシー事業や、本年度9月1日から開始しております高齢者路線バス利用助成事業は有効な手段の一つであると思っております。また、援護が必要な方への見守り体制の充実のため、自主防災組織、民生児童委員、消防署、警察へ災害時要請援護者名簿を提供し、見守りマンパワーの活動の充実を図ってまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 私が心配しておりました独居老人、高齢者世帯への対策については、以前私も質問させていただきましたし、たしか酒井宇之吉議員も質問されていましたが、地域の民生委員、区長さん、消防団、地域ぐるみが支え合う地域をつくるためにはどうしても要支援名簿が必要ですと、それを出してくださいと。個人情報保護法にとらわれずに、ぜひこの方たちにはということでしたけれども、それも守っていただいて今活用しとるという答弁でございました。

このたびの西予市地域福祉計画の1章から7章の計画ですけれども、大変充実をしておると私は思っています。

これに対しまして、担当所管並びに係の方々のご労苦に対しまして心から敬意を表したいと思いますし、またこの実情に沿ったような、また市長がおっしゃられた計画倒れにならないように、さらなる努力と研さんを望む次第であります。

次に、防災対策、特に社会福祉施設等における原子力防災対策についてお伺いをいたします。

愛媛県は、去る8月7日、宇和文化会館で社会福祉施設等における30キロ圏内の原子力災害の避難計画策定説明会を実施をされました。

私は、この計画は皆さん方に聞いてみますと、先ほどもNHKの番組で、ある施設の事務長が言

よりましたけれども、施設だけで任されてはどうかにもならんのだと、計画なんかはすぐ出せるんですよと、しかし内容が伴うということであれば施設だけでの対応はできないのではないかなと、このようなこともおっしゃられておりました。

まず1つには、その避難先として一つの提案をしますけれども、私は今小学校の統廃合によりまして、廃校舎を緊急時の避難場所として関係機関と協定を結んでおくのはどうか、例えば30キロ以上離れた野村、城川の廃校舎を避難施設へと私は考えております。また、さらにその地域には必ず公民館、集会所がありますので、食事等の準備も可能ではないかと思っております。まず、この点についてのご所見をお伺いをいたします。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのご質問でございますけれども、避難施設、介護施設等からの野村町あたりの旧学校を活用できないかというようなご質問でございますが、施設入所者についてでございます。その施設入所者については、同様の環境が整備されている施設への避難入所が必要であるということになっておりまして、旧学校跡地での活用はできないものとなっております。また、西予市避難行動計画においては、居住地により野村町、あるいは砥部町または久万高原町への避難先が指定され、避難地における社会福祉施設への避難となっているようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野正昭君。

○8番小野正昭君 市民というか関係者の中には、法律はそうあっても原発という、俗に言う緊急避難なんです。法律が優先なのか人命が優先なのか、その辺のところをもう少し上と協議をして、まず人命優先、避難優先で考えていただいたらなど、このように私は思いますが、ひとつ努力をしてみてください。

それと、次に移りますが、当市には、これに関連しますけれども西予市老人福祉協議会と称する会があると思っております。この中には、今のところ公立は三楽園と奥伊予荘の2施設、西予総合福祉会が3施設、野村社会福祉協議会が2施設、城川社会福祉協議会が1施設の計8施設の会が今のところあるように思われます。この方々の関係者の連絡は行い、またいろいろな行事を行っておると思っておりますけれども、その他の障害者といひますか、

居宅を必要とする福祉施設との連絡、まず何施設あるか、おつかみでしたらお尋ねをしたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのご質問なんですけれども、介護保険サービス事業所としての全体数は107を把握しております。次に、介護保険施設外としては3施設ということで、全体的には110施設あるかなと思っております。

以上でございます。

○議長 小野正昭君。

○8番小野正昭君 恐らく110施設ですか、合わせて。連絡協議会、打ち合わせ等はしとると思っておりますけれども、されていなければ、今後高齢化社会、それからそういう福祉施設の重要さを考えたらぜひ行っていただきたい。四文字熟語じゃないですけども、中国は近代化をするときに、毛沢東の右腕と言われております周恩来首相は三者一体政策と、このような政策をしたようです。これは青年、壮年、老人です。この3者が一体となって中国を活性化するんだと、近代化するんだということですけども、先ほど来出ておりますように、教育はよく学校、PTA、地域とこう言われますけれども、福祉も施設、行政、そして家庭だと思っております。この3者が連密な連携をとって対象者に十分なる介護、手当てができるような協議、連絡、打ち合わせ、これをぜひ今後の課題としてお願いをしておきたいと思っております。

それと、もう一つ出とりましたけれども、介護施設の件で3Kという言葉がよく使われます。これは以前には建設業界に使われました、ご存じのように。汚い、危険、きつい。福祉にも3Kというのがありますが、ご存じですか、部長。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 今の3Kについて、あと一つあるのかなと、3Kの中で汚い、きつい、危険ということはあるんですけど、その上に、議員がおっしゃりますTという言葉をお伺いしております。低賃金ではないかということをお伺いしておりますので、そのようなことでお答えさせていただきたいと思っております。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 さすが部長、そこをよくご存じで、そういうことです。

また、危険ということも何が危険なんかなとい

うことで担当者に聞いてみたら、今介護ロボットが出ましたけれども、けがをさせる危険性がある、そしてまたよもやもすると命を落とす危険性がある、そこらあたりを十分注意をしなければいけない危険性ととも、ああいう施設ですから病原菌、伝染病があるんです。そういうふうなこの危険も考えにやいけないのよということをおっしゃってありました。

そしてまた、山本議員の代表質問にもありました7割の方が腰痛だと言われましたけれども、正直言いまして私ごとですけれども、私の次男も施設におりますけれども、必ず月に一、二回は整体に行かなければもたないと、このようなことで本当にきつい職場だと思います。これは国も今後力を入れて改善しますけれども。

それと、介護職の不足が出ておりましたけれども、団塊の世代がこれからそういう時代にいくと、これは今のところ100万人以上のそういう施設の介護職員の数が要るのではないかなと、このようにこれは伝えております。

それとまた、低賃金と言われましたけれども、今のところは介護職の平均、常勤者で月22万円程度、一般産業と比べて10万円低いと、これは全国ネットですので、私はこの地域、田舎ではこれの8割あればええんではないかなと、そのぐらい低い賃金ではないかなと、このように懸念をされますので、そこらあたりも今後の検討課題ではないかなと、このように思います。それが低賃金、Tです。

次に、それでは学童保育、これもまたあしたの酒井宇之吉議員との質問と合致をしますけれども、学童保育についてお伺いをしたらと思います。私がこの一般質問をするときに後から議案書が出てまいりまして、今回の定例議会でちゃんと準備をされております。

これの国の方針は、平成27年、地方自治体は条例をつくってこれに対応しなさいよということですが、それにいち早く当市も議案として出ております。その中で大事なことは、この条例はどの法律もそうですけれども最低条件なんです。ここの条例にも書いてますように、最低の基準を定めておるわけです。これ以上のことは構わんわけです。それで、最低基準の向上にも努めてもらわにやいけませんし、それから7条には放課後健全育成事業者の職員の一般的な要件としてい

ろいろ事細かく条例で定めております。このとおり、ぜひ守っていただきたいなど、このように思いますが、この問題についての経緯と今後の方針について、まずお聞きをしておきます。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、子ども・子育て支援新制度における学童保育の取り組みと今後の方針についてお答えさせていただきます。

議員もご承知のとおり、昨年8月の子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正に伴いまして、市町村が放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業を実施する責任が明確化されるとともに、その設備及び運営について条例で定めることが義務づけられました。先般、議員及び行政職員を対象に愛媛県学童保育連絡協議会の主催による学習会が開催されたんですけれど、議員の皆様も多数ご出席されたと伺っております。この新制度の背景には、政府がまとめた新たな成長戦略の柱の一つが女性の活躍や促進であり、その柱に学童保育の拡充、待機児童解消、放課後子ども総合プランが挙げられ、学童保育の拡充を図るため、学童保育事業を市町村の事業として位置づけられております。

このことを受けまして、本市といたしましても、この9月の定例議会において放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を上程させていただいたところでございます。今後はこの基準に基づきまして、保護者ニーズに耳を傾け、児童の安心・安全な放課後の居場所づくりを進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 この条例につきましては、今後厚生常任委員会に付託をされますので、その委員会で十分審議をしていただいで、西予市の子ども・子育てに遺漏のないようにしていただきたいなど、このように思いますけれども。

それと1点お伺いしますけれども、今までの子ども・子育ては小学校3年生までだったですね。これが6年生の高学年までに引き上げられるわけですね。それと、もう一つ気になりますのは、今まで民間で頑張っておられます児童館、こころあたりの連携はうまくいっているのか、今後どうなるのか、それがまず心配をされます。

それと、これがまた余談なことですが一般質問に大

変そぐわないので、ご無礼をしますけれども、ご案内のように政府は配偶者控除の見直しをしようとしてます。それから、このたびこれで働く場所の提供のために、働く場所のしやすいように子ども・子育て、いわゆる学童保育についての政策を出しました。これの財源は、予定をされております消費税のアップ、介護、年金、医療、福祉、これらをもって充てるとというのが政府の方針ですが、その辺に福祉を目的とした政府の政策が見え隠れしておると、税金、消費税を上げる一つの方策としてとるんじゃないかなと、いわゆる配偶者控除の見直しだとか、これをして予定されておる金額といえますか、予算に充てますよというようなどころの一体性を持った政策ではないかなというふうに懸念をしております。それは余談な話です。

先ほど申し上げました、今までの児童館についての絡みはどのようにお考えかお伺いしたしたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 児童館とこの学童保育との関係ということでございますが、児童館がありますところは、今宇和町の宇和児童館と、野村にあり今度建てます、野村も現在あるんですけど野村児童館、2施設あります。

まず、この宇和児童館につきましては、その児童館を使いましてトトロクラブという学童保育が展開されております。そういう中で、児童館と学童保育の連携は十分つとまっておるのではなかろうかと思っておりますし、また野村につきましても、今建設しておるとこも併設ということで、そのようなことができるのかなと思っております。児童館と図書館などが併設されて建設されておって、十分連携されておるとは思いますけれども、今後とも十分にその連携はしていかなければならないのかなと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 確かにそのとおりでございますけれども、私が心配をした一つの原因は、三瓶町にも児童館ではないですけどそれに付随したものがありますよね。今一生懸命あそこの理事長さんというか職員の方も頑張っておりますけれども、幼・保の一体化とか、それから児童館、学童保育についても頑張っておられます。そこらあたりの

連絡調整はどうなるとるかなという点もお聞きをしたかった、実は。十分これからも考慮をして遺漏のないように、まずは子供たちのためですから、よろしく願いを、要請をしておきます。

それでは、次の最後の質問、入札について、特に建築の入札についてお伺いします。

先般もお伺いしましたけれども、ちょっと時間がなくて細かいとこがなかったし、またある人のほうからこれを聞いておいてくれんかなというふうな要請もありましたので、お伺いをします。

まず、1番目の公共工事の目的及び考え方についてご所見をお伺いいたします。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 入札の関係でございますので、私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、公共工事の目的または考え方ということでございますが、小野議員、先ほど言われたように何年か前の一般質問もされておりますので、基本的なことはご存じの上でのご質問かと思っておりますので、私も基本的な原則論を答弁させていただきます。

公共工事は、ご案内のとおり県、市など行政が生活の基盤となる社会資本を整備することによりまして、市民の皆さんの安心で豊かな生活を支援する目的で行う建設工事であるというふうに認識をいたしております。したがって、市民共有の大切な財産を、しかも国民の税金によって整備することになりますので、できる限り少ない予算で、しかもより品質の高い施設を完成させることが市民の皆さんのご期待に沿えることではないかというふうに認識をいたしております。

また、同時に公共工事をすることによって地域の社会資本整備が整うことで経済的効果も大きく、直接、間接的に地域経済を活性化させる強い推進力になるということについても当然のことであるというふうに認識をいたしております。

以上であります。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 以前にも質問しました。どうしても後段の質問をする場合に、そこから入っていかねばいけないので、あえて質問をしたんです。

そこで、大変ご無礼ですが、副市長が答弁されましたけれども、一つの考え方として、雨が降れ

ばおけ屋がもうかるという言葉がございませう。どういふことかおわかりになりますか。これは、1つにはご存じのように風が吹けばほこりが立つわけです。土ぼこりが立ったら目の中に入るわけです。目の中に入ったら、昔のことですから余り治療薬もなくお医者さんもないので、盲人、目の不自由な方ができると、そうしたらそういう方の生きる道は何かというたら芸事なんです、三味線なんです。そしてその三味線はごらんのように猫の皮なんです。猫の皮を使うということは猫が多量にいなくなるわけです。そうするとネズミがふえるわけです。そのネズミにはおいのついたおけをかじるんです。それで桶屋がもうかる、こういうことなんです。

それで、近年は猛暑が続くと経済が好景気になるという言葉がどうもあるようです。これはなぜかといいますと、猛暑になりますと杉の芽が大きく膨らむわけです。そしたら、翌年風に乗って都会のほうへ行って、目や喉に入ってくしゃみとかそういう症状の出る方が多なる。病院へ行く、薬が必要になる、製薬会社が薬をつくる、設備投資をする、それが景気の浮揚になる、こういうふうなことです。ぜひ公共工事を西予市の、そういう効果があるわけですから。一見によりますと、家1件建ると2万アイテム近くの品物が要るとも言われておりますので、そういうところを考慮してほしいと思います。

次に、2番目ですけども、建設工事において資材、労務費の実情が反映されているかについて質問をされますけども、今回また入札の不調やら入札の辞退の原因はここにあったように思いますけれども、その点についてまずお伺いをしておきます。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 資材、労務費が実情に反映されているかということだろうと思いますけれども、公共建設物の積算におきましては、ご案内かとは思いますが、国土交通省監修の公共建築工事積算基準書にのっとりまして公共単価を採用しておりますので、最新の資材費、労務費の実情に反映された形で原則的に発注をしておるといふところでございませう。

また、特に今年2月の労務費単価の改定に伴いまして、工事請負契約後におきまして、資材費、労務費に急激な価格変動があった場合にはイ

ンプレスライド条項を適用して、工事単価等を精査の上、工事請負代金等の変更が可能になるといったような制度も、本市としても取り組んでおるところでございませう。

以上であります。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 十分反映されたと思うんですけども、またそういう規則が、規定があるということも承知をしております。建設ガイドブック等があつて、それに準じて積算をされるんだなど、これも承知をしておりますけれども、今の建設ガイドブックあたりが私は、余談ですけども、現在の社会環境に十分対応できるようにできてるのかなという懸念をしております。できるものなら改正できる範囲内で、そこらの見直しもしていただいて、先ほど副市長が申されましたように大切な国からいただいた西予市のお金ですし、西予市の市民の皆さんが納めたお金ですので、公共工事的に沿うように、業者に応分の効果があるようにぜひお願いを、対応をしていただきたいなと思ひます。

次に、3番目に移ります。

本市において、近年大変市外業者の応札といひますか、入札が多いように思ひます。先ほど申し上げました観点からも、市内業者への応札ができないか、そういう環境づくりは考えられるかどうか、まずお聞きをしたいと思ひます。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 市内の業者さんにとひうようなご質問かと思ひますけれども、市内の業者さんへの対応といふことは、当然全国の自治体におきまして、法律等によります公平、公正な入札制度の中で最大限地元企業優先発注に努めておるところでありますし、西予市におきまして、可能な限り市内の業者さんに入札に参加していただくように制度的にもつづつておるところでございませう。

そうした中で、特に近年入札制度そのものが毎年ぐらひに改正がされます。大きな改正では、平成18年度から予定価格を全て公表することといたしておりますし、また一時議論になりましたけれども、平成18、19年ごろから低入札、いわゆる極端に安い価格で落札をされるといふことが、ひいては下請の業者さんや労働者の賃金に悪影響を及ぼすのではないかといふようなことで社会問題にもなつたことがございまして、そのこと

によって、平成24年度からは当市におきましても最低制限価格制度、一定の金額より安い入札、応札があった場合には失格となるという制度も取り入れているところがございます。さらにまた、より公平で透明性のある入札を行うために、平成24年7月からは設計金額が5,000万円以上の建設工事につきましては、特定の業者を指名をせずに一定の資格要件がある業者の方には自由に入札に参加できる一般競争入札を採用しているところがございます。

また、入札の結果等につきましても、もうご案内かと思えますけど、市のホームページで随時その結果について公表しておりますので、この工事についてどこの業者さんが幾らで応札されて、どこが結果的に落札されたかということも一般に公表しておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 今副市長が答弁されたのは私もよく存じております、承知しています。その上で、あえてそういう質問をしてるのはなぜかなと言いますと、副市長が申されてましたように、これは本当はあってはいけないんですけども、下請業者、孫請業者、本来は関連業者と、こう言うんだと思えますけども、その方らが80%以下、70%以下でいや応なく、その仕事を県外業者の方が請け負うたときに、言われたときにはしなければならぬと。そこに、公共工事の目的が、市内に来たお金を市内の業者が十分活用していけるのかなと、私は実はそこまで心配をしとるわけなんです。

それともう一つ、副市長が言われました18年から予定価格の公表、これは確かに結構なんですけれども、この予定価格が、積算をしたときに実際要る価格の金額のどの辺にあるのかなと、この心配もします。

それと同時に、自由競争入札で最低価格を設けてますよね、入札最低価格。そうするとその内定、これ言うていいかわからんのですが、これはそのとき決まるんだと思えますしわからんと思うんです、予定入札価格の金額の何%なのか。そうすると、このたびのある建築なんかは90。ちょっとですね、数字わかりますけど。そうした場合に、積算された実際の金額が仮に100とした

ら、底のところは80ぐらいになっとるんじゃないかなという懸念をするんです、私は。とは言いません、そういうおそれがあるんじゃないかと。そうすると、下請は70ぐらいになるかなと、そこまで私心配しておりますので、その辺のところもこれから十分配慮をして、公共工事の目的に沿うような応札、入札をしていただいたらなど、このように思います。

そしてまた、市内業者が、今市外業者の応札が、入札が多いようですけれども、今大口入札なんかでしたら分割発注だとか、それから市内の建設業者は正直言うてほかの市内と比べて数も少ないですし体力も弱いんです。しかしながら、そこらを分割して、もしくはJVを組んで、なるべく市内業者に落札できるような方策はとられないかなと、このように思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 もう小野議員さんもおわかりの上でのご質問なので、私も答えにくいんですけども、ご案内のとおり入札というのは法律によって公平、厳正にすることが一番ですので、そういった制度の中で、市としては正確に執行してるということは大原則でございますので。

それで、今ご質問になられた分割発注とかJVの関係なんですけども、これももうご存じかと思えますけども、あえて答弁させていただきますと、特に工事発注する中で、ある一定の金額以上の大きな工事になりましたら、分割発注をしてできるだけ市内の業者さんに受注機会ができるように、もう今積極的に分割を、ほとんどの工事、電気工事、そのほか管工事、本体工事というように分割をさせていただいて発注をしているところでございます。

それから、JVにつきましても、これも規定がございまして、1件の設計金額がおおむね5億円以上の工事につきましては、共同企業体をつくっての応札をお願いしているところでありまして、その構成員となられる2つ目とか3つ目とかの場合には地域要件を設けまして、地元の地域の事業者さんが参加できるようにというように、あえてそういう要件を設けて入札を行っておるところでございますし、さらに入札のご案内、ご存じかと思えますけど、特に地元ということによって要件を緩和した例といたしまして、格付要件におきまして

も、A等級の工事でも地元の業者さんはBと、1つおろしてB級の方でも参加できますよとか、施工実績の金額につきましても、2億円以上の実績がないといけませんよという工事についても地元でしたら1億円でもいいですとか1億5,000万円でもいいですとかというように、緩和をできるものは法的に緩和しておりますし、また技術者要件につきましても、今大変技術者が少なく、かけ持ちでたくさん工事が持てないという状況があるんですけれども、これにつきましても1級の資格要件が要る技術者の入札要件でありましても、地元の場合は2級の建築士とか、いろんな管理技士とかありますけども、の方でもいいですよといったような、そういう許される範囲で、最大限市としましても地元の業者さんが参加できるように取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 議場にはこの道のプロの議員もたくさんおりますし、私も多少この件についてはかじっておりますので、本当に副市長、苦しい答弁をあえて求めますけれども、そこら辺のところの市民といいますか、業界の期待もあるんだということはお含みおきをしていただけたらと思います。

それで、最後の質問ですけれども、そういう県外業者、市外業者が落札されたときに、還元調査はされておるのか、また入札のときにそういう指導をされておるのか、お伺いをします。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 還元率の調査ということが、ちょっと私びんとかなかったんですけど、言われたように、要は地元にとりだけ工事費のうちお金が落ちているかというような意味だろうというふうに思いますけれども、このことにつきましても、建設課、担当課に聞きますと、工事請負契約の段階で下請契約をされて下請をされる業者さんの報告義務といいますか、契約の中に入っておりますので、発注者であります市としましても、一体どこの業者へ下請をしているかという実態は市としても把握しております。その上で、担当者もできるだけ下請は市内の業者さんを使ってくださいよということをお願いをしているところで、従来からもしておりますし、今も積極的に市内の事業者さんを使ってくださいよということをお願いをして

いる状況でございます。

ただ、専門の方たくさんおられるんですけど、下請契約をされるような業種の場合は下請契約書で金額まで報告を受けるわけですけれども、実際に地元への還元ということを考えますと、例えば原材料費の生コンですとか採石ですとか木材とかという原材料費の部分があるんですが、この部分は下請の契約等々がございませんので金額の把握はできませんし、またそこら辺は事業者さんの経営努力の大切な部分だろうと思いますので、そこまでの金額を我々が調査するということはできないものではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 小野正昭君。

○8番小野正昭君 今関連業種、特に生コンあたりは近年建設業、生コン協同組合というんですか、そういう組合がほとんど今入れたんですかな、県内、市内の生コン業者さんは、一定の価格を統一しておりますんで、以前のような価格の低い納入ではなくなったように聞いてますんで、これは喜ばしいことかなと。しかし、余り頑張り過ぎると、また違う面のしわ寄せが来るのではないかなとも、このように思います。

いずれにしても、十分配慮をされておられるということですのでさらなる配慮を、また請負業者に近年聞いてみますと、それは担当者から地元業者を優先せよという指導もありましたという声も聞いておりますので、十分反映されているかと推察はしておりますので、その分また要請をしておきます。

それに伴いまして、還元率ではないんですけども、ある市が陳情書というのを出しとるんです、ある市が。名前は余り言わないでいいです。この中身を読んでみますと、何々市においては、立ちおくりしている社会資本の整備や拡充は地域住民が望む急務の課題であるとともに、公共投資は地域経済の中核を担い、その象徴は地域の発展に大にかかわるものと存じます。それゆえ、公共事業予算の拡充及び積極的な執行に対する期待はますます高まっており、その実現方については、地域社会の牽引者たる県、貴台のお力によるところが極めて大でございます。よって、総合評価方式の採用に係る云々とありますが、貴台におけるご支援、ご尽力を重ねてお願いいたしますというような陳情書が、ある建設業の組合、協会から市に出ると

ようです。それだけ業界の方々は必至なんだなと、このように思います。

時間があと4分。

いつもは、これはまた余談になりますけども、議員さん、今度は四文字熟語をお言いにならんのかなというような声がございますけれども、最後に、ある勉強会に行ったときに七転八倒という言葉が言われました。私も市長も約1年半前から同じ共通の苦悩と悩みとを持っておりますけども、さて、さらにまた私ごとですけども、近日大変悲しい我が家の出来事がありました。ご存じのとおり七転八倒、俗に言う七転び八起きです。ですから、7回転んだら7回起きたらええんですよ。これで十分なんです。しかし、1つ余分なのはなぜかなといいますと、そこが人間の生物の長たるゆえんなんです。絶えずくじけても一歩前進するぞという意識を持っておきなさいという、私格言だと思うんです。私もこれから先残された任期を、七転び八起き、苦難があっても苦難を乗り越えて一歩前進する気持ちで責務に邁進したいと思えます。ありがとうございました。

○議長 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月4日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時39分

平成26年第3回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|----------|-----------|-----------------------|--------|
| 1. 招集年月日 | 平成26年9月4日 | 城川支所長 | 田村 剛 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場 | 三瓶支所長 | 西園寺 良徳 |
| 1. 開議 | 平成26年9月4日 | 消防本部消防長 | 菊池 直 |
| | 午前9時00分 | 総務課長 | 道山 升文 |
| 1. 散会 | 平成26年9月4日 | 財政課長 | 山岡 薫彦 |
| | 午後2時38分 | 監査委員 | 正司 哲浩 |
| 1. 出席議員 | | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 1番 | 源 正 樹 | 事務局長 | 井関 通夫 |
| 2番 | 井関 陽 一 | 議事係長 | 佐藤 陽一郎 |
| 3番 | 菊池 純 一 | 1. 議事日程 | 別紙のとおり |
| 4番 | 田中 徳 博 | 1. 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 5番 | 中村 敬 治 | 1. 会議の経過 | 別紙のとおり |
| 6番 | 二宮 一 朗 | | |
| 7番 | 兵頭 学 | | |
| 8番 | 小野 正 昭 | | |
| 9番 | 松山 清 | | |
| 10番 | 宇都宮 明 宏 | | |
| 11番 | 松島 義 幸 | | |
| 12番 | 元親 孝 志 | | |
| 13番 | 沖野 健 三 | | |
| 14番 | 森川 一 義 | | |
| 15番 | 藤井 朝 廣 | | |
| 16番 | 浅野 忠 昭 | | |
| 17番 | 岡山 清 秋 | | |
| 18番 | 酒井 宇之吉 | | |
| 19番 | 兵頭 勇 | | |
| 20番 | 山本 昭 義 | | |
| 21番 | 梅川 光 俊 | | |

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長	三 好 幹 二
副 市 長	九 鬼 則 夫
教 育 長	宇都宮 又 重
公営企業部長	平 野 松 市
会計管理者	奥 野 柳之介
総務部長	宗 正 弘
企画財務部長	大 平 利 幸
産業建設部長	二 宮 紀 夫
生活福祉部長	横 山 博 文
教育部長	増 田 敬 介
明浜支所長	宇都宮 松 夫
野村支所長	松 川 伸 二

議 事 日 程			高齢者医療特別会計補正 予算（第2号）
1	一般質問		
2	議案第 95号	財産の無償譲渡について	議案第 112号
	議案第 96号	財産の無償譲渡について	平成26年度西予市介護 保険特別会計補正予算 （第2号）
3	議案第 97号	西予市特定教育・保育施 設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を 定める条例制定について	議案第 113号
	議案第 98号	西予市家庭的保育事業等 の設備及び運営に関する 基準を定める条例制定に ついて	議案第 114号
	議案第 99号	西予市放課後児童健全育 成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例 制定について	議案第 115号
	議案第 100号	西予市立学校及び幼稚園 設置条例の一部を改正す る条例制定について	議案第 116号
	議案第 101号	西予市生活福祉バス条例 の一部を改正する条例制 定について	議案第 117号
	議案第 102号	西予市物産会館条例の一 部を改正する条例制定に ついて	議案第 118号
	議案第 103号	西予市病院事業使用料及 び手数料条例の一部を改 正する条例制定について	7 認定第 1号
4	議案第 104号	市道路線の廃止について	平成25年度西予市一般 会計歳入歳出決算の認定 について
	議案第 105号	市道路線の認定について	8 認定第 2号
5	議案第 106号	平成26年度西予市一般 会計補正予算（第5号）	平成25年度西予市授産 場特別会計歳入歳出決算 の認定について
6	議案第 107号	平成26年度西予市授産 場特別会計補正予算（第 2号）	認定第 3号
	議案第 108号	平成26年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計補正予算（第1号）	平成25年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計歳入歳出決算の認定 について
	議案第 109号	平成26年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 補正予算（第1号）	認定第 4号
	議案第 110号	平成26年度西予市国民 健康保険特別会計補正予 算（第2号）	平成25年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 歳入歳出決算の認定につ いて
	議案第 111号	平成26年度西予市後期	認定第 5号
			平成25年度西予市国民 健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について
			認定第 6号
			平成25年度西予市後期 高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について
			認定第 7号
			平成25年度西予市介護 保険特別会計歳入歳出決

- 算の認定について
- 認定第 8号 平成25年度西予市農業
集落排水事業特別会計歳
入歳出決算の認定につ
いて
- 認定第 9号 平成25年度西予市公共
下水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定につ
いて
- 認定第 10号 平成25年度西予市簡易
水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定につ
いて
- 認定第 11号 平成25年度西予市上水
道事業会計決算の認定に
ついて
- 認定第 12号 平成25年度西予市病院
事業会計決算の認定につ
いて
- 認定第 13号 平成25年度西予市野村
介護老人保健施設事業会
計決算の認定につ
いて
- 9 意見書第 3号 森林・林業・木材産業の
振興を求める意見書
- 意見書第 4号 畜産農家への経営支援を
求める意見書
- 意見書第 5号 軽度外傷性脳損傷に係る
周知及び適切な労災認定
に向けた取り組みの推進
を求める意見書
- 10 要望第 2号 「生涯現役社会の実現」
に取り組むシルバー人材
センターへの支援の要望

本日の会議に付した事件		高齢者医療特別会計補正 予算（第2号）
1	一般質問	
2	議案第 95号 財産の無償譲渡について	議案第 112号 平成26年度西予市介護 保険特別会計補正予算 （第2号）
	議案第 96号 財産の無償譲渡について	
3	議案第 97号 西予市特定教育・保育施 設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を 定める条例制定について	議案第 113号 平成26年度西予市農業 集落排水事業特別会計補 正予算（第2号）
	議案第 98号 西予市家庭的保育事業等 の設備及び運営に関する 基準を定める条例制定に ついて	議案第 114号 平成26年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算（第2号）
	議案第 99号 西予市放課後児童健全育 成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例 制定について	議案第 115号 平成26年度西予市簡易 水道事業特別会計補正予 算（第2号）
	議案第 100号 西予市立学校及び幼稚園 設置条例の一部を改正す る条例制定について	議案第 116号 平成26年度西予市上水 道事業会計補正予算（第 2号）
	議案第 101号 西予市生活福祉バス条例 の一部を改正する条例制 定について	議案第 117号 平成26年度西予市病院事 業会計補正予算（第2 号）
	議案第 102号 西予市物産会館条例の一 部を改正する条例制定に ついて	議案第 118号 平成26年度西予市野村 介護老人保健施設事業会 計補正予算（第1号）
	議案第 103号 西予市病院事業使用料及 び手数料条例の一部を改 正する条例制定について	7 認定第 1号 平成25年度西予市一般 会計歳入歳出決算の認定 について
4	議案第 104号 市道路線の廃止について	8 認定第 2号 平成25年度西予市授産 場特別会計歳入歳出決算 の認定について
	議案第 105号 市道路線の認定について	認定第 3号 平成25年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計歳入歳出決算の認定 について
5	議案第 106号 平成26年度西予市一般 会計補正予算（第5号）	認定第 4号 平成25年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 歳入歳出決算の認定につ いて
6	議案第 107号 平成26年度西予市授産 場特別会計補正予算（第 2号）	認定第 5号 平成25年度西予市国民 健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について
	議案第 108号 平成26年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計補正予算（第1号）	認定第 6号 平成25年度西予市後期 高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について
	議案第 109号 平成26年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 補正予算（第1号）	認定第 7号 平成25年度西予市介護 保険特別会計歳入歳出決
	議案第 110号 平成26年度西予市国民 健康保険特別会計補正予 算（第2号）	
	議案第 111号 平成26年度西予市後期	

- 算の認定について
- 認定第 8号 平成25年度西予市農業
集落排水事業特別会計歳
入歳出決算の認定につ
いて
- 認定第 9号 平成25年度西予市公共
下水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定につ
いて
- 認定第 10号 平成25年度西予市簡易
水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定につ
いて
- 認定第 11号 平成25年度西予市上水
道事業会計決算の認定に
ついて
- 認定第 12号 平成25年度西予市病院
事業会計決算の認定につ
いて
- 認定第 13号 平成25年度西予市野村
介護老人保健施設事業会
計決算の認定につ
いて
- 9 意見書第 3号 森林・林業・木材産業の
振興を求める意見書
- 意見書第 4号 畜産農家への経営支援を
求める意見書
- 意見書第 5号 軽度外傷性脳損傷に係る
周知及び適切な労災認定
に向けた取り組みの推進
を求める意見書
- 10 要望第 2号 「生涯現役社会の実現」
に取り組むシルバー人材
センターへの支援の要望

開議 午前9時00分

○議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、きのうに引き続き一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

初めに、18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 議長より通告いたしました件につきまして許可をいただきましたので、ただいまより一般質問の一問一答方式で行いたいと思います。

招集の挨拶で、市長が塔和子さんのお話をしていただきました。私も塔和子ふるさとの会設立総会に出席させていただきました会員の一人でございます。残念ながら塔和子さんを偲ぶつどいの会にはちょっと出れませんでしたけれども、塔和子さん、非常に今手元にも詩の詩集を持っておりますけれども、「胸の泉に」の碑を有志の中からシーサイドサンパークにおきまして除幕式をしたのが、この間のように思い浮かびます。私は塔和子さんの詩集をこうして読ませていただくときに、人権とかハンセン病とかそういうものよりも、もっと深いものがあるんじゃないかというような感じが私は今いたしております。それは、私どもが小さいときから勉強いたしました自由とは、平等とは、これが改めて平和のこの時代に問いかけてるんじゃないか、このような感じがいたしております。今日本は平和であると、世界中の中でも先進国の中でも平和な国ではないかと思いません。でも、人の心の中に不安とか不満とか将来とか、そういうことに対して人間の心の枯渇を感じている昨今でございます。そこで、私はよく思うんですが、ある学者の方が経済は1年、政治は5年、教育は50年かかると、このようにおっしゃられた方がおられます。経済はやはり水が流れるところへ上から下へ、政はまた水を上へ流したり右へ流したり左へ流すのが政治だろうと、教育は人間の骨幹である背骨をやはり一から狂わないように育てるのが教育だろうと、かように思ってお

ります。

今回の質問につきましては、小学校再編につきましてお尋ねをするわけでございますけれども、この再編につきまして、先ほど申し上げましたように、教育の根幹、人間の根幹をつくり上げていく、心をつくり上げていく、こういう観点から大切な小学校編成であろうと、かように思っておりますので、具体的なところまで入り込むかもしれませんけれども、お許しを願いたいと思います。

2009年12月の広報の再編計画についてお尋ねいたします。

西予市小学校再編計画を公表されましたが、これにつきまして、それから各校の進捗状況について、まずお尋ねをいたします。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 それでは、2009年12月に広報に掲載いたしました西予市の小学校再編計画につきまして、その後の進捗につきましてお答えをしたいと思います。

小学校の適正規模と子供たちの教育環境整備のために、各地区における小学校の再編を進めているところでございますが、まず三瓶地区でございます。三瓶地区は、周木小学校以下4つの小学校がございまして、その小学校を1つに再編するため関係保護者、地域の皆様方と協議を重ね、それぞれ過半数の賛同を得ることができましたので、平成22年8月、第1回の再編推進委員会を開催いたしました。さまざまな諸課題について協議検討いたしまして、その中で校名と統合場所、統合時期について承認を得ることができましたので、平成23年10月統合調印式を行い、旧三瓶小学校敷地内に新しく校舎を建設し、平成26年本年4月1日から西予市三瓶小学校として開校することができました。

次に、明浜地区でございますけれども、明浜地区も田之浜小学校以下4つの小学校を1つに再編をするために、三瓶地区同様関係保護者、地域の皆様方に説明を行って賛同を得、平成24年10月明浜地区小学校再編推進委員会が発足いたしました。同様に校名、統合場所、統合時期について承認を得ることができましたので、平成25年6月統合調印式を行っております。現在スクールバス路線、校歌、学校行事等の残る諸課題の解消のために協議検討を重ねながら、新校舎の建設を進

めているところであり、平成27年4月1日に俵津小学校敷地内に西予市立明浜小学校が開校する予定でございます。

次に、野村地区でございますが、惣川小学校及び大野ヶ原小学校を除く河成小学校以下5つの小学校を再編する計画であります。三瓶・明浜同様に関係保護者、地域の皆様の賛同を得まして、平成25年1月に再編推進委員会を開催をし、同じく校名、場所、時期、承認を得ましたので、25年8月に調印式を行い、同じく現在スクールバスの7路線でございますが、7路線と校歌、学校行事等に残る諸課題の解消のための協議検討を重ねております。野村小学校本校舎・北校舎の改修を終えまして、現在南校舎の改築を進めております。同じく27年4月1日に西予市立野村小学校として開校予定でございます。

城川地区においては、遊子川小学校以下4つの小学校、これを1つに再編する計画であります。平成23年から関係保護者、協議を継続しておりましたが、先般保護者の方々や地域の皆様方の過半数の同意を得ることができました。今後は魚成小学校を統合場所とする新しい小学校の開校に向け、間もなく城川地区小学校再編推進委員会を設置し、校名、校歌、校章、制服等々詳細について協議検討を進めてまいります。

宇和地区におきましては、宇和の上地区と申しますか、多田・中川・石城小学校を一つ、それから宇和下地区と申しますか、明間・皆田・田之筋を一つの学校、そして大きな宇和町小学校を一つ、それぞれあわせて、現在の計画では3つの小学校とする計画であります。

以上、答弁といたします。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 再編計画につきましての現状につきまして説明いただきました。

そこで、各地区とも1年なり2年なりずつおこなわれていると、計画よりもという現状になつておりますが、これはやはり教育委員会また地域、行政が地区に対して、気長い説得をされたんであるらうと思っております。

そこでお聞きをいたしますが、適正規模というのが2011年12月の中に、西予市における適正規模、複式学級の解消などを旨とした小学校の再編が必要となりますと明記されておりますが、適正規模と申しますのがどのように、改めて説明

を願います。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 適正規模についてお答えをいたしますが、国が定める学校の適正規模については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令、これで小学校の学級数を12学級以上18学級以下を標準とすると定めておまして、もう一つ学校教育施行規則でも、同じく12から18学級を標準規模として定められております。西予市においては、西予市の特性や地域の事情を考慮しつつ、西予市小学校再編計画の中で適正規模を明記しております。それについては、子供たちのために望ましい学習集団を形成し、よりよい学校教育環境を実現するために、西予市としての適正規模はどの程度が適切であるのか、このことにつきまして生徒、保護者、教員を対象にアンケートを実施した結果をもとに次のように基準を設定したものでございます。

適正な学校規模については、一学級複数学級を目標としつつ、広範で過疎化の著しい西予市においては、市街地と一律の標準によって適正規模を設定することが困難な場合は、今から申し上げます基本事項により検討を行います。

それは、できるだけ複式学級を解消する学校規模とする。現行の40人以下を標準とする学級編制の中で複式学級の発生を防ぐことを目的として、1学級の望ましい人数を最低限として20人程度とするとしております。1学年が1学級から3学級程度まですると、そういった基準を学校再編計画の中で適正規模としております。

以上でございます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 国が定める適正規模というのは、都会の人口がある程度横ばいのようなところの法的な定める規模です。そして西予市はこれだけ少子化・高齢化になって人口減退になっている中で、やはりそれだけの工夫をされているという考え方は持ちます。私は先般の試験の発表が新聞紙上に出ました。西予市はやはり平均より少し落ちてはおりますけれども、宇和島、八幡浜より少し上ですか、それぐらいの数字が出ておりました。これは、私はそれぐらいでもいいと申すのは、西予市の環境で子供たちがどう育っていくかということは、自然と触れ合いながら、そして夏休みになればトンボを追い、そしてセミを追

い、そういう環境の中で育つとって、成績も優秀、人間的なそういう形成の場もあるというのは、やはり恵まれ過ぎると。その中でももちろん成績がいいのはいいんですけども、そのあたりのことも考慮しながら適正規模というものを考えたんであると思います。

ただこの中で、適正規模がこの2011年に計画した分と比べますと、人口が西予市におきましてもやはり中央へ中央へ、極端に言えば宇和町へ宇和町へという形が動いております。そのあたりで考えますと、今回、来年度明浜小学校は、今度統合しましても100人切りです。10年前の俵津小学校とちょうどいい人数です。それだけ減ってるわけです。中川小学校は120人ぐらいになっとる。前回よりたくさんふえてるんです。

そこでお尋ねしますが、城川・宇和につきましてお尋ねします。

城川は、私どもが合併したときに魚成小学校の建物ができて、すぐできなかつた。もうすぐ合併できたらするもんだらうというような器ができた、思ってたんですけども、できませんでした。この点につきましては、いろんな事情があるんでしょう。これはお尋ねしませんけれども、宇和地区の計画につきましては、現在3つの小学校を26年4月1日にされるというようなお話がありましたが、西予市の適正規模というものの説明ありましたことを考えますと、宇和の地区の再編成は、もう一度この時点かいつかの時点で、中川小・多田小・田之筋小、そういうものを入れて考え直すべきではないかと思うんですが、児童数の将来数もふえましてお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 城川地区におきましては、先ほど申し上げましたとおり、再編推進委員会を設置し協議検討を進めております。宇和地区の小学校再編計画でございますが、先ほど申しましたとおり、3つの小学校にするという計画でございます。多田・中川・石城3校を平成31年に、また皆田小学校と明間小学校を現在の計画では、本年度26年に段階的に統合し、次に田之筋小学校を平成33年に統合する計画をしておりました。それに伴いまして、まず対象となる3つの明間・皆田・田之筋小学校の関係者の皆様方と再編についての懇談会を複数回開催を行いました。統合に

対する考え方は皆さん賛成をしていただきましたけれども、段階的な統合というものに対しては、絶対がつくほど反対でございました。したがって、3校の同時統合を望む意見が非常に多くて、統合時期、拠点となる場所もまだ明確になっていないことから、今のところ具体的な方向性は決まっていないということでございます。

しかしながら、現在の児童数は171名でございますが、5年後は141名で30名減になりますので、統合に対する計画は避けて通れないというふうに考えております。

しかし、今のところ若干でございますが、単年度でしますと去年よりことしほうが何名か増加傾向がありますので、関係者の皆様方の統合に対する意識というものが、今統合になるあるいは予定をしているところとその地域との差異が若干意識にあるのではないかなと思っております。おっしゃいますとおり、学校再編計画、今の計画の中で若干行き詰まっている様相もございまして、現在の再編計画で賛同が得られない場合、計画策定から5年も経過をしておりますので、再編計画の見直しを行うことも検討する必要があると思っております。

以上でございます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 これは宇和地区の市民の方、PTAの方のほうから少し出ましたのでお尋ねしていきますが、宇和地区につきましては、計画から33年といたしますと、非常に計画から何年もたちます。それで、やはり1カ所にしたらどうかとか、もう一つにしたいというふうな話から2つでいいとか、そういう話が議論が始まっているようです。ですから、やはり改めて人口動態、児童動態なんかを見ていただきまして再編のほうを考慮していただきたいと思います。やはり適正規模というのがございますので、それを基本にして進めていただきたいと思います。

続きまして、広報計画で1点だけお聞きしたいんですけども、2011年の再編計画の広報が出ましたが、これは狩江小中一貫校を目指してという言葉が1回目も入ってるんです。2回目も明浜のときに、狩江小中一貫校を目指して俵津地区にするとなったんですけども、いつどういうようにそれが変わったのかが私どもにはわかりませんが、教育長さん、こういうのは私どもには知

らしめていただけてないんですけれども、小中一貫校はいつ消えたのかなと思っております。議員の中では、視察に行ったときに京都にも小中一貫校の優秀なところがありましたので、視察に来なければいけないというような話をし合ったところですが、これがどうして消えたのかだけお尋ねしておきます。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 ご承知のとおり、小中一貫校の形式には、同じ敷地内に施設を利用する形、それから敷地外に連携する方法があるかと思えます。一貫校につきましては、教育委員会でも視察等を重ねておるところでございますけれども、現在のところ新たな人員体制なり新たな先生方の研修なりという非常に大きな問題も抱えております。小中一貫校のあり方を検討してまいりたいという基本構想の流れは、変更はございません。ただどうあるかということは、まだ決定いたしておりません。

以上、答弁といたします。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 2011年12月号に、統合校舎を新築し、小中一貫教育のモデル地区にということで、現俵津小学校跡地に総合校舎を新築する考えを推進しています。そして小中一貫教育のモデル地区に対するご理解を賜りたいということで、ここに明記していたのが、知らぬ間に消えたなという感じがいたしておりましたのでお尋ねをしたわけでございます。

続きまして、耐震の結果が2010年5月にされましたが、統合がどんどん進んで、耐震を発表されたところで、もう校舎壊すところがあって耐震されたようなところもあるんじゃないかと思うんですが、耐震につきまして、今の現状につきまして説明をいただきまして、そして昨日も避難の場所に校舎をしたかどうかというような意見も出ましたが、やはり耐震をしてないとそういう校舎も使えない。そして跡地利用の問題も含めましてお尋ねしますけれども、これにつきましては、対応された後の跡地・建物の避難場所とか、そして現在どのような計画があるのか、もう進行しているところも聞き及んでおりますが、それにつきましてお聞かせ願ったらと思えます。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 2010年5月に耐震診断結果

を掲載したわけでございますけど、広報紙に掲載をさせていただきましたが、学校施設における耐震診断につきましては、建築基準法改正前、いわゆる昭和56年6月以前の旧耐震基準で建築された建物のうち、耐震性が確認されていない45棟ございましたが、45棟の建物について平成20年、21年で耐震診断を実施いたしました。その結果に基づいて順次耐震化を進めてまいっております。

学校施設における耐震化事業の取り組みでございますが、小学校再編計画を視野に入れながら、平成22年度宇和中学校、三瓶中学校など10棟、それから23年度には野村中学校、岩城小学校など9棟、平成24年度には高山小学校体育館など6棟の耐震化を実施しております。小・中学校施設における耐震化率につきましては、平成22年度50.6%、平成23年62.7%、24年度77.5%、25年度が86.1%、26年度は耐震化の折、三瓶地区4つ統合いたしましたので若干下がっておりますが、85.1%となっております。

なお、中学校の施設については、耐震化率100%でございます。

耐震については、以上でございます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 順次統合がなされておりますけれども、学校が旧町より今の地点からなくなる地域に対して、やはり地域の中心になる小学校です。今までの歴史的にも文化も、それがなくなるときに、そこに住んでる人たちの心の支えがどれだけ痛手を受けるかなという気持ちが私にはあります。そういうときに、今後住民への住んでる人への配慮、そういうものを、これは教育委員会ではないかもしれませんが、行政部の考えられることかもしれませんが、そういうことに対して配慮とか、そしていろんな施設だとか限界集落になっていくであろうと、市長も50%になりますと、もう集落がなくなるとかというような説明もありましたけれども、そのあたりの配慮についてどのように考えておられるのか、お尋ねをします。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 小学校跡地問題に対する配慮だろうと思えますが、小学校跡地については、市の施設でございますので、市が主体性を持って跡地

利用あるいは維持管理に努めなければならないと考えておりますけれども、小学校は地域に根差し、地域に育てられ、また地域を育ててきた施設でもあり、地域の皆様の愛着のある身近な施設でございます。まず地域にとって最もふさわしい活用方法については、身近な地域の皆様のご意見・ご意思を尊重しながら検討していきたいと考えております。そのうち体育館、グラウンドにつきましては、社会体育施設として今までと同様のご利用をしていただきたいということが最良と考えております。小学校の跡地利用は、全国的にも大きな問題でございまして、それぞれの地域、各自治体の悩みでもございます。事例といたしましては、西予市では三瓶の下泊小学校の校舎の一部でございまして、診療所として利活用しております。このようにさまざまな方策を検討していかなければならないと考えております。

なお、一定期間経過して、地域での意見集約が不可能ということであった場合には、もう市の内部で検討委員会等を立ち上げまして、例えば産業振興、高齢福祉、農林水産、健康づくり、それから事業とか文化体育、そういったものなどのさまざまな関係部署での協議検討を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 地域への配慮っていいものは、先ほど今言ったハード面の建物とか跡地の問題は、教育委員会であろうと思いますけれども、私はそっちのほうの質問もありますけれども、本来はそうではなくして、やはり冒頭に申し上げました教育の一番大切なもの、それについての地域に対する配慮、心の配慮であったり、地域の活性化だとか、そういうものに対する配慮というのは、これは行政部のほうになるかもしれませんが、この辺につきましては、時間も大分過ぎておりますので、答弁はまたのときにご配慮願ったらと思います。

続きまして、お尋ねいたしますが、明浜小学校の再編につきまして、教育条件の整備につきまして代表区長さんや再編推進委員長やPTA会長さん等々が出ております件につきましてお尋ねします。

余り時間もございませんので、簡略にお答え願ったらと思いますけれども、通学橋の早期改修工事

の要望につきましては、ちょうど俵津のわきから渡る宮崎川を渡る橋でございますけれども、私どもが小さいときには、あれは木橋でございまして、木橋のこの下で魚とりしたり、ツガネとりをしたりウナギとりをした記憶がございます。それが木製からコンクリ製になって、ずっと現在になつておりますが、通学の再編委員会の中で、先般あそこの橋梁につきましての安全性の説明はあったわけでございますけれども、コンクリから鉄筋が丸出しになっておりましたり、そういうことがあったんで、この点について不安を感じております。これについてお尋ねしたいと思いますが、早期の補修・改修が計画されておるのでしょうか、お尋ねします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいまご質問がございました通学橋の早期改修の要望関係でございまして、先般明浜地区小学校再編推進委員会から要望として提出をいただいております。8月26日に回答をさせていただいております。内容的には同じものとなりますけれども、ご説明をさせていただきたいと思っております。

西予市では、平成26年2月に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的かつ予防的な対応により橋梁の長寿命化及び維持管理コスト縮減と平準化を図ることで、地域の道路網の安全性、信頼性を確保していくこととしております。ご質問がございました当橋につきましては、点検の結果、当面間、落橋等の重大な事故が起こる可能性が低いと診断をされております。ご指摘のとおり、鉄筋のむき出し箇所等もございまして、その部分につきまして早期な対応を検討するとともに、今後とも橋梁の健全化の確保に努めるため、定期点検を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 先ほど土橋の橋だって私言いましたけれども、あそこは多分川の上につける県の占用許可が要るはずなんです。そしたら区民のほうから、あそこは占用許可を昔からの旧町時代からとってないんです。それがあから新築、改修ができないんじゃないかと、こういう不安感があるんですが、その事実はいかがでしょう。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ご質問の橋につきましては、昭和37年ころにつくられたと伺っておりますけれども、ご存じかとは思いますが、時代が古いものにつきましては、当市に限らず各市町におきまして、占用許可のとれていない、いわゆる当時は占用許可の必要がなかったというようなこともございまして、そういう橋がたくさんあるということは伺っております。当市におきましても、追認手続を順次進めているところでございます。これにつきましては、県の確認の審査が必要ということになりますので、なかなか不測の日数を要しております、全部がすぐにはまいりませんけれども、市としましても順次追認の申請を行いながら進めているところでございます。そういうことで、そちらの橋がいわゆる占用許可がとれてないからすぐにはかけかえられないということではございません。それで、橋につきましては、先ほど申しましたように、診断の結果としてはすぐに安全性に問題がある橋ではないという結果は出ておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 なるほど占用はとってない、とれてないということですね、37年以前です。そして、ただ言いますのは、安全性はあるというのがどこの基準で、どこで安全基準であるのかっていうのがまず一つなんです。前回もこの質問はしてるんです、私。そのときに安全であると言いますが、新築の今度明浜小学校ができるに当たって、それを利用する方々が不安がってるからこういう話をするんです。建築の基準がある、そして強度もある、それでしたら、しっかり不安を払拭するような形にやはり努めてほしいということなんです。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議員ご指摘のとおり、鉄筋のむき出し部分があるということは確認しておりますので、この件につきましては、早期に対応したいというふうに考えます。

それから、点検の関係につきましては、いろいろな上部工であるとか下部工であるとか、路線の重要度につきましても加えまして点検を行っております。点検につきましては、0点から92.75までの43ランクに西予市の場合は分けておりますけれども、それで言いますと、当橋につつま

しては88点で41番目のランクに位置いたします。41番目のランクが1橋だけかといいますと、そうではございませんで、233番から373番までの位置づけとなっているわけですが、当市の場合は682橋の橋を管理しております。平成25年度までに5メートル以上の405橋につきましては点検が既に終わっております。26年、27年でその他の分についても点検を進めておりますけれども、したがって、何分多い橋の量でございまして、お気持ちとしましては十分察するところでございまして、皆さんの不安を払拭できるような一部修繕というような形で対応を検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 682のうち405橋が安全を調べてあるということですが、これも以前に質問したことでありますが、県のほうが、前回、先日の愛媛新聞に、橋梁の今度の東南海地震に対するものについては補強する必要があるというような記事が出ておりました。県とも早く合議をさせていただいて、東南海地震が始まったときに、安全だと言ってるが落ちないような、こういうような安全で早く装備をしていただきたいと思っております。

続きまして、普通教室のエアコンの導入の要望でございまして、これにつきましては、再編委員会ができましたときに、この件につきましては要望したというようなお話が私のところに届いておりますけれども、今温暖化が進みまして、夏休みがありますが、35度になるところがある。そして2階の教室だったら2度ずつ上がっていく、3階だったら4度上がるというような話を聞きます。その中で、例えば寒いときには、ストーブをつけてもいいんですよ、大野ヶ原。それでなぜ暑いときに、人間が集中力がなくなるときにそういう勉強のために、温暖化の進むだけに自然対応がなかなかできなかったのか。新築のときにやればいいのかという意見があります。ましてや先般三瓶小学校が建ったばかりでございまして、そのあたりにつきましても、またお考えを聞かせていただいて、対応についての計画はあるかないか、お聞きをさせていただきます。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 普通教室へのエアコン導入についてのご質問でございますが、都市部においては、騒音とか大気汚染の問題等で窓を閉め切っているというような状態から空調設備を設置する事例がふえております。全国の公立小・中学校普通教室の設置率が約32%ございます。県内の公立小・中学校では4.6%、全国32%、東京都なんかは99.9%ほぼ100%ですので、そういう都市部が押し上げているというところがございます。本市において普通教室の設置は、現在行っていない状況でございます。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、近年猛暑を記録する日が多くなっていることから、本市においてもエアコン導入を真剣に検討しなければならない時期が来ていると考えております。教育委員会の試算では、公立小・中学校へのエアコン導入、これ全校を整備した場合、総設置費用が約4億円必要となっております。電気使用量の増加は、夏・冬それぞれ3カ月、1日8時間使用したとして年間2,000万円程度の増加が見込まれております。これに対して国庫補助、国のほうは、耐震化あるいは身体障害者へのバリアフリー化等々を進めておまして、事業費に対しては約15%の補助率ということになりまして、各自治体にとっては財源確保が大きな課題でございます。いずれにしても、多額の設備投資が必要となりますが、児童・生徒に対するさまざまな効果は顕著でございますので、財政当局と十分協議を行って、さまざまな方策を探りながら検討してまいりたいと思います。参考ながら、新しい明浜小学校でございますけれども、保健室、教育相談室、会議室でございますが、小会議室、図書室、音楽室、コンピューター室、校長室、職員室、計8室、8つの部屋に設置するよう計画をいたしております。

以上でございます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 財源の確保のお話が出ましたが、教育委員会が財源はこれぐらいかかりますよと、計画するのはそれはいいでしょう。ただし確保するのは市町、行政部で、いや部長さんらのほうの合い議が必要なんです。ですから、そのあたりのコミュニケーションにつきましてもしっかりとやっていただいて、教育長に最後にお尋ねしますが、計画を年次的に今後、4億円が必要であ

り、フォロー費用は2,000万円程度必要だということでございますけれども、年度で10年ぐらいかけてやられるような意思はございませんか。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 計画づくりの実行の有無のお尋ねでございます。

教育委員会の中では、先ほど部長が答弁しましたとおり、もうそろそろ本格的な検討が必要だなどというふうには考えております。ただ委員会、さきの3月議会でも出ましたように、規則では市長に申し出る場合、委員会内部での先に同意を得た上で市長に申し出るという規定になっております。一遍に4億円というのは非常に大金でございますので、現在年度別の計画、仮に実施するとなるといった計画案を作成している状態です。その計画案を委員会で見きわめた上で、また新たに判断いたしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 先ほどありました財源確保の問題についても、計画は教育委員会がまずやって、それから財源確保のお願いをするわけでございますので、行政部と教育委員会のマッチングをしっかりとやっていただきたいと思います。後ほどまた質問するかもしれませんが、よろしくお願いします。

あと教育条件の整備につきましてあるわけでございますけれども、俵津整備についてあるわけでございますけれども、これにつきましては、もう時間も大分過ぎておりますので、次に移りたいと思います。

先般、8月4日でございますけれども、自由民主党の知事陳情がございまして、その中に我々のほうから子供が住みよい、後継者が住みよい、若者が住みやすい定住政策をしてくれということで知事陳情をいたしました。その中で回答がありまして、その中での回答書が参っております。これにつきましては、児童に対しての話でございますが、ここに質問を出しております子ども・子育て支援新制度及び学童保育について、明浜小学校をつくるときに学童保育の施設を同時にやってほしいという要望を出しておりました。それにつきましては、26年度は西予市を含む16市町で79教室

の開設が計画されている。これは教育委員会の部局です。これは放課後子ども教室であります。と同時に、厚生労働省所管の放課後児童クラブと一体化させ連携して実施するよう努めておりますという回答でございますけれども、わかりにくいんですが、放課後子ども教室の現況についてお答え願います。

なお、放課後児童クラブについてお答え願います。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 放課後子どもプランという計画がございますが、放課後子どもプランの基本的な考え方についてまず触れておきたいと思っております。

放課後子どもプランというのは、文部科学省が進める先ほどおっしゃいました放課後子ども教室推進事業いわゆる放課後子ども教室、それと厚生労働省が進める放課後児童健全育成事業いわゆる学童保育と、そういう2つのものを総称して放課後子どもプランと言っております。同じような名称でわかりにくいんですけども……

(18番酒井宇之吉君「放課後プランは尋ねてません。子ども教室の現況について」と呼ぶ)

子ども教室、失礼しました。

(18番酒井宇之吉君「時間がございませんので、手短にお願いします」と呼ぶ)

放課後子ども教室でございますけれども、さまざまな違いがございますけれども、現在明浜地区において、平成23年から子ども教室を募集して、狩江小学校から1年生1名の児童が利用しておりました。狩江地区で子供たちに英語を生活の中で指導しようとおられる住民の方がおられまして、その教室に子ども教室を連動して募集を行ったものでございます。

しかしながら、英語教室は未就学の子供たちが通っておりまして、1年生である児童にとっては、同じ児童と友達と活動したいという理由から24年度で終了した経緯がございます。現在は保護者の希望により学童保育の方向で検討をされております。

城川において、長期休暇期間、要するに夏休みなどでスタッフ7名によって城川保健センターの一室で子ども教室を開設して、26年度で夏休み37名の児童が利用しております。三瓶・宇和・野村については、学童保育で対応をしているという現状でございます。

以上でございます。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、私のほうから学童保育について少し簡単にご説明だけさせていただきます。

学童保育とは、厚生労働省が行っております、共働き家庭等、昼間保護者が家庭にいない児童に対して安心・安全な生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業でございます。放課後子ども教室と学童保育につきましては、この2つですが、目的、役割、対象児童、実施方法、内容が異なるため、一体化はできてはいませんが、それぞれ拡充とか連携が求められておるのではなからうかなと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 2015年子ども・子育て支援新制度ができるわけでございますけれども、本議会におきましても議案第97号から議案第99号までについての条例案が出ております。これにつきましては、来年4月1日からの今説明がありました子ども・子育て支援新制度でやる制度の条例だと、このように解釈いたしております。

ここで申し上げたいのは、明浜のPTAとか児童の父兄のほうから、野村は一緒に27年にできるんで児童館も施設もきしとできて、どうして明浜はできないのかと、この質問が私どもに来ます。野村は児童館と図書館と一緒に27年に一緒に、親が子供を預けられるところができる。明浜は27年4月1日に再編して一つの学校ができるけれども、学童保育的なものも今あるのはあるんですけども、きしとした施設とか、それがスタートできない。それはどうしてかという話がありますが、これについてお答え願います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、私のほうから明浜地区の学童保育の設置についてまずお答えさせていただきます。

議員もかねてよりご心配いただいております明浜地区の学童保育につきましてでございますが、昨年度より放課後子どもプランの中で検討してまいっております。ことしの7月には保護者及び地域の皆様にアンケート調査をさせていただきます。

て、明浜地区においては、平成27年4月1日の小学校の統合にあわせて学童保育を開設するということが今決定をしておるところでございます。今後この具体的な計画につきましては、保護者を中心とする明浜地区放課後児童クラブ実行委員会で協議してまいります。現段階で場所につきましては、新明浜小学校から徒歩で行ける範囲、また運営につきましては、市が放課後児童の安全・安心な場所として信頼できる法人に委託する方向で検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 熱心な丁寧な説明で、時間のほうが大分参っておりますので、行政部と教育委員会との連携につきましては、また後ほど時間がありましたらということにさせていただきたいと思っております。

今聞いておりますと、子供を育てるっていうのは、教育委員会であろうが生活福祉部であろうが、一緒でございます。この点については、やはり縦割りというような形じゃなしに、文科省であろうが厚生労働省であろうが、やはり西予市の子供たちを、当初に申し上げました子供の知恵は百までというようなことがございます。そのあたりも考えまして、縦割りの形をどういふようにないようにしていくか、させていただきたいと思っております。

続きましての質問でございますけれども、国道378号線につきまして、今後の見通しはということでございますが、先般ちょうど7月12日に俵津玉津トンネルの供用開始の式典がございました。それに係りまして市長の挨拶の中で、故田中恒利さん、西田司先生、そして明浜町の酒井正直町長の功績を褒めたたえていただきました。ありがとうございました。おかげで私も27年前に町議に出るときに、あのバイパスを何とかせんといかんというつもりで出たわけでございますけれども、念願がやっとかないました。本当にこの席をかりましてお礼を申し上げます。ただ俵津バイパスの完成スケジュールもあるわけでございますが、もう時間もございませんので、手短なお答えでお願いしたいと思っておりますが、もう一本最初の俵津バイパスの計画では、現在のJAスタンドのところから渡江に向いてトンネルを抜くことになっております。それが今後計画変更がされたのかど

うかをお尋ねします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいま議員のご質問の部分につきましては、トンネルを抜いて渡江トンネルに直接つながっていくような計画が当時されていたというふうに伺っております。ただそれ以前に現在の道路がかなり改良されておまして、そのトンネルを実行するよりも、現在改良されている部分を利用してこの道路の完成としたいというふうに伺っております。その分につきましては、したがいまして、ほかの未改良部分がまだたくさん残っておりますので、そういう形で対応していただけるものというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 俵津バイパスの完成予定のときに、着工したときにはこの安全速度が60キロぐらいだと、半径R設計が非常に大きなカーブを切らなきゃだめ。それが国交省の許容で40キロにしてもいいですよと、設計をといた時点でそのトンネルが要らなくなったんです。現在のやってるやつで間に合う。そしてこれは補足ですけど、俵津宇和線につきましても、40キロのやつが30キロでいいですよという形になったから、上のほうは大きなカーブ、下の現在やっているバイパスは急なカーブになったんです。こういう国の施策によって道路は変わっていくということで今のバイパスが変わっていった。そして今後も生活道路として計画していた旧の明浜町時代の路線につきましても、40キロでいいんだったら、現在の道路の拡張でいいぐらいになるんです。そのあたりの所見をスケジュール的に今後のバイパスの今後の西予市内の378の路線についての所見を聞かせていただきたい。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、私のほうから378号線の今後の整備につきまして話をさせていただきます。

平成26年度には、三瓶地区において二及及び蔵貫工区、明浜地区においては岩井工区の整備が計画されております。また、その他の計画整備区域として、計画準備区域として上げられておるのが、高山大早津間の拡幅、大早津浜浜区域の拡幅ということで、早期着工に向けて、これは私たちが要望するというところで推進を図ってまいりたい

と思っております。

また、新規区間として蔵貫バイパス、仮称でございますが、これにつきましては、378号線八幡浜・宇和島整備促進期成同盟会として国、県のほうに要望しております。

以上です。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 俵津玉津トンネルができたおかげで、距離的には700メートル、時間にして2分短縮されました。それよりも安全面が非常にもう安心して通れるようなトンネルができました。それにつきまして、路線バスは現在でも古いトンネルを通っております。このトンネルにつきましては、非常に危ないと、水や落盤が多いということで何度も補修をしました。これにつきまして、バス路線の改革について、バス路線は現在新しくできたトンネルにしていだけないかというのが、俵津地区、明浜地区から出ております。これは、万が一現在のトンネルを通過して事故があったときにはどうするのかという話が出ておりますので、今後なかなか陸運事務所、路線決定は難しいと思いますけれども、また深浦・池の浦地区では、現在のままでやってほしいというような決議もしているというようなことも耳にいたしておりますので、行政サイドでの調整をお願いしたいんですが、所見を聞かせてください。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 結論だけ簡単に申し上げます。

今論点については出たので、結論だけ申し上げますと、私どもだけで単独で決められる話じゃございません。したがって、宇和島市と協議を持ちまして進めさせていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 質問していた分につきまして、全部を終えたわけではございませんけれども、きょうの安倍第2次内閣の組閣がなされました。これにつきましては、女性登用、昨日の一般質問もありましたように、議員の中にこの部屋の中に女性が一人もいないというのは、やはり私も残念に思います。そして、内閣におきましては5人の大臣の登用、そして地方創生という目玉の中で経済を再生しようとしておりますけれども、本

内閣につきまして、もう一つありますのは、塩崎愛媛県の選出の大臣が誕生しました。また、先ほど言いました新しい2017年からのプランの担当者でございます。そのあたりも踏まえまして、市長に本内閣の設立の期待と感想ぐらいは聞かせていただきたくと思います。残り時間1分ぐらいしかありませんけれども、よろしく申し上げます。

○議長 三好市長。

○三好市長 突然で飛び出しましたので、どれだけ私のこの政権に対して言えるかわかりませんが、これはあくまでも私見だということで聞いていただきたらと思います。

今回の組閣を見てみますと、やはり安倍内閣、長期政権を目指させる内閣であろうと、このように思っておりますが、やはり以前も長期政権をされた佐藤総理のときの内閣があったと思います。そのときには、保利さんというすばらしい官房長官が裏におられました。やはりどういう長期政権になるときは、そういうすばらしい方がおるんだと思っております。恐らく安倍総理の中には、菅さんというすばらしい官房長官がおられますが、この方が恐らくしっかりされて長期政権を担う大きなもとになっておるんじゃないかと、その辺のところは今後どうするかによって菅官房長官の力あるいはさじかげんによって変わってくる可能性があるんじゃないかなと思います。

今ほど酒井議員がおっしゃられましたように、5名の女性大臣が誕生いたしました。これはすばらしいことでありまして、やはり女性の男女共同参画社会を目指されるというアピールとしては、すばらしいものが発信されたというように思っておりますし、地元の塩崎先生が厚生労働大臣になられたということも、これもうれしい限りでありまして、塩崎先生は識見といい、そして発言力としてすばらしい能力を持っておられる先生でございますから、やはり今、この先生の以前の一言で株式市場も上がっておるということでございますことから、経済効果もすぐ上がってくるのではなかろうかなと、このようにも思っております。やはり今度は経済を中心として安倍内閣がしっかりやっというと言われておられますので、この辺は非常に私どもも期待をしておりますし、ただ今からは大きな問題があります。憲法第9条、集団的自衛権の問題、ある

いは原発の稼働の問題、あるいは北朝鮮の拉致の問題の解決、あるいは中国の問題等々、あるいはそれら全体の外交の問題であります、そういうことからあわせ、その辺のところはどのように動くのかということ、国民にとっても大事なことでありますし、またもう一つは、今ほど言われましたように地方創生であります。私たちは今安倍内閣のこの間までは地方分権があれだけ進んでいったのに、ちょっと地方分権の声が聞かなくなっておったところでありまして、今回地方創生という新しい言葉の中でどれだけの発信が私どもにできてくるのかということもこれも大いに期待をしておるところでございます。あとは消費税の決断、これがどうなるのかによって日本全体の経済とあわせてそのご判断をどうされるのか、その辺のところも注目してみたいと、このように思っています。

以上です。

(18番酒井宇之吉君「時間が過ぎましたことをおわびいたしまして、私の質問を終わります」と呼ぶ)

○議長 次に、6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 改めましておはようございます。

今議長より許可をいただきましたので、本定例会における一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回の質問、一番最初に教育委員会というふうに設定をしております。今の政府の中で教育委員会の改革の話がいろいろされておまして、あと法律の改正もなされたところでもありますけれども、なかなか教育委員会といいますと、私自身もPTAにもいろいろかかりましたけれども、何か聖域という雰囲気がありまして、余り言うたらいけないのかなみたいなども今まであったんですけども、今回のちょっと法律の改正を機に、そういうところにも少し市民から聞いた声、私自身の今まで考えてた中での質問を何点かさせていただきたいと思っております。

まず1点目として、現在の西予市の教育委員会としての運営方針、いろいろあると思っておりますけれども、簡単にわかりやすくまず1点お伺いをいたします。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 基本的には、愛媛県教育委員

会、文部科学省、この施策との連動性を十分尊重しながら教育委員会規則にのっとり運営しているというのが現状でございます。

以上です。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今回の改正のポイントの一つであります教育委員会の独立性という、市長とのかかわりであったり独立性というところが言われてますけれども、今現在の教育委員会については、独立性が保たれているというふうに認識をされているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 教育委員会、3月議会でも質問がされましたけれども、地方公共団体の中における一つの執行機関であると。教育部門23項目ございますけど、この分野については、教育委員会が責任を持って実施するということが定められております。この分野については、教育委員会がそれぞれの委員の集約された意見に基づき実施することといたしております。特に行政部局からこの問題ということもございませんし、法的にも保護されてる問題でございますので、独立性は保たれておるというふうに考えております。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

そこで、今回法律が改正をされて、明年4月1日からこれが施行されるというふうになっておるんですけども、その中で主な改正点のポイントを何点かあるとしたらということではちょっとお伺いをいたします。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 今回の改正、大きく分けて3点ポイントがあるかと思っております。

まず、教育行政の責任者が誰かわからないという批判があるということで、教育委員会の責任者を教育長に分化するというのがまず1つでございます。

それから、十分民意が反映されているかという疑問に対しては、地方公共団体の長が大綱を作成し教育委員会と教育の大綱について協議する場、総合教育会議が設けられたということでございます。

3つ目に対しては、国が地方公共団体へ是正の指導をする関与の見直しが行われたと、この3点が大きく上げられるかと思っております。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 それで、教育長の権限が大きくなるということと2番目に言われた民意をどういうふうに取り入れていくかという中で、先ほど言った教育委員会にはなかなか我々交流する機会もないですし、実際に今の教育委員会がどうのこうのという話ではなくて、PTAをした人間として、また一人の保護者として単純な発想の中で教育委員会の今のメンバーを見てみますと、ほとんど学校の先生のOBが多いんじゃないかなと思います。それであと保護者の代表の人が入るというふうなことで、ずっと交代しても多分そういう人がなると。今の教育委員会の選定の基準みたいなものがあるのかどうか、1点お伺いたします。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 教育委員会の任命についてはご存じのとおり、市長が議会に提出して同意をいただいた上で教育委員会に就任することになっております。具体的には、地方行政組織に関する法律の規定がございまして、市長の選挙権を有する者というのがまず第1要件となるかと思っております。

以上でございます。

○議長 三好市長。

○三好市長 今の問題の教育委員の選任については、ご案内のとおり、今教育長が申したとおりでございますが、その選任については市長が権限がございまして、市長としてやはり教育行政として識見を持たれておる人あるいは経験を持たれて十分値する人を私は選任させていただきました。そういうことでご理解をいただいて、議会の中で同意をいただいて教育委員として承認をいただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

先ほど言ったように、今の教育委員の皆さんがどうのこうのとかといってるのではないんですけども、今回改正される中で、例えば教育委員会のいろんな部門というか、範囲が広いです。学校教育じゃなくて社会教育もあるし、文化体育もあるし、文化保護財もある、そして人権教育、青少年の育成というものの教育委員会の範囲ですよね。そういうふう考えたときに、学校の先生のOB、

もちろん識見もあって、例えばほとんどが校長をされておったり、された立派な方なんでしょうけれども、その方だけでいいのかなというふうに思うわけです。そういうのがあって多分過去に保護者も入れなさいっていうのができたんやと思うんですけども、例えば今回のこの改正の中で公募をするとか、あと教育委員の人数を変えとかというのが、ついでというたら変なんですけど、改正をするに当たり、教育委員会としてそういうことができるのかできないのか、やろうと思えば。そういうところをちょっと1点お伺いをしたいと思います。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 本件につきましては、先ほど市長からも答弁がありましたとおり、公募をして市長がその見識豊かな方を選考する一つ的手段とするというのは、これ市長の判断だと思っております。できるかできないかということ、法的には可能ということになるかと思っております。

教育委員会の制度ですけども、教育委員の制度は、地方行政組織のほうで人数決まっておりますので、さらにふやすということになると難しいかと思っております。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 文部科学省のホームページの中で、教育委員会のところを一応見てみましたときに、教育委員会の選任というのがあって、公募をしているところが相当結構あるわけです。教育委員自体も公募しているところもあるし、教育長も公募しているところもあると。今大阪の橋下知事がやっている学校の行政の中で、校長先生も公募したり、または公設民営でやってみたりと、いろんな要するに社会状況の変化の中で、そういうふうな今までと違うことを新たな挑戦をされているというのがありますし、さっき言ったように、ずっと今までと同じ形式でいいのかなというのをやっぱり行政のほうも保護者であったり、社会情勢であったりという中でやっぱり変化を——変化というか考える余地というのが本当にあるのかなというふうにちょっと思うわけです。それがあるところを何かみたいなのというのが私の質問の趣旨でありまして、ぜひ今後そういうふうには、先ほど言った人数は変えられないのであれば、その中身を多少そういうふうに変えていただければ

ありがたいなと思うのと、去年議会のほうで意見交換会をしたときに、これも以前ちょっと質問も多分あったと思うんですけども、明浜のほうで明浜の委員さんがいないという話も皆さんにも届いてると思うんで、僕がさっき言った人数というのは各町に1人ずつぐらいおられてもいいかなということでもちょっと今質問をさせていただくとるんですけども、今私が言ったそういう公募も含めて今後の教育委員さん、教育長等に対しての選定に関して、市長は今現在は市長の先ほど言われた答弁ですけども、今後どうでしょうか、そういうふうな方向性というのは、市長の答弁を求めたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 今非常に提案としては、すばらしい提案をいただいておりますけれども、実は1週間前に下村文部科学大臣と懇談する機会が全国市長の仲間の30人ぐらいとありまして、そういういろいろな問題を議論の俎上には上がってきたことも現実です。それが本当に責任ある教育ができるかどうかということに最終的には行き渡るんだと思うんですけども、責任があることがはっきり将来的に見通せることができれば、そういう方法も考える余地があるのかなと思います。現段階はちょっと白紙でございますから、非常に難しいテーマでございますから、先ほどちょっとおっしゃられましたように、校長先生なんかの公募もされたところがあったんですけど、民間からとられたところもある。残念ながら失敗事例が多いです。だから、そのことも含めながら、今の問題は白紙の状態の中で勉強をさせてもらいたい、ということでございます。

以上です。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

ぜひ柔軟にということをお願いをしておきます。

そしてつけ加えますと、前回福祉のときに、高齢者の問題のときにもちょっと言いましたけども、今ちょうど団塊の世代の方が定年を迎えられて、65前後やと思うんですけども、日本が右肩上がりの高度成長の中で、日本の経済を支えてきた、いろんな経験をされている人がたくさん民間におられるわけです。そういう人の民間のOBとかという方もそういう一つの視野に入れていただ

ければいいんじゃないかなと思って今回質問をさせていただきました。ぜひよろしく願いいたします。

次に、教育委員会は終わりました、学校教育についてちょっと何点かお尋ねをいたします。

最近のニュースで、本当に痛ましいというか、腹立たしいというかそういうニュースの中で、不審者が若い女性とか小学生等を連れ去ったり、あと監禁したりというふうな事例がたくさん見受けられます。これも都会の出来事ではなくて、我々のような地方でも実際に起こっているということがあるわけですけども、私PTAをちょうどしているときに、こういう不審者情報のメール配信とかそういうふうなことをちょっとかじった、スタートぐらいやったかじゃないかなと思うんですけども、今現在西予市において、そういう不審者情報を保護者等にメール配信したりしている状況がどうなっているのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 全国的には痛ましい事件が多く発生しておりますが、西予市においてもそれほど大きな事件の発生というものはございませんが、話しかけられたり、写真を撮られたり、つきまともれたり、そういった事例がたびたび起こっております。今現在そういった不審者情報があった場合、メールで配信をいたしております。NTTドコモのiトピックスというところと契約をいたしまして、およそ今児童・生徒2,800名おりますが、そのメール配信の登録者数2,638名ですから、ほとんどの世帯、保護者が登録をしているという現状でございます。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

今の部長の答弁を聞いて、自分のちょっと予想よりかなり人数が多いなということでちょっとびっくりしましたけども、本当に今はそれ以外でも各地域で見守りのパトロールを青パトですか、つけて夕方・朝、本当にボランティアでやっている皆さんに対して、本当に心より感謝と御礼を申し上げたいなと思うとります。我々やっぱり不審者というのは、最近田舎でも、西予市の場合は割合子供のほうから、自転車であつてもおはようとかさようならとかというてよう言う

てくれるんで、うれしんですけども、やっぱり昔に比べると無関心な感じは否めないと思いますので、我々大人もそういうふうな声かけをしっかりとしていきたいなと思っております。

次に、この間ちょっとラジオを聞いてましたら、いじめや不登校というのが以前ちょっとずつとはやりみたいな感じでずっと出とったんですけども、昨年ちょっと状況がふえてるというふうなラジオでの報道があったんですけども、西予市においてのいじめと不登校の現状について把握できてましたらお願いをしたいと思います。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 いじめ及び不登校、西予市における現状をご報告したいと思います。

まず、いじめについてですけれども、どの学校にでも起こり得ることを基本的な考え方といたしまして、いじめの防止、早期発見・早期対応に努めております。平成23年度の認知件数は、小学校4件、中学校9件ありました。平成24年度は小学校7件、中学校8件、25年度は小学校3件、中学校10件となっております、いずれの事例も解消をされておると報告を受けております。

次に、不登校でございますが、その背景にはさまざまな要因がかかわっていることが多くて、改善に向かいにくいところもあるわけでございますけれども、組織的・計画的な指導を継続して行うことにより好転する事例もございます。不登校により30日以上欠席した児童・生徒数は、平成23年度小学校3名、中学校20名、平成24年度が小学校3名、中学校13名、25年度は小学校1名、中学校12名となっております。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 30日以上ということは、保健室登校とかというのは入ってないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 保健室は入っておりません。

以上です。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 心の問題ですので本当に難しいとは思いますが、今学校のほうもそれに対応する多分先生方も以前よりはふえてるんじゃないかなと思いますので、これも家庭教育というの

がやっぱり一番基本ではあると思いますけども、家庭、地域、そして学校と協力しながら、本当に一人でも少なくなればいいなというふうに願っております。

もう一点、最近のニュースの中でやっぱりこれもよく聞く家庭内DVですか、というのがちょっとあるんですけども、本当にもう考えたら何でかなと思うようなことですけども、これが西予市の中で事例としてつかまれているのかどうか、情報として把握されているのかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 家庭内DVいわゆる家庭内の暴力でございます。児童虐待ということになるかと思いますが、昨年ちょっと事件になっておりますので、本人が警察のほうに申し込んだということで、児童相談所で一時保護預かりとなったケースが1件ございました。今のところそれほど大きな報告は上がっておりませんが、児童虐待防止について平成12年の防止法の成立によりまして、児童虐待の定義とか責務とかさまざまなことが定められておりますが、長くなりますので、今のところは入っておりません。

以上です。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今回伊予市の児童といってもそれは若い人ですけども、ああいう県もそうですし、県外であった件も児童相談所とか行政とか警察とか、そういうやっぱり連携がやっぱり一番大切だと思いますんで、今後そういうふうなことがありましたら、ぜひ遅きに失しないような取り組みをぜひお願いしたいと思っております。

続きまして、子供のグローバル化についてということでもちょっと取り上げさせていただいておりますけども、現在西予市でも国際交流事業の中で、小・中学生それぞれ25名やっただですか、50名ぐらいの方が毎年交流ということでオーストラリアとかというふうにはハワイとか行かれて、本当にすばらしいことやないかなと思うんですけども、その話ししているときに、やっぱり誰が行けて誰が行けてないかみたいなのもどうしても出てくるんです。それはそれで大事やし、やっぱり行ける人も行けない人もおるんですけども、もっとそういうふうな国際交流を広げていこうと思ったときには、ここへ来てもらうのもどうかと。

学校の先生で今E L Tで英語の先生とかが来ていただいたり、我々の時代はめったになかったですけども、たまに1カ月ぐらい来ていただいたりするとオーと思って、それが初めての外国人との会話であったりということで、割合印象に残ったり、それが子供のときに。大人になっても割合続くということがあるんですけども、そういうせっかく西予市ジオというジオの恵みということで、いろんな場所もありますし、また相撲の文化もありますし、そういうところを考えたら来てもらうことはどうなんかなど。今回ちょうど予算の中に宇和町小のロープジャンプですか、ということで大会がなくなるので四国大会をとということで今入って、これはいいことやなと思うんですけど、例えばそういうのが、また全国大会を西予市でやって、それが世界大会にとか、そういうふうな発想というか、そういうふうな取り組みというのはどういうふうを考えられておられるのか、ちょっと1点お伺いしたいと思います。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 今ほど言われましたロープジャンプでございますけれども、今回の補正予算にも計上いたしまして、四国大会レベルで西予市で開催するというふうなことでご審議をいただくようになっておりますが、国際交流の関係で現在実施している国際交流事業、予算の範囲内で生徒を选考選抜しているところでございますが、残念ながらご指摘のとおり、家庭的な経済負担が発生することなどから、希望する生徒が参加しているところでございます。多くの生徒に外国人あるいは英語のコミュニケーションをとることの楽しさを知っていただいて、異国の文化や生活習慣にじかに触れていただきたいということは考えております。受け入れ事業の実施についても努力して努めてまいりたいと考えております。

平成22年度でしたか、ニュージーランドのネーピアのタラデルハイスクール13名の生徒を受け入れしております。市内にホームステイをしまして小・中学校に体験入学をしていただきました。現在もそちらのほうの交流を通してタラデルハイスクールへ参っておりますので、そういった交流を通して訪問した際にも西予市へお越しただけるような引き続いて交流を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 私自身余りちょっと発想が貧乏なものですから、先ほど言ったようなことしか思いつかんかったわけですけども、あえてグローバル化という名前で今回言わせていただいたのは、やっぱり少子・高齢化で子供が今少なくなってくる。本当に少ない今の西予市、また今後の西予市を担う人材が、やっぱり世界規模、地球規模の人材になっていただきたいという思いでちょっとグローバル化というふうにつけさせていただきました。今までは国際化とか国際人とかという言い方もしてたと思うんですけども、グローバル化ということで、グローバル化とはどういうことかというのと、世界を国境のない一つの共通の土俵と捉え、そこで共通のルールや価値観を共有し、認識した上で生活、闘える、生きていくというふうなのがグローバル化というふうに言われとるんですけども、特に思うのは、やっぱりずっと西予市も人権大会を毎年やってます。なくならないですよ、残念ながら人権というのが。例えばグローバル化することが僕は一番の人権教育やないかなと自分の中でずっと思っていてまして、世界でも人種差別とかいろんなことがあって、今の時代に至ってもまだなかなかこれが解消されないんですけども、やっぱり常にいろんな人と当たり前に触れ合っていく。例えば私どもの岩城小学校ですけども、子供が養護学校の子供たちとずっと交流をしているんです、小学校のときに。そうすると、我々の世代から障害者の人と接する機会と、子供たちが障害者の人と接する機会というのがもう全然違って、子供たちの意識というのは、もう本当に誰々ちゃんという感じで、障害者という感覚全くなしに家へ遊びに来たり、交流が以前できてました。やっぱりそういうのを見たときに、本当にこれはやっぱり教育やなど、人権教育も今されてますけども、本当にそういう中で人と接する機会をどう与えてあげるかということが大人の責任じゃないかなというふうに思いました。それで今回教育委員会また学校教育の質問の中で、ぜひそういうところも今後も考えていただいているような機会を、海外じゃなくてもいいんです。日本の中でもいろんな人を受け入れて、一人でも多くの身近な人以外の人と触れ合う機会を与えてあげることが、私はいい教育になるのではないかなと思いますので、ぜひ今後のいろんな施策に

また生かしていただければありがたいなと思っております。

次に、給食の地産地消ということで上げさせていただきます。

今回、宇和の給食センターが新たに取にかかっていただくということで、それもありまして、以前もどなたかの議員が、学校給食の地産地消がどうなるとのかという質問もあったと思うんですけども、文科省のほうで食育推進計画というのがあって、その中でも多分触れられとるんじゃないかなと思うんですが、西予市の今の現状の給食の地産地消の状況をまず1点お伺いいたします。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 学校給食の地場農産物の利用につきましては、先般6月の議会であったと思いますが、申し上げましたとおりでございますが、議員お示しの食育基本法の食育推進計画、これを背景にして西予市の学校給食の現場において、地元食材を生かした食育の推進に取り組んでいるところでございます。

西予市産の食材の使用割合、平成26年1月でございますが、状況調査においては品目ベースでございますが、穀類66.7%、お米は100%でございますが、麦等を含めた穀類66.7%、緑黄色野菜28.2%、果実類50.0%、魚介類16.7%、肉類7.7%となっております。全体では22.3%でございます。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 戻りますけども、一回食育推進基本計画ですか、その中にいろんな目標とする数値が定められとると思うんですけども、その数値は幾らになつとるんでしょうか、西予市としては。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 具体的な数値目標というものは、今資料は持ち合わせておりませんが、後ほどお示しをしたいと思います。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 全国的には30%以上を目指すということになってると思うんで、この22.3が多いのか少ないのかちょっと僕もよくわからないんですけども、聞いた範囲で個別に種類別に見たらお米は100%とか穀類が66.7とか、よ

くできてるんじゃないかなと思うのですが、トータル22.3というのがちょっとどうかと。先日これもちょっと新聞ですか、あったんですけども、大洲市が新給食センターを建設されて地産地消に取り組んで、今現下が60%になったというのがちょっと書いてありました。それを考えると少ないかなというのを思うのと、地産地消に取り組んだときに原価が低減されたというふうに書いてあったんです。以前私委員会のときに同じ質問をしたら、原価が上がるんでなかなか難しいという答弁をいただいた経緯があって、大洲は安うなつてうちは高くなるかなと思つてちょっと思つたりしたんですけども、大洲の取り組みはちょっと理解されておるんですか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 ご指摘の大洲市における給食食材の地場産地消のケースでございますけれども、先般8月、先月ですね、先月の行革甲子園でもそういった成功例の発表があったと聞いております。新設されました大型の産直市、JAが主催しております大洲インターの上がり口にありますが、「愛たい菜」という産直市がございますが、その協働による生鮮野菜の地場産地消の成功例だと認識をいたしております。大洲市内産の生鮮野菜の使用率、平成21年度19.2%が今ほど議員お示しの平成25年度は61%まで上昇したということ承っております。これは地域の活性化で農業生産者の生きがい対策にもなっているということで、給食センターを視野に入れた部会等も組織されまして、またキュウリとかタマネギの品目別の部会も組織をされまして安定供給に努められているということ承っております。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

西予市も「愛たい菜」ほど大きくはないですけども、どんぶり館を中心にいろんな産直市はたくさんあるわけで、高齢者の農家の人も少しずついろんな野菜をつくって出されとるわけですから、今後宇和の給食センターが新しくなるのを機にというのもあるんですけども、それをきっかけに今後そういうふうな方向で取り組んでいただければいいんじゃないかなと思っております。

最後に、教育部最後ですけども、統合後の学校

利用についてちょっとお伺いをいたします。

先ほど方針に変更はないのかというふうにちょっと質問の中で上げてますけども、これは先ほど酒井議員の質問の中で部長答弁ありましたので、方針は多分変わってないなというふうに理解をしましたので、結構なんですけども、先ほど言われた中で、地元の方の思いというか、を優先してというふうな話も、これは以前からずっとそうやってたんですが、あったんですけども、地元にいるんな全国の跡地利用の情報等は流されておるんでしょうか、お伺いします。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 今のところ全国発信はしていませんが、ホームページ等々には掲載をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 いや全国発信じゃなくて地元の方に、例えば跡地利用でこういう方法もありますよとか、あと国がいろんな何というかな、何とか省、何とか省ですね、要するに国の。そういうところからの補助金というか、そういうのが跡地利用に関してあると思うんです。だからこういう場合にこんな補助金も出てというのがありますよというところ、そういう情報です。よその地域では、例えばここを社会体育施設にしていますよとか、あと福祉の施設にしていますよって、庁舎というところもあるんですよ、庁舎。庁舎というところも20件か、何かたしかあったと思うんですけども、そういうふうな情報であるとか、今回明浜なんか特に庁舎建設が云々と言っているときに参考になるんじゃないかなと思ったり、そういうふうな情報を流してるかどうかということです。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 今のところ、各学校の再編推進委員会における地域部会のほうで跡地利用等々の協議をいただいているところでございます。

また、事例事例に従ってこういったような補助金があるとか、こういったような事例があってこういう跡地利用の方法がありますよといったようなことも今後地域の部会等々にも強力に情報提供を行っていきたいと思います。今のところ地域の中で話し合いをいただいているというふうな段階で、まだ具体的な方策等々の情報の提供というのはしていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 待つ姿勢も大事やと思うんですけども、先ほどの酒井議員の質問の中でも答弁の中にあつた、一定期間ということ部長言われましたけども、一定期間というのはどのぐらいかなと。例えば明浜の西中学校ですか、あそこの跡なんかもいまだにずっとあのままで、もう一定期間は十分過ぎとるんじゃないかなというふうな僕の中では理解をしとるんですけども、そういう点はいかがでしょうか。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 ご指摘のとおりでございます。一定期間、およそ1年から2年を我々は目安としておりますが、明浜西中、ご指摘のとおり、まだ跡地の利用についての方策が見出せない、そういう現状でございます。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 先ほど言いましたように、どんなものに利用しとるかというのをちょっと見てみたら、公民館とか社会体育施設、福祉施設や医療施設、体験交流施設、あと先ほどいった庁舎、僕さっき二十何ぼと言いましたけども210でした、全国で。そういうふういろんな、あれっ、ほんなんにも使えるんかというふうなのがたくさんありますので、ぜひそういうふうなのを地元にお示ししていただきたいなというふうなことでお願いをしておきます。

続きまして、高齢者対策のほうに移りたいと思います。

高齢者対策、前回地域包括ケアシステムということで6月質問させていただきましたが、その中で今特に日本全国的にいろんな問題になってますし、今回もいろんな方がご質問をされてます認知症の対策というふうなことでまず質問をさせていただきたいと思います。

今現在西予市で、施設の中で介護をされている方と在宅で介護をされている認知症の、どのぐらい把握をしている人数を教えてくださいたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのご質問の把握している認知症の人数、そしてその中で施設介護の方と在宅で介護されている方の人数についてで

ざいますが、ことしの4月末現在で、介護認定を受けている方が3, 267人おられます。そのうち主治医からの意見書で認知症ありとされた方は2, 126人です。それの方が利用する施設サービスとして特別養護老人ホームや介護老人保健施設などがありますが、認知症のある方の入所の状況については、把握できてないところが現状でございます。

また、居住系サービスとして認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームが市内に16施設ありますが、4月末現在で263人の方が利用されております。

なお、議員もご承知のことかと思うんですけど、厚生労働省で認知症有病率推定値というものがありまして、全国の65歳以上の方については、認知症有病推定値は15%程度と言われております。これをもとに本市の認知症の方を単純に推計してみますと、先月末の65歳以上の方が約1万6,000人おられますので、その15%となりますと、2,400人程度と推計されます。ただこれはあくまでも単純に推計した場合ですので、ご承知をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 その中で特に在宅ですよね、自宅で介護されている、その中でも認知症になられている方、そういう方たちへの、本人もそうですし、在宅家族に対する支援体制とかというのは現在西予市ではどのようにやっているのかをお伺いをいたします。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのご質問の在宅で認知症の方を介護されている場合の支援対策はどうなっているのかでございますが、認知症に関する相談や徘徊の通報などがあった場合に、介護認定を受けていない方が多いという現状があります。認知症予備群も含めた方々への在宅生活の支援については、地域包括ケアシステムの構築においても重要課題であると認識をしておるところでございます。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けられるよう、市では認知症ケアパスの作成に取り組んでいるところでございます。

認知症の方やご家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつどこでどのような医療や介

護サービスを受ければよいか、一目でわかるような内容にしていきたいと思っております。

なお、認知症の方を支える在宅介護サービスについては、認知症対応型デイサービスがあります。また、家族の息抜きとしてショートステイの活用も有効かなと思っております。地域医療と介護が連携し、認知症の方やその家族を支える体制づくりが重要だと考えておりますので、地域ケア会議を活用し、連携の強化に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 以前に比べて本当に認知症や介護に対してのいろんな対応はできているのかなというふうに理解はしてますけども、以前の質問にもありました。その中でも認知症の方で徘徊等で保護されたり、そのまま行方不明になっていまだに見つかっていない方も西予市の中にもおられるわけですけども、そういうふうな人に対する対策ですよ、徘徊等の。そういうのがもし西予市の中にあるのであれば、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのご質問の在宅介護の場合、徘徊等の問題が多くなっているが対策はあるのかについてでございます。

在宅介護においては、独居の方や常時ご家族の支援がある方などさまざまでございます。したがって、在宅支援で重要となるのは、地域力だと認識しておるところでございます。隣近所の方への見守りや声かけなど、少しの支援によって認知症の方やそのご家族を支える大きな力になると考えております。そのために地域での見守りネットワークの構築や高齢者の徘徊が発生した場合に早期発見ができる仕組みづくりを進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 もうそのとおりだと思います。ただ最後に言われた早期発見の仕組みです。それをどうするかというのが一番大事なところか、一番重要なことやないかなと思うんですけども、静岡県のほうでは、こういう介護中というマークを渡してぶら下げて、外へ出る危険のある人に首にかけてもらうんです。そうすると近所

の先ほど言った地域力です。近所の方が声をかけてくれるんです、おじいちゃん、どこへ行くのというふうに。例えば夕方遅くなったり日暮れが近くなったりしたら、近所の方が声をかけてくれて家へ連れてかえってくれたりとかということがあります。だから、外から見ても一目でわかるような色であったりそういうマークであったり、そういうものを身につけていただくということが、一番今言われた地域力、見守り、早期発見になるんじゃないかなと思うんで、ぜひそういうのをちょっと西予市版を考案していただければありがたいかなと思っております。

ちょっと予定の時間が大分過ぎとりますんで、はしょってちょっと行かせていただきたいと思います。

認知症の対策の中で、今度は認知症自身のそういう病気の早期発見はどのように、どんな取り組みがあるのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまご質問の早期発見するための取り組みについてでございますが、高齢者の生活状況を把握するために毎年地区を選定し、75歳から84歳の方を対象にし、基本チェックリストを配布、回収しているところでございます。このチェックリストは、高齢者の生活機能の評価し、要介護状態となるリスクを予測するためにつくられ、25項目の質問票でございます。運動機能や口腔機能の低下、栄養状態、閉じこもり、認知症などのチェックは可能でございます。その活用については、運動機能や口腔機能の低下がある方に教室に参加を勧誘することにとどまっておりますが、認知症などチェックがある方への取り組みが今後の課題とは考えております。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 認知症を早期発見するためにそういう取り組みも大事ですけども、もう一つ、さっき言った周りの人です。市民の人に認知症に対する理解というの、先ほどの徘徊だけじゃなくて必要になってくるんじゃないかと思うんですが、そういう市民の人に対する認知症理解への取り組みの何か施策というのがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまご質問の市民に対する認知症への理解の取り組みについてでございますけれども、認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人やそのご家族を支援できる人材育成を目的として、認知症サポーター養成事業に今取り組んでいるところでございます。小・中学校や地区の自治会、見守りネットワーク、各種団体、事業所、金融機関など、現在までに2,306人の方が受講しておられます。今後さらにキャラバンメイトと連携した学習プログラムでレベルアップを図り、地域における見守りの担い手となって実践できるよう支援を図っていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 サポーターをつくるという中で、特に小・中学生等も受けられているということに對しまして、今後もそういうふうなところをしっかりと取り組んでいただければというふうに思っております。

続きまして、今度ケアシステムの構築の中で、もうこれ前回も質問した続きにはなるんですけども、私行政のリーダーシップはどうかというふうなことを再三こういう福祉の話をしたときにいつも言わせていただいておりますけども、本当に今の2025年までに増加する高齢者に対して西予市の介護人材というのはどのぐらい必要になるのかなど。きのうの小野議員の質問の中で、全国で100万人必要になるとかという話がたしかあったんじゃないかと思うんですが、西予市で、例えば西予市でいくと、この10年間で介護をしていただく、介護にかかわっていただく人がどのぐらい必要というふうに部長のほうでは理解をされているのか、1点お伺いをいたします。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまの西予市において介護人材がどれぐらい必要になると考えておるのか、2025年をめどということと思うんですけど、これは今国の指針案でございますが、市町村の介護サービスの見込み量を踏まえ、都道府県が2025年の介護人材の必要量を推計することとしております。その結果、必要となる介護人材の確保、育成のための具体的な取り組みにつきましても、県の介護保険事業支援計画で示すように定められておるところでございます。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 というと、それは来年の3月までにつくる6期の介護保険計画、その中に盛り込むということでしょうか。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 6期の計画が出た後ということになります。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 そこで、介護でもいろんな介護があると思うんですけども、介護をしていただく介護人材をつくるためにどんな資格、どのくらいな資格が要るのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまの質問の介護人材になるためにどのような資格が必要となるかというご質問でございますけれども、介護現場における職種としましては、介護支援専門員いわゆるケアマネジャーを初め、生活相談員や介護職員、看護師、機能訓練指導員、ホームヘルパーなどが上げられます。それぞれに必要な資格は、介護支援専門員や介護福祉士、社会福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパーなどでございます。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 以前もちょっとお話というか、したこともあると思うんですけども、西予市にこれだけ愛媛県下の中でも福祉施設がそろって、本当に福祉の町というふうに言ってもいいんじゃないかなと思うんですけども、これをうまく要するに福祉の町として一つの産業として捉えていければ、いろんな仕事の機会もふえますし、先ほど言われた今後ふえていく、要するに10年後の需要を考えたときにはいいんじゃないかなと思うんですが、そん中で今までは、例えばほかに仕事がないんで介護の資格取って介護施設に行こうかなというふうに思ってる方が多分たくさんおられて、今してもらってると思うんです。それを行政のほうである程度資格を取るために何かバックアップをするようなことをして推進をしていくというふうなことをして介護人材をふやすというふうなことがあれば、もっと加速度がつくんじやな

いかなと思うんですが、そういう点についてはいかがでしょうか。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまの介護人材になるためにその資格に対しての補助、支援をしてはどうかということですが、議員のいいご提案かなと思っております。ただ私が知る限りでは、いろいろな法人でありますけれど、その施設に入って、介護職員として入った後、その施設が介護用の支援専門員の資格を取るために、法人が補助といいますか、法人みずからがお金を出して職員に資格を取らすというようなこともあります。そのようなことがありますので、それをまず見てからかなと思っております。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今本当に民間の、特に西予総合福祉会、そして野城の福祉協会ですか、この大きな2つが西予市の中にあって、本当に介護をリードしていただいているというか、それ以外に今度は民間のいろんなところが出てきて、たくさん事業所が今できてのおかげで高齢者が助かっているという部分が、入る、入らんじゃなくてデイサービスも含めて本当に努力されてるなと思います。以前も介護職の待遇ということも今国でも今後問題になってくると思いますし、そん中でやっぱりいろんな民間としての努力をされてる、そこに先ほど言った行政としてやっぱりある程度特化していくのも僕は必要やないかなと思うんです。今介護を担当されておところは高齢福祉課です。あと高齢福祉課の中に障害の施策のともありますけれども、高齢福祉課とか障害というんじゃないで介護という部門で一つ専門の行政部門をつくって、やっぱり民間の先ほど言った西予総合福祉会のああいう大きいとも小さい民間事業者も含めて行政のほうでリードしていくというふうな体制がとれないものかなというふうに考えるんですけども、そういう点では、今後将来的にいかがでしょうか。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、行政として特化して一つの専門課をつくったらどうだろうかというふうなご質問だと思いますけれども、私も今の段階では、十分今の課の中で十分機能を果たせるだけのことはやっておるんじゃないかなと、このように

は思っております。今ほど部長がいろいろな面でもお答えをさせていただきましたけども、福祉関係については多くの市民の方との連携も大事でありますし、そしてもう一つ大事なことは、どうしても介護という一つを考えるとときには、今第6期の介護計画を各市がつくっておりますけども、お金ですね、いわゆる介護保険料にも係ってくるんです。だからきめ細かなことをするということは、それだけ皆さんからいただかなくてはいけないという側面もあるので、その辺のところは地域の所得水準等も考えながらやらないといけないと、このように思っております。ただ西予市の場合は、介護を考えた場合に、施設介護と居宅介護、今バランス的にはうまくいってるんじゃないかなと思っております。以前言われた参酌基準にしても、愛媛県の中にはうちは施設割合、結構高いとこであって、介護保険料は安いという状況でございましたけど、恐らく今後シフトしていくのは、いわゆる家庭的な居宅介護をどうしていくかというのが今度の第6期の大きなテーマになってまいりと思っております。それは包括支援センターのシステムをもっともっとうまく利用することを含めてこのことをやっていくことによって、全体が介護を特化するだけじゃなしに、介護や医療やその他のいろいろな部分をバランスよく配置できると思いますか、皆さん方のご要望に応えるようになるんだと、このように思っています。

以上、答弁とします。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

本当に現在は本当に努力されとると思っておりますし、そのとおりにやと思っております。僕がさっきとか、どうでしょうかといったのは、10年先、今から地域包括ケアシステムを国がつくっていかうという中で今後は、今までは市長いつも言われるように福祉は国全体でというふうな発想なんですけれども、今度の地域包括ケアシステムというのは、それぞれの地域の特性を生かしたということを目玉にしたケアシステムづくりというふうになりますんで、ぜひ今後そういうふうなところを踏まえて、今のいい福祉の行政をもっとワンランクアップするような、よそがおう西予市すごいなと言っただけのような福祉の里を目指していただきたいと思って今回質問させていただきました。

ちょっと時間が済みませんありませんので、障害につきましては次回に回させていただきます。ありがとうございました。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 失礼をいたします。

先ほどの食育推進計画、西予市20年に策定しておりますが、具体的な数値は掲示をしております。国が定める学校給食の地場産の利用率については、食育基本法の食育推進基本計画において30%以上と定められております。

以上でございます。

○議長 暫時休憩といたします。(休憩 午前11時05分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時15分)

次に、7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問を行おうと思っておりますが、残念ながら私がするときには、後ろに市の職員がおらんのが一つだけ残念ではありますが、通告に従って一般質問を行いたいと思っております。

まず、1点目ですが、ことしちょうど2年に一度行われます消防の操法大会、6月22日に城川のほうで開催されました。小型ポンプのほうは、もう皆さんもご存じだと思いますが、宇和の第5分団で、ポンプ自動車の部は私の地元であります野村分団第1部が優勝しまして、8月に行われる予定でした県大会に向けてなおい層努力をしておったわけですが、台風12号それから11号、それに伴う長雨によりまして、8月3日それから10日が延期になりまして、10日の延期ということが中止ということになり、非常に残念ではあったと思います。

しかし、この訓練で得た技術は、無駄になることはないと思っておりますし、8カ月に及ぶ、特に野村の場合ですが、訓練で培った仲間意識というのは、何事にもかえがたい財産になるのではと思っております。このように市民の安全・安心を守る使命の消防団員に何か応援することはできないかということをおもって思っていましたら、ちょうど新聞とテレビで放送がありましたが、こういう消防団員応援プロジェクト、これを目にしまして、どういうものかなとちょっと調べてみました。これは、この事業に応援する事業所に対して、普通民間でいう店舗です。飲食店とかも入りますが、

愛媛県消防協会に申請しまして、審査が合格した後、ステッカーを張り、そのステッカーを張られている店に、簡単に言いますと、消防団員が会員証を見せれば、それなりの割引サービスがある。数%の割引もありますし1割程度のところもあるようでございます。それは店によって違うということですが、これは消防団員の士気向上にはつながると思いますし、一つは事業所にとっては、集客が見込めるということで、大変すばらしい事業だと思います。この事業所の数は新聞によりますと、東予が28、中予が59、南予が49の店舗が賛同しておるということで、合計136あるということですが、消防団員応援プロジェクトのまず市内にある応援事業所は何店舗あるのかをお伺いします。

○議長 菊池消防長。

○菊池消防本部消防長 兵頭学議員の質問について私のほうからお答えしたいと思います。

西予市におきましては、現在2店舗が登録されております。

以上です。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 もう少し多いのかと思ったりしましたが2店舗ということで、この2店舗、南予が49、ちょっと調べますと、大洲が29カ所やったと思いますけど、かなりの地域によってばらつきがあると思いますけど、今回2店舗、まだ2店舗ですけど、これを例えば行政として、この2店舗ですけどまだとりあえず、行政としての広く市民に理解してもらうように広報とかホームページで掲載できないか、お伺いしたいと思います。

○議長 菊池消防長。

○菊池消防本部消防長 ただいまの件でございますが、昨日愛媛県の消防協会のほうにも再度問い合わせまして、愛媛新聞にこの間出とりましたけど、その後におきまして3店舗ほど追加されとりまして、9月3日現在では、愛媛県内では132店舗の応援事業所で、その中で140のサービスが実施されとるようでございます。行政の支援助というところでございますが、応援事業所の協力依頼につきましては、消防団役員と担当の市の職員が各事業所に伺って説明をして、お願いをしているところでありまして。愛媛県消防協会のホームページには、「えひめ愛顔で消防団員応援プロジェ

クト」と県内の応援事業所一覧、また各店舗でのサービス内容につきまして掲載されております。今後は西予市独自におきましても、応援事業所の紹介や募集、消防団員への周知等の広報活動が必要と考えております。

以上です。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 今まだそこまではどうもいってないということなんですが、例えば広報、これ8月号と9月号を持ってきとるわけですが、この一番後ろに有料広告というのが2つ載せれるようになってんですけど、これいつ見ても1つしか載ってない。有料広告ということは、お金を取るわけですが、ここに誰も載せないのであれば、市が有料ということないですけど、市がそこに応援してますよという業者さんの名前を載せるぐらいはできるのではないかと思います、そこら辺の考えはできないのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長 菊池消防長。

○菊池消防本部消防長 その辺も全て踏まえまして、西予市のホームページあたりでも愛媛県の消防協会のホームページにおけます「えひめ愛顔で消防団員応援プロジェクト」にリンクできるようなシステムですとか、それに伴いましてそういう広報紙に掲載していただく。まずは掲載できるような店舗数をふやすというのが差し迫った問題かなというように考えております。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 これは、私が言いたいのは、消防団にお知らせするのは当然としても、市民がそれを見て、あっこはこういう応援をしてる店なんかという、そういうお知らせをするのが行政ではないかと思います。私が、例えば一市民として、ここの店は応援しとる店、横の店は応援してないといったらどちらを選ばれるんか、私なら応援しとるお店を利用したいと思います。そういった意味で、行政のほうでもこういう応援をしている事業所に対しては、ぜひ掲載していただくように、一般市民にわかるように掲載していただいたらと思います。

この事業所、私もこれからどんどんふえていくようお願いしたい。例えば野村町の中で応援したいと思いますし、ぜひ行政のほうもそういったことで努力をしていただいたらと思います。

次に、消防団の団員の定数についてお伺いしますが、昭和29年、私が生まれた年ですが、その当時202万3,000人消防団員がおったそうでございます。平成に入って100万人を切りまして、平成23年度では87万9,000人程度の全国的に団員が少なくなっているという心配しとります。

そこで、西予市の場合は余りまだそこまでいってないと思うんですが、消防団員の定数と現在の団員数及び団員歴が30年を超えた団員数をお伺いしたいと思います。

○議長 菊池消防長。

○菊池消防本部消防長 消防団員の条例定数は1,895人となっております。現在の消防団員数が1,753人であります。30年を超えます団員数は12人となっております。

以上です。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 なぜ30年を過ぎた団員数を聞くかといいますと、聞くところによりますと、30年を過ぎても団員として退職金がそれ以降は加算されないという、これは全国的に総務省のほうで決まっとることみたいですけど、これは例えば市単独でそれに加算するようなことができるのではないかと思いますけど、そこら辺取り組みをしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 菊池消防長。

○菊池消防本部消防長 今議員がおっしゃるとおりでありまして、消防基金による退職報償金制度では、30年を経過すれば、それ以上の加算はないということになっております。これによりまして、愛媛県消防協会を通じまして30年を超えた部分について制度改正を要望しておりますが、現在まで改正の見込みは立っておりません。このような状況の中で、市単独の取り組みといたしまして、30年を経過しても続けて勤務する意欲が湧くよう、また長年の勤務が評価されるような制度が必要であると考え、その仕組みについて検討しておるところであります。

以上です。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 皆さんの一般質問の中にも人口減少や高齢化、これが今の消防団の減っていく原因にもなるかと思っております。要望しているがということでは成り立たん時代になろうかと思

ます。ぜひ市単独のほうで30年を過ぎた団員の方の退職金の上積みができるような、西予市が一番先にしましたというような全国アピールもできるかと思えます。ぜひ検討をして、早期に実現していただくようお願いしておいたらと思

ます。そして、アンケート調査で調べたんですが、団員数の減少の大きな理由ということで、これが家族や職場の理解が得られにくいということで、休日に過ごしているときや職場で仕事が忙しいときでも、災害や火災が起きれば出動しなければなりません。家族や職場などの周囲の応援がなければできない仕事であります。

また、8月2日に未明に起こりました広島の大規模な土石流災害、きのうでちょうど2週間を過ぎまして、死者が72名、行方不明がまだ2名ということで、心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。

このようなときにやはり頼りになるのが消防団、消防署だと思っております。

また、7月に起きました野村での認知症の方が行方不明になりまして、地元の団員はトータル3日間、ほかの地域の団員は2日間炎天下の中で一生懸命捜していただきましたが、残念ながらいまだにまだ見つかっておりません。早く無事に見つかることをお祈りしながら、このような人捜しのときでも出動で、勤め先の理解や協力体制、これを行政としてどのように把握しているのか、お伺いします。

○議長 菊池消防長。

○菊池消防本部消防長 消防団の会議におきましても、団幹部の方から事業所に勤める団員の苦勞について話を伺ってはおりますが、団員が勤める全事業所に対する実態調査などは行っておりません。ただ325名、パーセンテージで見ますと18.5%は、公務員の団員となっております。

以上です。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 実質今のところ、私の知り合いも公務員の中でかなりの方が消防団として活躍されておりますが、どちらにしても魅力ある消防団になるようには、これからもさらなる行政の支援が必要ではないかと思っておりますので、今後とも市長を筆頭に消防活動に対してもご理解のあることで行政を進めていただいたらと思

次に、自転車ヘルメットの推進についてお伺いします。

昨年7月に自転車安全利用促進条例が、これ県条例ですが、施行されまして、自転車のヘルメット着用が努力目標になりました。それを受けまして、昨年9月に西予市議会でヘルメット着用推進する宣言を決議いたしました。その後10月には、西予警察署から野村地区をヘルメット着用推進モデル地区の指定がありまして、パレードやチラシ配布で啓蒙活動を推進してまいりました。昨年12月には、道路交通法が改正され、自転車の道路右側の路側帯通行禁止とヘルメット着用努力義務が明記されたということですが、これは警察がほとんど主役になるわけですが、行政から市民の啓蒙活動はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長 ただいまのご質問の道路交通法の改正後の市民への啓蒙活動はということですが、近々自転車が増え、近年自転車が関与する交通事故の増加や自転車利用者の運転マナーの悪さが指摘されるなど、自転車の安全な利用対策が喫緊の課題というふうになっております。ご指摘のとおり、昨年12月に道路交通法の一部が改正されました。愛媛県におきましても、愛媛県自転車の安全な利用の推進に関する条例が昨年度施行され、道路交通法で規定のない歩道における左側通行の推進、そしてヘルメットの着用など、自転車利用者の責務、これは励行事項でございますけれども、決められております。当市におきましては、県条例の施行を受けまして、広報せいでヘルメットの着用の記事を掲載し、呼びかけております。

また、現在県が選定しておりますマルゴト自転車宇和海オレンジツーリングコースを活用しました四国西予ジオライドサイクリング事業におきまして、参加者にライトそしてヘルメット等着用を義務化するなどしまして、その推進に当たっておりますし、自転車の安全で正しい利用を呼びかけておるところでございます。

さらに、今週日曜日9月7日になりますが、議員ご存じのとおり、野村町そして城川町を中心としまして開催予定の合併10周年記念のサイクリングin四国ジオパークなどのイベントにおきましても、同様な取り組みを行ってきたいというふう考えております。

また、西予交通安全協会そして西予警察署におきましても交通安全教室等も開催されておるところでございますけれども、愛媛県警察では新たに自転車利用者に対しまして、交通マナー等の幅広い指導を行う人材を養成するサイクルマスター制度というものに取り組んでおられます。当市としましても、魅力ある市環境を生かした新たな自転車文化の振興に寄与するとともに、自転車が関与します事故防止、自転車の安全な利用促進を図るため多くのサイクルマスターを育成をしまして、自転車利用を含めた交通安全全般に係る啓蒙を力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 今宗部長の答弁で、私ここにポスターを持ってきとったんですが、ちょっと出しそびれましたが、これは後ほどまた説明をさせていただきます。

今ほどサイクルマスターという発言がありましたけど、確かに一朝一夕ではなかなか普及がままならないというのは私もわかります、たった1年目ですから。ただ小学生の場合は、特に親御さんが自転車に乗れるようになるのとヘルメットを買い与えるということなんですけど、一般市民、中高生も含めて、通学で通われる方は別としましても、平日に自転車で遊ぶというようなことを見ますと、全然ふえていないのではないかと感じております。こういったことも警察任せではなく、先ほど総務部長が言われましたように、いろんなアクションがあろうと思います。そういったアクションの中でもほかにもっとアクションがないのかという考えがあろうかとも思いますが、その辺の検討はされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長 ただいまのご指摘の着用率が低いのではないかとこのふうなご指摘でございますが、確かに一朝一夕には着用率の向上というのは難しいというふうに思いますが、各種関係、団体、これ協力して、市民運動として実施しないと着用率の向上ができないんじゃないかというようなことも考えておるところでございますが、市内の中学生におきましては、自転車通学の生徒に対しましてヘルメットの購入費の補助を行ってお

ります。それによりまして、登下校のヘルメット着用につきましては、100%近い着用率ではないかというふうに思っておりますが、ただ校外の生活になりますと、やはり着用率はやや低くなっているというふうなことも考えております。

また、小学生につきましても、自転車以外出等をする場合には、ヘルメットを着用するよう指導をしております。ほとんどの児童が着用をしている状況であるというふうに考えております。これにつきましては、平成20年6月施行の道路交通法の改正によりまして、13歳未満の子供が自転車を運転するときには、ヘルメットを着用さすよう保護者が努めることと定められておりまして、各家庭や地域の協力をいただきながら交通安全指導を図っているところでございます。

一方、高校生とかあるいは一般市民の方につきましては、具体的な着用率の把握は困難でありますけれども、先ほどお答えしましたようなサイクルマスター制度を活用した周知啓発の積極的な展開とか、あるいは西予警察署あるいは西予交通安全協会等と連携した効果的な交通安全教室等を開催をしまして、ヘルメットの着用の重要性を浸透させるとともに、着用率の向上を図っていきたいというような考えを持っております。

以上でございます。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 いろんな取り組みをされているということですが、私たち野村の野村自転車ヘルメット推進隊という団体をつくりまして、ことし4月に野村高校野球部の方に25個のヘルメットを寄贈しました。これ任意団体ということですので、これから先できるのかというたら、先立つものがないということで、これ一回きりやったんですけど、そこの野球部のキャプテンがそのときに言った言葉が、バッターボックスではヘルメットをかぶりますけど、これからは自転車に乗るときもヘルメットをかぶりますというおもしろい言葉を言ってくれましたけど、こういう無償で提供するというようなことなかなかこれからは難しいと思いますし、特に学生の着用率を、中高校生になりますけど、上げろうと思えば、行政の補助が少しでもあれば保護者の負担も少なくなるのではないかと思いますけど、そのような検討ができるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長 ただいまのご質問でございますけれども、補助金等助成を行えばヘルメットの着用推進につながるのではないかというふうなご質問でありますけれども、確かに幼児そして児童・生徒、また高齢者といった交通弱者が自転車を乗用または同乗中に転倒した際に、ヘルメットの着用は頭部への衝撃の軽減を図ることができる有効な対策でありまして、その着用率を上げるということは非常に重要なことだと思っております。

助成制度につきましては、現在のところ市のほうでは、教育委員会におきまして自転車通学の中学生を対象としてヘルメットの購入費の2分の1の補助を行っております。昨年度におきましては、143件の補助がありまして、今年度につきましては、現在のところ128件の申請というふうなところでございます。それ以外の小・中学生であったり、あるいは高校生を含めた一般の市民の方への助成につきましては、現在のところございませんが、県内の状況等も踏まえまして、関係機関、団体と連携を図りながら検討をしていきたいというふうな考えでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 一般市民とまでは言いませんが、できる限り子供たちにはそういう支援ができるような体制をぜひ検討をしていただくようお願いしまして、次に出そうと思いましたが、このサイクリングでございますが、このポスターは先ほど宗部長さんも紹介がありましたが、9月7日、野村・城川間を「サイクリング in 西予ジオパーク」ということで企画しました。これも10周年記念事業ということでございます。内容は、野村から城川を回ってまた野村にもんてくるという、先導に白バイの方が先導していただきますし、野村高校のブラスバンドも出発式には演奏してくれて、かなりにぎやかになろうかと思えます。ぜひ車で通られる方、見られた方は手など振って応援していただけたらと思います。

また、議員の中にも約6名やったですか、参加していただいて盛り上げるようになっております。最初は100名の参加者予定やったわけですが、ちょっとふえまして108名の方がエントリーしていただいております。私は自転車に乗るのではなく、裏方のほうで弁当配りなどをさせていただきますが、ぜひ第1回目ということで成功

したらなと思っております。

また、そこでこれは宣伝やったわけですが、一回限りということなんですが、これは10周年記念事業として一回限りということなんですが、中村知事が進めていらっしゃる県内全域で誰もが自転車を楽しめるという愛媛マルゴト自転車道に認定されているのが11コース、その中で宗部長も先ほどおっしゃいましたが、宇和海きらきらオレンジツーリングというのが、八幡浜、三瓶、明浜、宇和を回るコースでございます。それと龍馬脱藩の道で風を切る・肱川・奥伊予ツーリング、これが日吉から肱川までのコースでございますが、これをできましたら宇和・野村・城川間につなげるようなコースができるのであれば、これが最終的には大野ヶ原までの、タイトルが「ゼロメートルから1,400メートルまでの挑戦」とかということのできるのであればええがなと今考えております。こういった自転車つながり、ジオつながりでこういった企画をこれから考えていきたいと思っておりますけど、そういったことに対しての行政からの何らかのご支援があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長 ただいまのご質問ですけれども、確かに今回の事業につきましては、10周年記念事業ということでございますが、今回の主催は野村スポーツクラブが主催をされておるといようなことを聞いておりますし、また体育協会であったり、あるいは安全協会、商工会、観光協会等、各野村支部の共催をいただいておりますというふうなことであります。今後につきましては、野村地区以外、西予市全体にこういった事業を広げるといことは非常に大切なことではないかというふうに思っておりますし、現在四国西予ジオパークの推進計画の案をつくっております、その中でもジオパークを生かした健康スポーツの推進をうたっておりますのでございまして、ジオサイクリングの普及促進によりジオの魅力を発信するとともに、自転車の安全利用の推進あたりも図っていききたいというふうなことで考えておるところでございます。今後におきましても、推進ができるような形を検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 ジオサイクリングにつながるこういった企画、恐らく今ほど野村だけと言われましたが、城川の方もかなりお手伝いをさせていただいておりますので、それだけ一言申し添えたいと思います。

サイクリングをされる方、こういう方は必ずヘルメットは着用されておりますし、残念ながら一般的なママチャリという自転車に乗られる方は、これが着用率が低いというのが、もう通り相場になっておりますけど、車のシートベルトも以前着用義務化になったときは、なかなか着用率も悪かったわけですが、いろんな啓発活動の中で100%近い着用率になったと思います。自転車のヘルメットも近い将来100%に近いようなヘルメット着用になるように、ぜひ行政のほうでも努力していただき、またもちろん警察は当然のことでございますが、その目標に向かってぜひ進めていただけたらと思います。

次に、3点目ですが、西予市の女性職員の人数と管理職という質問でしたが、昨日小野議員の質問で市長のほうから答弁がありまして、54名中4名が管理職ということで7.7%、県平均が2.82ということで、愛媛県ではトップですよという自慢をされておりました。これはまた民間の場合ですが、帝国データ調査によると、民間企業で平均6.2%という数字が出ております。安倍総理が成長戦略の柱として上げられておりましたが、女性の地位を占めるという、あるいは割合を2020年度までに約30%に目標を掲げていました。先ほど酒井議員もおっしゃいましたが、第2次安倍内閣が昨日発足しまして、18人の閣僚中5人の方、これパーセントでいいますと27.8%ということで、目標に近い数字となっており、このような高い数字は急には望めないと思っておりますけど、西予市の場合、2020年と言えば7年先近くになりますけど、これがどの程度の割合まで上げられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長 ただいまのご質問でございますけれども、どの程度まで上げられるかということにつきましては、まだちょっと先のことですので、はっきりお答えはできないというふうに思っておりますが、現状をお伝えしたいというふうに思っております。

ことし4月現在の行政事務に従事する職員数は

473名おりました、そのうち女性職員の数が118名24.9%となっております。

また、管理職の職にある職員の数が127名ありまして、そのうち女性職員が15名、割合としまして11.8%というふうな現在の状況でございます。

以上でございます。

○議長 7番兵頭学君。

○7番兵頭学君 きのう聞いた数字は、私のちょっと勘違いやってみたんですけど、合うとるんですか。

そうですか。わかりました。

女性登用というのは、さまざまな問題があって、なかなかいきなり30%というのは無理じゃないかと思っております。そういった中で、昨日市長の答弁がありました。女性議員もぜひ議員の中に登壇させていただいたらという要望がありましたけど、まさに私も議員としては、女性議員がないのが、酒井議員さんも言われましたけど、本当に残念なという思いがあります。私たちも今議会改革の中で、ことしも行う予定であります市民との意見交換会、そこの中で、まずいろんなテーマを今議員の中で出しよるわけですが、一つのテーマとして、女性議員が誕生するような体制づくりというのを一般市民と意見交換をしながらその提案をしてみたいと思いますし、これが意見交換会は、とりあえずまたこれお知らせになりますけど、11月に野村と宇和のほうで予定をしております。それは議会だよりなり広報でまた見ていただいたらと思いますが、ほかの3町三瓶・明浜・城川さんのほうでは、3月までに車座的な意見交換会を行うということで、女性議員のテーマをぜひ提案して、参加される女性の方の中から私が出てみようかという方が出られたらすばらしいことだと思いますので、ぜひ意見交換会を有意義なものにするように努力しまして、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 暫時休憩といたします。(休憩 午前11時52分)

○議長 再開いたします。(再開 午後1時00分)

次に、4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 議席番号4番田中です。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので一

般質問をさせていただきます。

本定例会最後の質問者となりました。午後の分ということで、皆様昼食をとられ、身も心も穏やかになっておりますが、初日の監査の審査意見の中に、前年度と比べて改善されているとありましたが、相変わらず薄氷を踏む思いの状態は変わっておらず、乾坤一てき、ここで何とかせないかんのではないかと思っております。質問の内容につきましては、市民の方々に知っていただきたいため、あえて行政に問うものであります。

私は議席をいただいて2年半になりますが、行政も議会も市民に対し理解を深めてもらおうとする努力がまだまだ足りないと思っております。最後の質問者なので、昨日の山本議員の代表質問や小野議員、二宮議員の一般質問などと重複した点は多々ありますが、これは西予市の将来を考え、同じような心配をしているあらわれだと思っております。

それではまず、活性化についてお伺いします。

1、ジオの展開について。

ジオって何、市民の声をまだまだ耳にします。そこで、市民に対する働きかけや5町の意識、取り組みについて、また補助金の活用状況はどうなっているか、お伺いしたいと思います。

済みません、一括ということで。今ジオの展開について、次2番目として、卯之町「はちのじ」まちづくりについて。

これは、ピンポイントな事業ですが、宇和町ひいては西予市の核の一つになると考えております。進捗ぐあい状態、またエリア内にあるJA跡地の駐車場のあり方をどうするのか。

また、3番として、どんぶり館について。

道の駅に認定された効果や問題点は、これからの設備投資についてお伺いしたいと思います。

現在駐車場にロープが張られ、トイレが24時間可能になっている状態だけだとお見受けしました。これらについて問題点、いろいろあると思うんですが、その3点について、まず活性化について質問いたしたいと思っております。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 田中議員にお答え申し上げます。

田中議員には、いつもジオパークの発展につきまして多大なご心配をおかけいたしまして、また応援頂戴しまして大変感謝申し上げます。

ジオパークの活性について今後の発展につきましてお尋ねがございました。

まず、市民に対する働きかけでございますが、その他の取り組み状況についてお答え申し上げます。

昨日松島議員の答弁にもありました。重複だということで省略しても結構だとは思いますが、またきょう改めてテレビを見られる市民の皆様にももう一度耳を通していただきたいということで重複いたしますけれども、答弁差し上げたいと存じます。

西予市としてジオパーク推進協議会では、四国西予ジオパークを通じた自然環境の保全、産業振興、教育活動、健康増進といったように多面的な行政課題、地域課題を少しでも克服しつつ、魅力的な地域社会の実現を目指すため、総合的な計画として四国西予市ジオパーク推進計画のたたき台を8月末に作成させていただきました。昨日もお話しさせていただきましたとおり、現在この案につきましては、パブリックコメントをさせていただいているところでございます。大変短い期間ではございますが、16日までということになってございまして、昨日状況はどうなっているんだというふうに聞きましたところ、まだ市民の皆様からそういった要望はございませんが、16日までまだ期間がございまして、いろいろな方々からのいろいろなご意見を踏まえて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、活動でございますが、ジオツアーへの参加状況についてでございます。

平成24年度から行っておりますジオツアーの実績、こちらで見ますと、三瓶町のジオツアーが35団体、ここが一番多くて、特に須崎海岸を目的に行かれる団体が多くございました。2番目は城川町へ行かれた団体が25団体と多く、穴神鍾乳洞を訪れられて、やっちみる会が準備されますピザの昼食の要望が多いようでございます。

また、出前講座の要望が多かったのが、宇和町と野村町からの団体が多くございました。

ほかにパンフレット等の配布状況についてもお答えしたいと思います。

現在配布しておりますパンフレットは、四国西予ジオマップこの1枚ということになっておりますけれども、平成24年度には1万5,000

部、25年度には2万部と、ことし5月には、またさらに2万部を印刷してございまして、主に道の駅、市営施設、公民館、支所等へ配布しているところでございます。

また、各種講座やジオツアーにおいても資料として活用させていただいております。

次に、初めて訪問される方々の立場に立った地図や看板、こういったものの取り組みについてでございますが、先ほどの推進計画の中でも記載しておりますように、四国西予ジオパークの中に不足する誘導・解説用の看板、こういったものを統一かつ体系的に整備するためのサイン計画をつくりたいというふうに考えてございます。順次予定としては、27年度から進めていきたいというふうに考えているところでございます。

さらに、ガイド養成講座でございますが、24年度から行っておりますけれども、現在までに36回延べ754名の方に受講していただいております。

さらには、ジオガイドの方々ですが、こういったジオガイドの活動の取り組みを広げるため、またガイドの質を高めるためにジオガイド同士のネットワークを広げるための四国西予ジオガイドネットワーク、こういった団体、任意団体を設立させていただきまして、現在43名の皆様登録いただいているところでございます。地区的な内訳でございますけれども、宇和町が19名、城川町が8名、三瓶町が5名、野村町が4名と明浜町が3名ということになってございます。市外でも4名ということでございます。

次に、ジオパーク推進事業の補助金の活用状況についてお尋ねがありましたので、お答えいたします。

本事業が開始された本年5月から8月までの申請状況及び利用状況でございますが、まず観光や地域学習を目的としてジオポイントをめぐるツアーに係る交通費、施設の入館料等に係る経費の補助でございますけれども、これにつきましては、11団体296名の方にご利用いただいているところでございまして、合計56万3,000円を補助しているところでございます。

次に、ジオパークのロゴマークやネーミングを活用した地域特産品の販売促進に係る経費やブランド化を図るための調査研究といったような経費について2分の1を補助しているところでござい

ますが、これにつきましては、2件12万7,000円を補助しているところでございます。

続きまして、ジオポイントの整備をするため貴重な地質や岩石、文化財といったような見どころを整備するための経費について、これもまた2分の1補助しているところでございますが、1件4万円を補助しているところでございます。

次に、ジオガイドの育成、新規ツアー開発を行う経費や民家民宿などの視察研修、こういったところに2分の1また補助しておりますが、これについては1件5万円の申請をちょうだいしているところでございます。

最後に、学生や教員によるジオパークの調査研究、こういったものの利用についての宿泊に、また2分の1補助しているところでございますが、現在のところ1件7,000円を補助しているところでございます。

以上が現在の進捗状況でございますが、今後は推進計画に沿って着実に目標・目的を達成するために鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、「はちのじ」構想のお話がありました。

議員には、卯之町「はちのじ」まちづくり推進委員会の委員として活発にご意見をちょうだいしております、この場をおかりしまして感謝申し上げます。

さて、卯之町「はちのじ」まちづくりについては、昨年度から市民の方々のまちづくり意識をまず醸成しようということ、地元企業等の活躍の範囲、さらには官民連携の仕組みづくりの調査を進めているところでございますが、本年6月に公募委員5名を含む19名で卯之町「はちのじ」まちづくり推進委員会を立ち上げ、アンケート、ワークショップを実施して課題を抽出しており、いただいた意見を取りまとめ、具体的な整備内容を検討しているところでございます。今後まちづくり計画の素案を作成いたしまして、今年度末の都市再生整備計画策定に向け、委員会等を開催いたしながら素案を鋭意につくってまいりたいというふうに考えている次第でございます。

次に、JAの跡地の話がございましたが、現在駐車場になってございますけれども、ご指摘のように定着化の懸念があるというようなお話でございますが、あくまで仮の駐車場ということでござ

います。昨年答弁いただいたまちづくりの駅前づくり基本方針を踏まえて、公民連携の手法をとりながら現在の駐車場を含めた駅前周辺施設の再整備を検討し、既成概念にとらわれない安全かつ魅力ある卯之町駅前づくりを「はちのじ」推進委員会の中で検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 田中議員のご質問、道の駅に認定された効果や問題点は、またこれからの設備投資はという部分でお答えをさせていただきたいと思っております。

西予市物産会館どんぶり館は、本年4月4日に道の駅に認定され、4月25日から供用を開始しているところでございます。

道の駅に認定された効果としましては、自動車専用道路や国道、県道などへの案内表示が、西日本高速道路株式会社や国土交通省、愛媛県などにより設置または準備を現在進めていただいているところでございます。

また、現在議案としても出ささせていただいておりますけれども、6月1日からは年始を除き、年中無休体制をとって進めてまいりましたけれども、5名の雇用の増加が図られております。

どんぶり館への売上客数及び売上額ですけれども、4月から7月までで、対前年度比で1万1,000人、約1,000万円の増となっております。問題点につきましては、道の駅は24時間の駐車場及びトイレの開放を実施することになっておりますので、夜間の防犯対策が懸念される場所ですけれども、これにつきましては、去る6月議会で補正予算を組んでいただきまして、防犯対策の費用等を計上させていただきました。できる限りの対策は講じているところです。

また、早朝の食材等の搬入作業への影響も懸念されたわけですが、駐車場を半分に区切り開放しておりますので、ふれあい市場前の駐車場については、夜間の開放は行っておりません。したがって、影響はございません。

また、今後の設備投資につきましては、どんぶり館は平成12年に建設されております。建設後14年の歳月を経過しております。現在は合併浄化槽により汚水処理を行っておりますけれども、施設の老朽化及び道の駅登録による来場者の増加を考えると、浄化槽の負担増大が懸念されるた

め、今後公共下水道に接続するよう準備を現在進めております。

なお、本施設につきましては、国庫補助を受けて施設を建設しておりますので、財産処分の関係もあり、現在国との協議もあわせて進めているところでございます。

また、先ほどの大平部長からの回答にもございましたけれども、ジオパークとの関連性は十分にあると思っております。どんぶり館はジオパーク等の情報発信の拠点施設として情報提供することも大切だと考えております。従業員等へのジオパークの研修会やジオメニュー販売などのことも検討を開始しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 じゃあ次に、福祉についてお伺いしたいと思います。

まず1、新病院について。

必要な人材の確保はできているかどうか。

シミュレーション等想定内で開院できるのかどうか。

3番目として、今までのイメージを払拭して、市民の期待に応えられる病院とはどういうものを目指しているか。

補足として、施設の案内や患者の立場に立った接遇に対しどう指導してきたか。

次、高齢化対策についてお伺いします。

老老介護の家庭がふえ、入所を希望しながらも待機中の方がふえ続ける中、対策はどうとられているか。

認知症による徘徊者がふえる中、ご本人や同居の家族に対する支援はどうなっているか。また、それに対する予防対策はどうなっているか。

あと地域包括支援センターについてある程度概要を説明していただけたらと思います。

私も先日人ごとじゃなく身内でそういう経験をし、その対応に苦慮いたしました。ぜひもう喫緊の課題としてこういった部分を取り上げていただきたいと思っております。

また、こういった施設の利用に対して入所待ちの人数、もうどこでもいいから申し込んどってやと、実際もう皆さんがあらゆる施設に申し込みされてます。ということで、実際の数の把握は難しいということで、ちょっとお願いしておりましたその報告がいただけるようだと思っております。

以上、2番目の質問をいたします。

○議長 平野公営企業部長。

○平野公営企業部長 私のほうからは、今ただいまの田中議員の中の新病院について、まず必要な人材の確保はできているのかということについてお答えさせていただきます。

西予市民病院の診療科につきましては、さきの6月定例議会でご説明しましたとおり、従来の内科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科に加え、患者が自分の病状等に合った適切な医療が受診できるよう、専門的な診療科として消化器内科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、リハビリテーション科、放射線科を標榜し、また医師の確保のめどが立ったため、婦人科及び皮膚科の2診療科についても新たに標榜することとし、新病院の診療科は13科となったところでございます。これに伴う医師の確保につきましては、大学医局あるいは個人交渉を通年精力的に行い、開院時には常勤医師9名、愛媛大学医学部などから支援いただく非常勤医師9名、合わせて18名の医師が診療に当たることになりました。

しかしながら、2次救急対応など、まだまだ常勤医師が不足していることから、今後も医師招聘に鋭意取り組む所存でございます。

病床数につきましても、現宇和病院の病床数から10床増床し、154床とすることといたしており、これに伴う看護師も計画的に募集し、何とか必要数を確保できたところでございます。

しかしながら、看護師につきましても、今後退職者、育児休暇取得者の補充が必要になることから、医師同様看護師確保にもさらに努めてまいりたいと考えております。

コメディカルにつきましては、薬剤師3名、検査技師4名、放射線技師3名、理学療法士3名、作業療法士1名、臨床工学技士2名、管理栄養士2名など、医療スタッフも充実をしており、そのほか職員につきましても、栄養士、調理師、清掃、ボイラーなど、院内業務に欠かすことができないスタッフも充足しているところでございます。このように新病院開院時には充実した診療体制、環境整備が整い、安全・安心な医療が提供できるものと考えております。

次に、シミュレーションなど想定内で開院できるのかという質問に対しましては、西予市民病院もいよいよ今月の21日開院の運びとなり、現在

医療機器、什器備品、医療情報システムの搬入が終了し、外構工事を急ピッチで行っているところでございます。

また、9月15日敬老の日には、衆議院・参議院議員の先生方、岡山大学・愛媛大学両医学部教授を初め、近隣市町関係病院院長など、100名以上の参列をいただきまして開院式典を挙げるよう準備を進めているところでございます。

新病院開院に向けての取り組みといたしましては、運用面では、人・物・情報の流れをマニュアル化した新病院総合マニュアルの策定や患者輸送を伴う移転計画の策定、職員研修の実施など、また今回電子カルテオーダーリングシステム導入に伴い、運用が大幅に変更になることから、診療科指示に患者などにご不便をおかけすることのないよう教育リーダーを養成するためのリーダー研修を初め、エンドユーザー教育の取り組みなど、システムの操作研修を十分に実施し、開院日からスムーズな運営ができるよう、昼夜を問わず職員一丸となって鋭意取り組んでいるところでございます。

また、患者輸送につきましても、移転当日の患者輸送を安全かつ円滑に行えるよう、実際に医療機器をつけた模擬患者を民間救急車、福祉車両に乗せ新病院まで搬送を繰り返すといったリハーサルを再三実施をいたし、作業区分及び輸送ルートなどの確認を行い、問題点を抽出し、改善しながら本番に備えることといたしております。患者輸送につきましては、消防署、西予総合福祉会にもご協力をいただくことになっております。

以上のとおり、多くの方から支援をいただきながらベストの体制で開院が迎えられるよう努力しておりますので、当初スケジュールどおり9月21日開院できるものと考えております。

次に、市民の期待に応えられる病院とはという質問に対しましては、病院は心身を病んだ患者を優しく温かく迎え入れる施設として整っていただかなければならないと考えております。新病院では、最新設備を整え、療養環境に適した状態になっております。新病院は、広い敷地を有効に利用して、周辺の景観に配慮した低層の建物といたしました。1階に診療部門、検査部門などを配置することで、外来患者の利便性を高め、2階に全ての病棟と手術室を集約することで、高齢者の入院患者を初め、お見舞いの方にもわかりやすい配置とい

たしております。

また、電子カルテシステムを中核とする医療情報システムを導入し、診察・会計待ち時間の短縮、検査データ、画像が目視できるなど、患者の立場に立った環境となっております。新病院内を患者が総合受け付けから検査・診察・会計まで迷うことなくスムーズに移動できるよう、各フロアの壁、天井あるいは廊下サイドに患者の動線に合わせた番号表示で、高齢者はもとより誰にもわかりやすいサインを表示しております。

また、2階は病棟ごとにスタッフステーションを色分けし、目的の病室にスムーズに到達できるよう配慮をいたしております。

総合案内係並びに再来機には説明員を配置し、初めての患者にもスムーズな診療が行えるよう、常に患者目線で対応し、来院者が安心して受診できる体制を整えているところでございます。接遇面におきましても、厳しい視線、ご意見もいただいているところではございますが、今までにもご報告させていただきましたように、新病院に向け職員一丸となって意識改革や接遇研修に取り組んでまいりました。新病院では、スタッフユニホームをそろえ、建物も服も中身も一新して患者に接する所存でございます。外部講師による全職員を対象とした接遇研修や新規採用職員研修での接遇研修など、今まで取り組んできた研修の成果を新病院の中で発揮し、患者の満足度を高めるだけでなく、今までのイメージを払拭し、建物も中身も立派な病院ができたと言われるように患者に信頼される病院、患者に選ばれる病院になるよう第一歩を踏み出してまいります。

また、これからも接遇のスキルにとどまらず、患者の心に寄り添った看護ができるよう、相手の立場になって考え、行動できるスタッフを育て、優しい療養環境を提供してまいります。前回も申し上げましたが、新しい病院に生まれ変わるとともに、その中で医療に携わる職員も今まで以上に研さんし、今後も接遇研修を重ねながら、市民に愛され、職員が誇りと愛着の持てる病院になるよう努めてまいりますので、今後ともご指導賜りますようお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、私のほうからは、ご質問の老老介護の家族がふえ、入所を希望

しながらも待機中の方がふえ続ける中、市の対策についてお答えをさせていただきます。

介護施設入所の背景には、介護に対する家族の負担が高く、また在宅の限界を感じることや在宅生活の継続困難などがあるものと思っております。そのような中で、介護する方におかれましては、入所を申し込まれましてから待機期間が大変長く感じておられるのではなかろうかとも思っております。本年1月末の時点の本市6施設の特別養護老人ホームの申し込み総件数は1,225人ですが、複数施設のかけ持ち、つまり重複申し込みを除いた実人数につきましては444人となっております。このうち要支援の方や施設入所者を除いた愛媛県の一定要件に基づく、特別養護老人ホームの入所の必要性が高い待機者は117人と推計しております。3年前の調査では116人でありましたので、横ばいと言ってもいいかなと思っております。議員ご承知のとおり、平成27年度から3年間を計画期間とする第6期介護保険事業計画を現在策定中でありまして、施設を含めた各種介護サービスの必要見込み量については、その中で審議検討を進めてまいります。

国の基本指針はもちろんのこと、本市といたしましても、地域包括ケアシステムの構築が最重要課題であると同時に、施設整備につきましては、在宅サービスと施設サービスのバランスが必要だと考えております。したがって、施設や事業所の新設または増設に関しましては、この計画に基づき整備を図ってまいりたいと考えております。

また、在宅支援におきましては、介護に関する総合窓口として地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託し、設置してありまして、認知症を初めとした相談窓口や介護サービスの利用に結びつけるための支援を行っております。この地域包括支援センターでは、応急的な短期入所サービスとしてショートステイの利用がふえている現状の中、家族の急な希望に対してもケアマネジャーと事業所が連携し、スムーズに空きベッドを探せるITシステムを試験的に導入しております。介護でお困りになった場合は、身近で頼りになる専門機関として、ぜひ地域包括支援センターをご利用いただきたいと思います。

次に、認知症による徘徊者がふえる中、ご本人

や同居の家族に対する支援についてであります。昨日の代表質問で山本議員へもお答えしました内容と重複いたしますが、オレンジプランに基づく認知症施策の取り組みとして、市では認知症ケアパスの作成を進めております。

認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示すもので、相談窓口や医療機関の情報、認知症の方への支援について明示したハンドブック的なものにしたいと考えております。

また、地域包括支援センターでは、相談窓口の中でも電話相談につきましては、24時間対応いたしております。あわせて、介護・福祉・認知症相談を開催し、介護サービスや認知症に対する相談にも応じております。相談日につきましては、広報せいよに毎月掲載し、周知を行っているところでございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

相談のあった高齢者の方に対しましては、自宅を訪問し、できる限り自立した生活のための支援を行ってところでございます。認知症による徘徊高齢者に対する市の取り組みといたしましても、昨日お答えさせていただきましたとおり、徘徊発生時に地域の支援を得て早期に発見できるような体制整備として、市と関係機関によるネットワークの構築と徘徊高齢者の事前登録制度の運用を一体的に取り組めるような検討を行っていかねばならないと考えております。あわせて、日常業務において高齢者のかかわりを持つ市内の事業所と協定を結び、ひとり暮らしの高齢者などへの見守りや安否確認に協力してもらえる体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

最後に、認知症の予防対策の取り組みについてでございますが、認知症高齢者の原因疾患としては、6割がアルツハイマー型認知症ですが、そのうちの3分の2は動脈硬化を伴うものと言われております。脳血管疾患性の認知症を加えると認知症高齢者の6割が動脈硬化性の原因を持つと推測されております。そのため糖尿病や高血圧、高脂血症などの生活習慣病の予防対策が認知症予防につながると考えております。生活を改善していく取り組みとともに、市民の皆様には、定期的な健診をぜひ受けていただきたいと思います。

また、地域のサロンや老人クラブの活動において認知症をテーマとした健康教育に取り組んでいます。認知症予防教室は、市と地域包括支援セン

ターが連携し、各地域において実施しております。

なお、市では気軽に楽しめ、転倒予防、生活習慣病予防等につながる運動としてノルディックウォークを推進しております。健康寿命を延ばすための一環として、この運動の輪を広げていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 先ほど公営企業部長の答弁の中に、病院の色、フロアの色というのがありました。スタッフステーションは色分けされていますが、スタッフユニホームもそろえるとありました。実は迷子になったときに横を通る看護師さん、その方がどういったセクションに属されているか、何を聞いていいかということで、スタッフのユニホームの色がある程度分かれば、あっ白衣ならぬピンクの作業衣を着られた方にお尋ねしたとか、そういう初めて病院を訪れた方のどちらかという高齢の方の立場に立って、また名札なんかも色分けされているか、そこには何科を担当する誰であるかということが、そこを利用される患者さんの立場に立って気配り、そういう表示ができていないか、その点ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長 平野公営企業部長。

○平野公営企業部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、スタッフのユニホームの色につきましては、今までのイメージを払拭するためにも一新することといたしました。医師及び薬剤師、検査技師、放射線技師などコメディカルは、白で統一をいたしました。看護師は白を基調とし、女性は襟もとにピンクのラインで、男性はブルーのラインでそろえ、爽やかですがすがしいユニホームにいたしました。そのほか看護助手はブルー系、清掃員はグリーン系で統一し、新病院にふさわしいものに仕上がっております。

また、各担当がフロアや科が患者さんにわかるようにということで先ほど答弁しましたが、外来の1階ですが、サイン計画で患者の動線に合わせた番号表示で、高齢者のもとより誰にもわかりやすい案内表示をさせていただいております。

また、2階ですが、病棟ごとにスタッフステーションを色分けし、1病棟を外科系とし、壁の色

をピンクに、2病棟を内科系とし、壁の色を黄色、3病棟を療養病棟とし、壁の色を緑色に色分けし、目的の病室にスムーズに到達できるように配慮をいたしております。

最後に、名札についてですが、直近の顔写真を挿入いたしまして、名札ケースの色でそれぞれの種類を分けております。医師は白、看護師は赤、コメディカルは緑、事務職員はオレンジ、その他の職員は青に区分しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 今ほどの答弁で、患者さんの立場に立った気配りができておるものと信じております。

続きまして、環境整備についてお伺いしたいと思います。

市内の施設や道路についてお伺いしたいと思います。

オフサイトセンターの建設が進む中、センターのアクセス道路の検討についてお伺いしたいと思います。

県の言われるアクセス道路で災害時に混雑が想定され、慢性的な西予宇和インターチェンジから宇和中学校あたりまでの渋滞の解消を含めた国道以外のルートの確保、また災害時の食料の確保に給食センターの利用とその配送ルートの確保はどうなっているか。

病院跡地の利用は、一部組織の理事のためではなく、専門学校等の将来につながるものへの検討とかはどうであろうかということで質問をいたしたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 オフサイトセンターの建設が進む中、センターへのアクセス道路の検討はということでご質問いただいておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在県が西予市に建設中でありますオフサイトセンターには、国の原子力防災官が数名常駐し、有事の際に警察、消防及び原発から30キロ以内に位置する市、町よりおよそ100名が参集して災害対策に当たるとの概要を伺っております。

なお、有事の際の松山市及び近隣市町からオフサイトセンターへのアクセスにつきましては、基本的に高速道路、国道56号及び主要な県道の整備がなされている状況であります、当然立地に

際しましては、比較的道路等の条件が整っていると考慮された上で選ばれたものというふうに理解をしております。

オフサイトセンターへのアクセス道路の確保につきましては、さきの平成25年第1回定例会における田中議員のご質問に対しご説明させていただきましたわけですが、現時点においては、愛媛県は東南海・南海地震対策や伊方原子力発電所の不測の事故に備えて、緊急輸送道路である国道・県道を重点的に整備を行うというふうにされております。市といたしましては、この整備の進捗にあわせて国道バイパスの要望、センター立地によるさらなるアクセス道路の充実、災害発生時における避難道路としての位置づけなどについて県への要望、また市みずからの検証を課題として取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 新しい給食センターの災害時におけるセンターの利用と配送ルートというご質問であったかと思っております。

災害時における食料給食施設として給食センターを位置づけるかについては、担当部署と十分な協議を重ねて基本設計に反映していかなければならないと考えております。

新しい給食センターの厨房機器につきましては、オール電化を計画しております。災害時を想定した場合、自家発電の導入あるいは燃料の備蓄庫、また食料の大型冷凍冷蔵庫を含め食料備蓄庫の設備の拡充が必要になること、あるいは災害時に災害における施設そのものの影響を踏まえまして、別途移動式のガス煮炊き釜等を整備することが最善ではないかと考えております。先ほども申し上げましたけれども、給食センターを災害時の食料供給拠点とするか、あるいはそれを含めて公民館等との対応を網羅した計画など、担当部署である危機管理等との十分な協議を重ねまして計画的に推進してまいりたいと思っております。

また、災害時の配送ルートでございますが、当然主幹の道路を通るとというのが原則でございますけれども、災害時の災害に遭った、食料が必要である場所が被害のあった場所でございますので、その被害状況に応じた最善の配送ルート、そういったものを判断することになると考えておりま

す。

以上でございます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、田中議員の宇和病院跡地の利用についてのことのご質問でございますが、宇和病院の跡地利用につきましては、今後市民の皆さんとの意見が反映できる検討委員会をまず設置させていただきまして、市民・議会・行政が一体となり検討する予定でございますが、現時点そういうことございまして、白紙の状態ということでお考えいただけたらと思います。

なお、旧宇和病院の建物につきましては、防犯上の面や景観など地域環境の配慮から、新病院開院後、できるだけ早期に取り壊しをしたいと考えております。

○議長 4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 今ほど市長から答弁いただきました旧病院の解体です。その時期や面積、それに係る費用、財源等はどういう予定をされてますか、お伺いしたいと思います。

○議長 平野公営企業部長。

○平野公営企業部長 ただいまの解体面積でございますが、宇和病院の延べ床面積は約6,070平米、旧松葉寮の延べ床面積約1,117平米、宇和病院医師住宅の延べ床面積約1,015平米で、合計8,202平米でございます。

次の解体費用でございますが、庁舎第1別館解体工事の単価が平米当たり2万3,000円ということのを参考に試算しますと、約1億8,900万円になるのではないかなというふうに思っております。その財源は、全て新市立病院建設基金100%を充当する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 これで一般質問を終えたいと思っておりますが、活性化につきましては、行政と違った目線で、多少横やりぎみになりますが、活性化について違った目線で参画していきたいと思っております。

また、新病院の開院に当たりましては、医局の方々初め、宇和病院の三好事務長初め多大な労苦をおかけし、またこれからも事務長におかれましては、眠れぬ夜があるのではなかろうかと心配しております。ぜひ体調に気をつけて、これから患者や医療関係職員のため、西予市のため、頑張っ

ていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午後 1 時 4 9 分）

○議長 再開いたします。（再開 午後 2 時 0 0 分）

ただいまから議案順に質疑を行います。質疑は大綱の質疑のみに願います。

（日程 2）

○議長 日程第 2、議案第 9 5 号「財産の無償譲渡について」及び議案第 9 6 号「財産の無償譲渡について」の 2 件を一括議題とします。

これより本案 2 件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番二宮一朗君。

○6 番二宮一朗君 1 点お伺いをいたします。

奥伊予荘と三楽園の無償譲渡につきましては、私自身が財産の審議委員会の際にいろいろ質問もさせていただき、納得しておりますので別に問題はないんですけども、1 点だけ、今回の主要な施策報告書の中にもありますように、一般財源から今まで、去年ですけれども奥伊予荘で 3, 7 0 0 万円で三楽園で 3, 1 0 0 万円出とるわけですが、両施設というか受け入れ施設のほうが安定した経営実績があるということできのうも市長も言われておりましたけれども、もし私は、経営的に赤字とかになったときにどういうふうな支援ができるのか、できないのかという 1 点だけちょっと心配な点がありましたので質問させていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、この場からお答えさせていただきますけれども、今二宮議員から非常に心配されるご質問もいただきました。私どももこのことについては、今回経営譲渡をするときに、施設側からもちょっとあったこともあります。そういうことも含めて、これはお互いの信頼関係の中でやっていくので、そのことについては将来にわたってご心配ないようになるであろうということ発信をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程 3）

○議長 次に、日程第 3、議案第 9 7 号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について」から議案第 1 0 3 号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」までの 7 件を一括議題といたします。

まず、議案第 9 7 号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 8 番酒井宇之吉君。

○1 8 番酒井宇之吉君 先ほど一般質問にもちょっと出しましたけれども、議案第 9 7 号から議案第 9 8 号、議案第 9 9 号に関連した形で質問をさせていただきます。

この条例につきましては、背景にはやはり女性の社会参加及び少子化対策、そのような形の国の政策の中で生まれておることはご存じのとおりだと思います。この法律が児童福祉法の改定でこのように変わってきて、そして自治体がこのような条例を提出しなければならないという背景になっております。この点の中で二、三、概要について説明を求めます。

2 0 1 5 年 4 月からの新しい子ども・子育て支援法が施行されるわけでございますけれども、児童福祉法の改定がありまして、対象児童を学童保育にかかわる法改正等々、いろんな法律が関与しております。これにつきまして、対象児童が 6 年生までの小学生に引き上がります。このような問題がこの条例の 3 条例合わせますと 5 0 ページ弱になる形ではありますが、その中の大綱の現在の条例と変わった条例の大綱の重立ったことの説明をお願いします。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 まず、子ども・子育て新支援制度につきましては、議員のおっしゃるとおりの背景があるものと思っております。議員のご質問の中で、今ある条例とどう変わったのかというご質問だったと思うんですけど、実はこれは新しい条例ということで、新しく実は条例でございますので、以上でございます。それでよろしいでしょうか。

○議長 1 8 番酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君 新しい条例の中に、現在は小学校3年生までが6年生に変わることによっていろいろな要件が変わることが想定されます、来年4月1日から。それについての概要を説明していただけないかということです。例えば、6年生になりますと、保育士とかそして保育指導員とか、そういうものについても非常に定義をされます、この条例を見ますと。その定義の中でそういうものが賄えるのかというのがまず1点とか、そしてまだまたありますのは、保育士の国からの補助金、こういうものも全部変わるんですね、これによって。そのあたりをやはり概要的なことを、もう細かくは要らないですが、変わるとか変わらないかということぐらいで結構でございますので、そのあたりを説明していただきたい。

この法律は、私は実を言いましたら、東京都の子供たちに合わせたような法律を田舎に持ってきて条例をつくっていると、こういうような解釈をいたしておりますので、田舎のこの西予市に合ったような運用がどのようになされるかということが一番今後の大切なことだと思っております。

もう一点お尋ねしますが、城川・明浜の15年4月からの学童保育、明浜は説明ありましたが、城川なんかはやはりしっかりしたものをつくっていただきたいなと思います。といいますのは、県の知事陳情のときにもありましたが、放課後対策については、放課後の学校の余裕教室や公民館等を利用しなさいというような県の指導も答弁もあるんですよ、これ。だから学校の空き教室とかそういうものをつくりながらやっていくとか、そういう工夫をこの際ここで質問しておきます。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、まず特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例からご説明をさせていただきますと思います。

この中で、この条例でどこが変わっていくのかということですが、幼稚園・保育所・認定こども園の量の確保とか質の向上をまず図ることが目的であります。また、保育者のニーズ、就労形態等により就学前の教育・保育の必要性の認定を受けることになることなど、これにより質の高い教育・保育が受けられることとなります。

次に、子育て支援センターや一時預かり、病児・病後児保育等の地域の子育て支援が充実するなど、そういう条例となっております。

よろしいですか。

次に、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、この根拠となる法律につきましては、児童福祉法によって条例を制定することになっております。この条例を制定することによって、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のことをおっしゃいますが、西予市においては、現在存在はしておりません。今後のニーズ等によりこれらの事業を実施する場合、本条例に基づいて市が認可していくことになってくるのかなと思っております。

最後に、最後といたしますか、3点目の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準についてでございますが、この根拠となる法律につきましても、児童福祉法が根拠となっております。ここには、議員がおっしゃいましたように、放課後児童クラブなどが利用児童がおおむね10歳までから小学6年生まで引き上げられますことや学童保育を運営する上で、施設の面積、指導員の資格、指導員の人数等の最低基準が設けられております。

以上、3つの条例制定によって子育て支援に対する市の責任が明確化されたものとなっております。

以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第98号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第99号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第100号「西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について」から議案第103号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定につ

いて」までの4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第104号「市道路線の廃止について」及び議案第105号「市道路線の認定について」の2件を一括議題といたします。

これより2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第106号「平成26年度西予市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

20番山本昭義君。

○20番山本昭義君 さきの台風11号によりまして大規模林道が2カ所災害が起きました。この件につきまして質問をしたいと思います。

あの大規模林道は、ご承知のように森林開発公団が開通をさせまして、事業者として開通をさせまして、その後各自治体に移管をされております。ちょうど今回1カ所が西予市の管内であり、惣川と大野ケ原の中間が崩落をいたしました。そして道路を塞いでおり、ちょうどそれが8月9日だったと思っておりますが、私も現地に行っておりましたら、市の職員林業課が来てくれまして、即いろいろな措置をしてくれまして、第2次の災害を防いでおります。たまたま今回ここでは西予市でよかったんですけども、次の箇所が、ちょうど自治体が違う高知県梶原地区の自治体の管内であります。当然自治体が違いますんで、ここら辺の対応をどうされてるのか。もうご承知のように、ここが相当傷んでおるということで、多分長い間かかるんじゃないかという話も聞いておりますし、大野ケ原にとりましては、ここが生活道でもあり、また産業道、そして観光道路でもあります。このように広く利用されておりますので、この道は早期に解決していただきたいなど。ただ自治体が違うので、そこら辺もしっかり話し合いをされて解決をしていただきたい、そのように思っておりますし、またこの道路はご承知のように、そこら辺を利用されまして大野ケ原には1,100頭の牛

がおります。この飼料は全部この道路を歩いて今まで大型のトレーラーで運んでおったんですが、これができなくなるということで、大変地元は困ります。それをするためには、小型4トン車で運んで、梶原を歩いて大野ケ原へ持って帰るということで、大変経費が要るということで、その辺も補助ができないのかどうか、その辺も検討されまして答弁をしていただきたいなどと思っております。よろしくお願いをします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、今山本議員のご質問についてご答弁をさせていただきますが、今回林道東津野城川線、通常そのように名前が出ておりますけども、通常大規模林道、今回の台風でいろいろな箇所が傷みました。以前からいろいろな箇所が傷んでおって、それぞれ早急に開通するようにやってきたところでありますが、今回は特にひどくて、今の完全に通行どめの状況になっております。そういうことで、私どもも非常に心配をしておるところであります。今ほど議員がご指摘をされたように、非常に大野ケ原は乳牛と肉用牛、相当のことが飼養されております。例えば、肉用牛が416頭、乳用牛が490頭、これだけの牛がおるわけでございます。24トンのトレーラーで運ばなくてはならないというような状況だと聞いておりますが、相当なことになります。通常は飼料を運ぶに当たっては、梶原町役場前の町道のところから県道2号線へ入って県道379号線——今回はちょっと今のが通れなくなったので、被災後今ほど言いますように、梶原町役場の前の町道から県道2号線へ入って県道379号線葦ヶ峠から大野ケ原で16トンのトラックで運ばれとるということでございまして、大野ケ原の方々から私どもに話があったのは、今は何とかやっておれるけれども、冬場になると今のところの道は4トン以下しか通れなくなるんで、そうすると非常に困ったことになるので、ぜひとも何とかそのことについて早期に解決してほしいというご要望がありました。といいまするのは、今の場所が、実は高知県梶原町のところに今のご指摘があったようなところになります。したがって、梶原町さんが直していただかないといけないということになるわけですが、この大規模林道の欠点は、払い下げをされたときに、払い下げといいますか、こっちへ移管をされ

たときに、3市町にまたがっております。私どもの西予市と隣の鬼北町とそれと高知県の梶原町、非常に困った状況にあつて、即効性が欠ける面がございます。今回もその例でございますが、課同士の話の段階では、梶原町さんのところは直接あそこ関係ないもんですから、12月の査定のときに、12月の災害査定を受ける、そういう予定におるんだということをおっしゃっておったということでございますと、12月になりますと、災害査定を受けて、それから国のほうから補助金等々の確定を受けて工事を始めるとなると、もう相当向こうになって、大野ケ原の方々に対する要望に当然ながら応えることができなくて大変なことになってくると。例えば今ほど言いますように、4トン車で運ぶとなると、6台要るようになってくるんです。そういうことを解消しなくてはならないということで、私も実は梶原の矢野町長さんに状況等を全部見せて話をさせていただきました。矢野町長も非常にびっくりをされておられますし、実はあそこに車1台落ちておりました、それは梶原町の方やってみたくてございますが、そういうことも含めまして、今回要望をさせていただいたときにすぐ動いていただいて、今は高知県と一緒に早く直すんだ、もう早急に直し——直すというよりか迂回路をまずつけてやるということで今高知県と話ができております、高知県梶原町ということです。そういうことで、大野ケ原の方々に対しては、ある程度ご要望に応えることになったと、このように思っております、梶原町の町長さんにも感謝をしておるところでございます。

もう一つは、こういうことを含めてあるもんですから、即応性に欠けるということでありますから、ご提案をさせていただいて、梶原町さんあるいは鬼北町さん、私たちの西予市と連絡協議会を立ち上げて、いざというときに対応ができるような組織をつくっておきましょうやという話をさせていただいて、私ども含めて3市町承諾を受けて、今組織体制づくりに今準備にかかっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 20番山本昭義君。

○20番山本昭義君 今の答弁で十分理解はしとるんですけれども、迂回路というのは、大型が通る迂回路なんですか。それとも4トン以上ぐらい、4トンまでぐらいなんですか。

○議長 三好市長。

○三好市長 今は16トンのトレーラーが通れるみたいですが、ただ冬場は4トン以下しか通れないということで、ご案内のとおり、12月ごろになるともう4トン以下、それから向こうの冬場は4トン以下しか通れないということで、非常にさっき言いましたように、単純で6台で運ばないと大野ケ原の飼料は賄えなくなるということになりますので、やはりそれになると経費が相当かかって大変だということで、私どもはそれを解消するためにまず迂回路をつくって、今の災害で決壊したところに迂回路をつくって、そしてあとはゆっくりに道路を整備したらという、このような考えでございます。

以上です。

今度の迂回路のことですか。今度の迂回路は、当然ながら通れます。通れるようにしようということで、今は考えております。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

1番源正樹君。

○1番源正樹君 補正予算書の25ページ、10款教育費、7項保健体育費、1目の保健体育総務費のうちロープジャンプ大会開催事業15万2千800円について質疑をいたします。

この大会、地元宇和町小学校の生徒の皆さんが、去年そしておとしと全国2連覇をなし遂げまして、非常に注目度の高い大会でありましたが、残念ながら休止されたというふう聞いております。この事業が予算化された経緯、そして開催の時期、四国大会と銘打たれておりますが、大会の規模等について説明を求めます。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 ロープジャンプ大会開催事業15万2千800円を予算計上させていただきました。

日本レクリエーション協会の公認種目でございます、ロープジャンプは平成元年から普及に対して力を入れてきたところでございます。平成22年から5年間全国大会を開催されまして、5回目をもって開催が終了、全国大会が終了いたしました。その開催の予定もめども今は立っていないという状態でございます。

そこで、今ご紹介ございましたように、宇和町小学校が第2回大会から参加をいたしまして、本

年、昨年と連続優勝をしてくださいました。それについて一生懸命子供たちは練習を重ねてまいっております。その練習に取り組んできた小学校のささやかな夢を実現をさせてやりたいということで、今年度26年度にロープジャンプの小学校の四国大会レベル、四国大会を開催をしようと計画したものでございます。主催が西予市教育委員会、日本レクリエーション協会、時期でございますけれども、26年今年度の3学期、1月から3月の間、駅伝シーズンでございますので、それが落ちついた時期を予定をいたしております。規模につきましては、全国大会の四国予選およそ18チーム参加をしておりますので、その18チームを想定しておりますが、四国内の各教育委員会にメール発信をいたしまして、少しでも大勢のチームが参加をしていただくように広報を努めたいと思っております。

以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

3番菊池純一君。

○3番菊池純一君 補正予算書の19ページ、農業振興費の西予市生産者と消費者のきずな構築モデル事業756万8,000円、これほとんど多くが県からの支出金というふうに見えますけど、この事業は、ちょっと私、この表題、事業の概要を、名前をただだけではちょっとよく理解できないんですけど、大体の概要をご説明いただけますか。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいまご質問いただきました西予市生産者と消費者のきずな構築モデル事業ですけれども、補助金額756万8,000円を組ませていただいております。内容といたしましては、これは新しい事業なんですけれども、消費者ニーズに対応した農産物を安定生産するため必要となる農業用機械、施設等の購入に対する補助金でございます。既に補助対象として2団体が見込まれるというふうになっております。したがって、機械の整備に対しての補助金ということでございます。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 私は12月の定例議会に予算として上がってくることを期待して、大平部長

に1つ質問をしたいと思っております。

実は、昨日安倍第2次内閣の改造が終わりました。この中で今回の改造の目的というのは、前幹事長でありました石破幹事長の処遇をどうするかということが大きな課題であったと思っておりますが、幸いにして前石破幹事長は地方創生担当大臣という任につかれました。我々今現実として、非常に地方は疲弊しておりまして、安倍総理が言われるまでもなく、我々は非常に危機感を持っておりまして、まさしくこの任命というのは、西予市にとりまして千載一遇のチャンスではないかというふうに私は思っております。

しかし、同時に一つ不安があるんですが、かつての省庁につく大臣というのは、明治以来、すばらしい官僚機構が確立されておりまして、大臣についた翌日から仕事に専念できるわけですが、今回の地方創生担当大臣は、大臣が決まっただけで、それ以下権限、財源、それから人材等々においては白紙であるというふうに思っております。そうしますと、これを確立するにも相当の月日がかかるであろうと思うわけですが、我々非常に地方創生に対する期待、過大なる期待をするわけですが、長年永田町あるいは霞ヶ関を見てこられた大平部長として、この部署というのは、本当に我々が期待していいだけの成果というものを期待できるかどうか、個人的な見解でよろしいんですが、述べていただければと思います。

○議長 元親君に申し上げます。

質疑は、議案の内容に基づいた質疑のみに願います。

12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 これは前座でございますので、その後で質問をいたします。

○議長 議案に基づいた質疑をお願いいたします。

12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 それでは、三好市長に質問をさせていただきたいと思っております。

この答弁を期待して、それから市長に質問したかったわけですが、それはできるという前提で話をさせていただきたいと思っております。

私は常々思っておりますことは、国と県と基礎自治体、これは三位一体、単純に言えば一蓮托生の関係にあると思っております。特に西予市は先ほど幹線移管でもありましたように、自主財政が2

1%、依存財源が79%ということですので、西予市にとりまして国の存在というのは、国がくしゃみをすれば、西予市は風邪を引くと、そういう関係にあるということで、絶えず西予市には、やはり国の動向っていうのは西予市に非常に大きなリスクがあるというふうに思っております。そういった中で今回このような新たな地方創生という政治的な変化が起こったということは、チャンスでもあるし、これを見逃せばリスクでもあるというふうに私は思っておりますが、安倍総理が今回肝入りでこの部署をつくられたということは、当然受け皿になる西予市としてはこれ以上の反応をすべきでないかなというふうに私は思っております。先ほど申し上げましたように、国の体制が整うのに時間がかかるわけですから、その間に西予市として、私はこの受け皿づくり、安倍総理は担当大臣をつくられました。西予市においては三好市長が特命の人材を指定して、そしてこの問題に取り組んでいく姿勢が、今こそ私はチャンスやないかなと。これを逃したら、地方再生のきっかけっていうのはなかなかつくれないんじゃないかなというので、やはりここは政治ですから、機を見て敏に動くという視点で、ぜひとも市長も特命で担当職員を据えて、やはり地方創生、国がかかわる地方創生に効する西予市の体制づくりを市長に期待するわけですが、市長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長 元親君に申し上げます。

ただいまの発言は議題以外にわたっていますので、注意します。

ただいま議案第106号についての質疑を行っております。その議案に対する質疑に限定して質問をお願いいたします。

12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 なかなか質問する側は難しいんですけども、大綱のみと言われながらそうでない質問もあるわけですが、大綱と、私予算全体の大綱として西予市の予算の活性化、あるいは西予市の地域活性化において市の姿勢を問うわけですから、大綱としてずれてないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 ただいまの質問は、議案に対する質疑ではありませんので、却下いたします。

ほかに質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第107号「平成26年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」から議案第118号「平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの12件を一括議題といたします。

これより本案12件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程7)

○議長 次に、日程第7、認定第1号「平成25年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程8)

○議長 次に、日程第8、認定第2号「平成25年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの12件を一括議題といたします。

これより本案12件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 今回の報告、認定でございますけれども、代表質問で第三セクターの質問をしたと思っておりますけれども、やはり予算の審査は我々第三セクターについてできるんでございますけれども、やはりそれがどういうふうに使われたかということは、やはり決算の中ではできません。そのあたりをやはりもう少し明確にさせていただかないと、やはり第三セクターの人口が減退しているこの西予市、そして旧町ごとの似たような施設があるところに、代表質問の中にも財源の問題が今後10年先ぐらいに非常に西予市を圧迫するところもございまして、やはり議会のそのあたりの提言かチェック的なものをやはり決算の中でもできる。今のところ予算だけしかできないということになっておりますので、そのあたりはやはり代表質問のときにも答弁をいただいておりますけれども、今後人口予想が2万5,000人ぐらいになったときに、この施設についてのやはり

チェック機能というのができないものか、もう一度お尋ねしておきます。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 内容につきましては、先般の代表質問のほうで詳しく担当部長のほうからご説明申し上げました。あくまでもこれは法律に基づいて第三セクターという形での市の施設の管理委託をしているところでございますので、決算等については、報告という形で各会社の決算報告書をご報告申し上げておりますので、その施設が必要かどうかとかという議論につきましては、また別の立場で認定して、管理者の認定の議案を議決いただくときにまたご審議いただいたらというふうに考えております。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 それでしたら、次の予算のときに施設費の改修増設の改修予算並びに委託費、補助金のときに決算書及び運営の説明を求めてもよろしいかどうかを確認しておきます。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 当然議案として予算に委託費、改修費等の予算を計上した場合には、当然それらも関連があるかと思しますので、ご質問いただいて結構かと思います。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案24件及び認定13件については、お手元に配付いたしております常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

(日程9)

○議長 次に、日程第9、意見書第3号「森林・林業・木材産業の振興を求める意見書」から意見書第5号「軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書」までの3件を一括議題といたします。

これらの意見書3件につきましては、お手元に配付しております意見書文書表のとおり、各常任委員会へ付託いたします。

(日程10)

○議長 次に、日程第10、要望第2号「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望」を議題といたします。

本要望につきましては、お手元に配付いたして

おります要請・要望文書表のとおり、厚生常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会は、議案、認定、意見書及び要望について十分審査を行い、最終日に本会議において委員会の審査の経過と結果について、各委員長への報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月19日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時38分

平成26年第3回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|----------|-----------------------|---------|--------|
| 1. 招集年月日 | 平成26年9月19日 | 三瓶支所長 | 西園寺 良徳 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場 | 消防本部消防長 | 菊池 直 |
| 1. 開議 | 平成26年9月19日
午後2時00分 | 総務課長 | 道山 升文 |
| | | 財政課長 | 山岡 薫彦 |
| 1. 閉会 | 平成26年9月19日
午後3時26分 | 監査委員 | 正司 哲浩 |

- | | | | |
|---------|---------|-----------------------|-----------|
| 1. 出席議員 | | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 1番 | 源 正 樹 | 事務局長 | 井 関 通 夫 |
| 2番 | 井 関 陽 一 | 議事係長 | 佐 藤 陽 一 郎 |
| 3番 | 菊 池 純 一 | 1. 議事日程 | 別紙のとおり |
| 4番 | 田 中 徳 博 | 1. 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 5番 | 中 村 敬 治 | 1. 会議の経過 | 別紙のとおり |

- 6番 二 宮 一 朗
- 7番 兵 頭 学
- 8番 小 野 正 昭
- 9番 松 山 清
- 10番 宇都宮 明 宏
- 12番 元 親 孝 志
- 13番 沖 野 健 三
- 14番 森 川 一 義
- 15番 藤 井 朝 廣
- 16番 浅 野 忠 昭
- 17番 岡 山 清 秋
- 18番 酒 井 宇 之 吉
- 19番 兵 頭 勇
- 20番 山 本 昭 義
- 21番 梅 川 光 俊

1. 欠席議員
11番 松 島 義 幸

1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 市 長 | 三 好 幹 二 |
| 副 市 長 | 九 鬼 則 夫 |
| 教 育 長 | 宇都宮 又 重 |
| 公営企業部長 | 平 野 松 市 |
| 会 計 管 理 者 | 奥 野 柳 之 介 |
| 総 務 部 長 | 宗 正 弘 |
| 企画財務部長 | 大 平 利 幸 |
| 産業建設部長 | 二 宮 紀 夫 |
| 生活福祉部長 | 横 山 博 文 |
| 教 育 部 長 | 増 田 敬 介 |
| 明 浜 支 所 長 | 宇都宮 松 夫 |
| 野 村 支 所 長 | 松 川 伸 二 |
| 城 川 支 所 長 | 田 村 剛 |

議 事 日 程		予 算 (第 2 号)
1 議案第 95号	財産の無償譲渡について	議案第 112号 平成26年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第 96号	財産の無償譲渡について	
議案第 97号	西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について	議案第 113号 平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 98号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	議案第 114号 平成26年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 99号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	議案第 115号 平成26年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 100号	西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について	議案第 116号 平成26年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)
議案第 101号	西予市生活福祉バス条例の一部を改正する条例制定について	議案第 117号 平成26年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)
議案第 102号	西予市物産会館条例の一部を改正する条例制定について	議案第 118号 平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
議案第 103号	西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	認定第 1号 平成25年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 104号	市道路線の廃止について	認定第 2号 平成25年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 105号	市道路線の認定について	認定第 3号 平成25年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 106号	平成26年度西予市一般会計補正予算(第5号)	
議案第 107号	平成26年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)	認定第 4号 平成25年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 108号	平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	認定第 5号 平成25年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 109号	平成26年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	認定第 6号 平成25年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 110号	平成26年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	認定第 7号 平成25年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 111号	平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計補正	

	認定第 8号	平成25年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	議員派遣の件について
	認定第 9号	平成25年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第 10号	平成25年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第 11号	平成25年度西予市上水道事業会計決算の認定について	
	認定第 12号	平成25年度西予市病院事業会計決算の認定について	
	認定第 13号	平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	
	意見書第 3号	森林・林業・木材産業の振興を求める意見書	
	意見書第 4号	畜産農家への経営支援を求める意見書	
	意見書第 5号	軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書	
	要望第 2号	「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望	
2	議会報告第2号	西予市新市立病院建設特別委員会の報告について	
追加	議案第121号	西予市スクールバスの取得について	
	意見書案第5号	森林・林業・木材産業の振興を求める意見書(案)の提出について	
	意見書案第6号	畜産農家への経営支援を求める意見書(案)の提出について	
	意見書案第7号	軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書(案)の提出について	

本日の会議に付した事件			予算 (第 2 号)
1	議案第 95号	財産の無償譲渡について	議案第 112号 平成26年度西予市介護保険特別会計補正予算 (第2号)
	議案第 96号	財産の無償譲渡について	
	議案第 97号	西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について	議案第 113号 平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)
	議案第 98号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	議案第 114号 平成26年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
	議案第 99号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	議案第 115号 平成26年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)
	議案第 100号	西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について	議案第 116号 平成26年度西予市上水道事業会計補正予算 (第2号)
	議案第 101号	西予市生活福祉バス条例の一部を改正する条例制定について	議案第 117号 平成26年度西予市病院事業会計補正予算 (第2号)
	議案第 102号	西予市物産会館条例の一部を改正する条例制定について	議案第 118号 平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算 (第1号)
	議案第 103号	西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	認定第 1号 平成25年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 104号	市道路線の廃止について	認定第 2号 平成25年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 105号	市道路線の認定について	認定第 3号 平成25年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 106号	平成26年度西予市一般会計補正予算 (第5号)	
	議案第 107号	平成26年度西予市授産場特別会計補正予算 (第2号)	認定第 4号 平成25年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 108号	平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号)	認定第 5号 平成25年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 109号	平成26年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算 (第1号)	認定第 6号 平成25年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 110号	平成26年度西予市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)	認定第 7号 平成25年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 111号	平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計補正	

	認定第	8号	平成25年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	議員派遣の件について
	認定第	9号	平成25年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第	10号	平成25年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第	11号	平成25年度西予市上水道事業会計決算の認定について	
	認定第	12号	平成25年度西予市病院事業会計決算の認定について	
	認定第	13号	平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	
	意見書第	3号	森林・林業・木材産業の振興を求める意見書	
	意見書第	4号	畜産農家への経営支援を求める意見書	
	意見書第	5号	軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書	
	要望第	2号	「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望	
2	議会報告第	2号	西予市新市立病院建設特別委員会の報告について	
追加	議案第	121号	西予市スクールバスの取得について	
	意見書案第	5号	森林・林業・木材産業の振興を求める意見書(案)の提出について	
	意見書案第	6号	畜産農家への経営支援を求める意見書(案)の提出について	
	意見書案第	7号	軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書(案)の提出について	

開議 午後2時00分

○議長 ただいまの出席議員は20名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、議案第95号「財産の無償譲渡について」から議案第118号「平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの24件及び認定第1号「平成25年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件並びに意見書3件、要望1件の41件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長小野正昭君の報告を求めます。

8番小野正昭君。

○小野正昭総務常任委員長 去る9月4日の本会議において、当委員会に付託されました議案3件及び認定2件について、9月9日と10日に審査を行いましたので、報告をいたします。

議案第100号、議案第106号、議案第109号の3件については、お手元に配付のとおり原案可決決定いたしました。

また、認定第1号、認定第4号についても、認定することに決定をいたしました。

次に、審査過程において、委員より出された質疑並びに理事者の答弁を抜粋して報告をいたします。

議案第106号「平成26年度西予市一般会計補正予算(第5号)」のうち、総務部総務課所管では、財産管理の中で、旧三瓶支所の解体のための測量設計委託料263万5,000円について、また解体後の跡地利用についての質疑に対し、旧三瓶支所は昭和28年の建築で、耐震化もされておらず非常に危険な状況にある。来年解体を予定しているが、解体における設計において建設当初の設計書等がないため、建設の実測が必要なことから設計にかなりの期間を要するため、今回の補正予算で解体設計委託料を計上するものであるとの答弁がありました。

また、跡地利用については、三瓶地区行政連絡

協議会及び三瓶地区地域審議会の協議や町内各諸団体代表による跡地利用検討会において検討された結果、跡地を公園として利用し、津波避難タワーの設置や駐車場として利用するなどの案が出されているとの答弁がありました。

企画財務部企画調整課主管では、ジオパーク推進事業でのスマートフォンアプリ開発費用の目的とその効果についての質疑に対し、アプリ開発は西予市の観光ガイド実証実験として行うもので、今後、市全体の観光ガイドがスマートフォンを活用してできるかどうかを含めて実施する予定である。市内には130以上のジオポイントがあり、全てに説明看板を設置することは膨大な費用と時間がかかるため、今回実証実験として代表的な50ポイント程度を選定してスマートフォンアプリにより案内をする「アイビーコン」という近距離の無線通信発信機を設置しておき、そこにスマートフォンを持った観光客が近づくとスマートフォンが電波を受信して、ジオポイントの解説、説明文を強制的に配信するシステムで、解説看板の作成、設置費用の縮小と多言語での解説を視野に入れてアプリ開発を進めていくとの答弁でした。

教育部文化体育振興課所管の保健体育総務費の中で、ロープジャンプ大会開催事業での内容と、これを継続して行うのか、また大会を盛り上げるため、その方策の一環として市長杯などは考えていないのかとの質疑に対し、5回続いたロープジャンプ小学校全国大会が終了し、4、5回大会で全国優勝した宇和町小学校を初め、全国の小学校で有益な競技として認識されているにもかかわらず、今後の開催予定にめどが立っていないため、四国内の小学生大会を開催する計画である。継続については助成金、これはtotoですが、助成金が利用可能であるため、教育委員会で協議をして進めて、市長杯を冠しての実施についてもその中で協議をさせていただくとの答弁でした。

合併10周年事業費のかまぼこ板の絵コラボ事業250万5,000円の内容についての質疑では、ギャラリーしろかわのかまぼこ板の絵展覧会20周年の年であり、その記念事業として、福井県坂井市の一筆啓上、日本一短い手紙とのコラボ作品を集めた展覧会を東京で開催をして、合併10周年となる西予市と展覧会20周年となるギャラリーしろかわの知名度の向上を図るため、ことし11月26日から12月7日の12日間で開

催をし、会場は、間伐材を初めとした国産材の活用促進に関する協定を締結している港区での開催を予定している。また、PR方法としてはプレスリリース配信サービスを利用し、各報道機関がその情報を自由に収集して報道に活用していただくことにより、従来のチラシやポスターを郵送等で行っていた方法より通信運搬費と印刷製本費が削減できるとのことでありました。なお、事業費250万5,000円のうち、主なものは16名に係る旅費164万2,000円との答弁でございました。

次に、認定第1号「平成25年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定」のうち総務部情報推進課所管分では、電算関係委託料に多額の費用がかかっているが、コンビニでの住民票発行やインターネットを利用して各種の証明がとれたりはできるのか、そのメリットはどのようなのかの質疑に対し、現在市の窓口以外でコンビニでの住民票発行及びインターネットを利用した証明等は実施しておらず、また他機関との情報連携もできていないが、今後番号制度、いわゆるマイナンバー制度導入により他公共機関との連携が進むことにより、多くの行政手続が市の窓口でできる可能性があるため、他自治体、公共機関等との連携を進めながら、市民が便利で使いやすい行政手続等ができるようシステムを構築していきたいとの答弁がありました。

企画財務部財政課所管分では、総務費国庫補助金の経済活性化・雇用創出臨時交付金1億8,516万9,000円と同繰越明許費1億7,100万円についての趣旨と使用内容について質疑があり、この補助金については歳入のみが財政所管分であり、その目的は国の経済対策による地域の元気臨時交付金として地域における公共投資を円滑に実施できるよう交付されたもので、充当事業は現年度分の事業で建設課6事業、消防事業2事業、林道災害復旧事業1事業の計9事業と、繰越明許費分の事業として林道開設事業2事業、林道舗装事業3事業、市道改良事業5事業の合計10事業となり、全体で19事業になるとの答弁でした。

消防本部所管の常備消防費の工事請負費、消防施設費の備品購入費及び機械器具費に対する内容等の質疑に対し、工事請負費3億2,214万4,000円は消防本部の消防救急デジタル無線

整備に係る工事請負費で、基地局2カ所、車載無線機15台、携帯無線機17台、半固定局2台、署活系携帯無線機20台の購入に係る費用であり、備品購入費及び機械器具費の8,651万5,000円は常備消防分として小型動力ポンプ付水槽車1台4,137万円、非常備消防分として、消防ポンプ自動車1台2,121万円、小型ポンプ積載車4台1,784万5,000円、小型動力ポンプ5台609万円の購入費との答弁でありました。

教育部教育総務課所管のうち、生徒国際交流事業について、生きた英語を学ぶ目的や異文化の体験のために989万8,000円を使用しているが、生徒19名、引率5名の計24名では市内全体の生徒の数から鑑みると不公平感を感じるの、多くの生徒を参加させてはどうかとの意見の後、どうしてニュージーランドに行くようになったのか、どのような選考をしているかの質疑に対し、当市で雇用しているALT、サラさんの父親がニュージーランドのタラデルハイスクールで教員をしており、日本語クラスの研修行程の中で当市を訪れ、ホームステイや明浜中との交流があり、その翌年からこの事業が始まったとのこと、またその他の理由として、治安がよい、ステイ先の家族がよい、語学研修のシステムがよいなどの理由からニュージーランドに行くことになった。また、選考については面接官5名で自己PR、作文、面接などを総合して合否を決めているとの答弁でした。

以上、委員会審査報告といたします。

平成26年9月19日、総務常任委員会委員長小野正昭。

○議長 次に、厚生常任委員会委員長源正樹君の報告を求めます。

○源正樹厚生常任委員長 続きまして、厚生常任委員会審査報告を申し上げます。

去る9月4日の本会議において、当委員会に付託されました議案等について、9月9日及び10日に委員会を開催いたし、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり、議案17件、認定10件について、いずれも全会一致で原案可決及び認定をいたしました。

意見書第5号「軽度外傷性脳損傷に係る周知及

び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書」については、障害に苦しんでいる方への対応が必要であるとの意見のほか、交通事故やスポーツ外傷なども原因とされており、労災認定にはふさわしくないのではとの意見もありましたが、賛成多数で採択と決しました。

要望第2号「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望」については、協議会の場で提出者より概要説明を受けた後、委員会において審査を行い、全会一致で採択と決しました。

次に、議案及び認定の審査過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第95号、議案第96号「財産の無償譲渡について」、今後の施設修繕費や土地に関する質疑があり、維持修繕等に関して譲渡後は社会福祉法人が行うこと、また土地については30年間の無償貸与であるとの答弁がありました。

議案第99号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」では、放課後児童健全育成事業について、空き教室の活用等、子育て支援は市長部局、教育部局の枠を超えて行うべきではとの質疑があり、今後の重要課題として検討したいとの答弁がありました。

認定第1号「平成25年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、高齢福祉課所管分では、地域の活力を担う老人クラブの加入者減少への対応が必要ではとの意見があり、減少原因についての精査及び関係者との協議を行うこと、また各クラブで会員増強運動を行っており、元気な高齢者づくりのため協力したいとの答弁がありました。

健康づくり推進課所管分では、温泉巡回バスの有料化について質疑があり、公共交通バス全体で検討される課題と認識しているとの答弁がありました。

また、今後の健康づくり事業の方向性について質疑があり、新生児訪問を初めとする母子保健事業、老成人保健事業等、生涯を通じた事業活動を行い、今後も市民が病気にならないための予防活動を進めることが大切であり、必要に応じた各課連携の推進は健康寿命の延伸へつながるとの答弁がありました。

クアテルメ管理運営事業については、市民の健康づくりへの貢献度等、結果の評価が必要ではないかとの質疑があり、市内にある温浴4施設を含め、今後予定されている第三セクター全体の課題として捉える必要があるとの答弁でした。

がん（骨粗鬆症を含む）検診事業については、検診受診率の減少について質疑があり、県内では上位の受診率だが、周知活動等工夫を行いたいとの答弁がありました。

環境衛生課所管分では、汚泥再生処理施設の設備内容について質疑があり、処理方式や選定理由等についての説明がありました。

認定第5号「平成25年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、基金残高について質疑があり、昨年度からの国保税値上げにもかかわらず基金が増加していないが、今後の見通しについて質疑があり、制度上の問題があり、平成29年度導入が検討されている国保広域化にあわせて今後のあり方を検討するとの答弁がありました。

次に公営企業部所管において、認定第10号「平成25年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」では、簡易水道事業全般について、平成29年3月までに上水道へ統合することが国の補助金交付要件であるが、今後の統合、改修計画について質疑があり、規模や管理運営状況等がそれぞれの施設で異なること、また施設改修のための財源確保が大きな課題であるとの答弁がありました。

認定第11号「平成25年度西予市上水道事業会計決算の認定について」では、国道378号線に布設している水道管の津波対策について質疑があり、配管ルートの変更が困難であることから、耐震化、津波対策等多くの課題があるとの答弁がありました。

認定第12号「平成25年度西予市病院事業会計決算の認定について」では、宇和病院の解体及び跡地利用について質疑があり、病院についてはできるだけ早い時期に解体し、また跡地利用については検討委員会を立ち上げ協議するとの答弁がありました。

以上、委員会報告といたします。

平成26年9月19日、厚生常任委員会委員長 源正樹。

○議長 次に、産業建設常任委員会委員長井関陽

一君の報告を求めます。

2 番井関陽一君。

○井関陽一産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告を行います。

付託されました議案第102号、議案第104号、議案第105号、議案第106号、議案第113号、議案第114号は、お手元に配付のとおり原案可決決定いたしました。

また、認定第1号、認定第8号、認定第9号につきましては、認定と決定いたしました。

意見書第3号「森林・林業・木材産業の振興を求める意見書」、意見書第4号「畜産農家への経営支援を求める意見書」は、採択と決定いたしました。

採択の理由ですが、意見書第3号は、多面的機能を保有する貴重な森林資源を保全するとともに、林業の健全な発展を行っていくためにも負担軽減や体制整備、森林整備等に必要な財源確保などを、各種取り組みを実施すべきとの結論に達したことから採択と決定いたしました。

意見書第4号は、畜産農家を取り巻く環境が、飼料価格高騰や日豪のEPA交渉などを原因として先行きの不安感が増すばかりの状況であることから、経営安定対策制度の充実や規制緩和を図るよう要望すべきとの結論に達し、採択と決定いたしました。

続きまして、審査経過を抜粋して報告いたします。

建設課所管分では、補正予算について、区長要望等による危険箇所事故防止のための道路橋梁維持修繕事業における工事請負費850万円、三瓶港大栈橋のチェーン張りかえ費63万5,000円、台風被害の復旧費として6,043万円などの説明を受けました。

災害復旧について、緊急を要する部分の復旧はできているのかとの質疑に対し、非常に小規模な災害以外調査は完了しており、復旧に向けた対策は順調に進んでいるとの答弁がありました。

決算認定については、各町の道路新設改良事業を比べた場合、明浜の事業が少ないのではとの質疑がありました。これに対して、脇宮崎線だけで今年度6,600万円の事業費が組まれていること、加えて本年度までは測量委託事業が主なものであるものの、これらが完了し地元同意が得られ次第、順次明浜地区の道路改良はかなり進む予定

であるとの説明がありました。また、市道の総延長は1,000キロメートルを超えていることから、今後も改良については管理路線の本数、延長等を考慮して公平に行っていきたいとの答弁がありました。

崖崩れ防災対策事業では、地元寄附金15%の回収はできているのかとの質疑がありましたが、工事終了後速やかに回収しているとのことでした。

住宅リフォーム事業では、受け付け期間終了前に打ち切りとなる好評ぶり、25年度の実績は補正を含め137件の申し込みがあり、総事業費で2億3,300万円と波及効果も大きかった事業であり、本年も6月に1,000万円の補正を行った事業であるとの説明がありました。委員からは、来年度までの事業となっているが、建築業者の下支えとして継続してほしいとの要請がありました。

林業課所管分では、東津野城川線、堂の窪小振線、内場樽線など台風被害復旧費1億6,457万円について説明を受けました。崩土除去などの重機借り上げについての質疑がありましたが、これから実施するところがほとんどであり、業者も期間も決定していないのが現状であるとの説明がありました。

また、歳入に計上されている森林蘇生緊急対策事業県補助金2,629万8,000円については、野村地区教育福祉複合の施設の内装木質化を図るための補助金である旨の説明がありました。

決算認定においては、(株)エフシー、森林組合に対する林業労働者確保対策事業として2,450万6,000円、林道火道線、片川古谷線、中通川西線の舗装工事費として1億3,131万円の事業を実施したとの報告がありました。

有害鳥獣対策については、24年度に18頭であった鹿が、25年には54頭にふえており、今後鹿に対する対策が必要になるとの説明がありました。

林業労働者確保対策事業における補助について、26年まででよいのかという質疑に対しては、森林組合は経営努力により黒字経営となっており、今後は中期計画を検証しつつ、問題が発生した場合に対応を検討したいとの答弁がありました。

農業水産課所管分では、補正予算について、農

地集積による経営規模拡大や効率的な作業を行うための農業機械等の購入助成金440万9,000円、消費者とのネットワーク構築に必要な機械購入に対する補助金756万8,000円、岩本地区の農業用水路改修や畦畔整備の計画書作成に係る経費345万6,000円などの説明を受けました。

決算認定では、農業後継者育成事業として、就農研修を受けた8名に対し12万円の助成金や、新規就農者に対する青年就農給付金3,037万5,000円、国産粗飼料増産対策事業として5団体に対する機械購入助成金2,040万6,000円、本年度より多面的機能支払いに移行される農村環境保全向上活動支援事業などについて説明を受けました。

農業後継者育成事業などはいつまで続くのかという質疑に対し、青年就農給付金は24年度に始まったばかりであり、すぐになくなるとは考えられず、これを中心として後継者育成を行っていききたいとの答弁がありました。

多面的機能支払い制度については、新規の場合は今年度10月末までの申請となっているが、28年当初までであるなら参加できるということで、共同事業のみで参加し、途中より向上事業に参加することも可能であるとの説明がありました。

下水道課では、補正に係る一般会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、それぞれ関連性があることから一括説明を受けました。その中で、公共下水道や集落排水事業の加入率について質疑があり、公共下水道については8月末現在で野村町66.42%、宇和町49.35%であり、農業集落排水は市全体で76.5%であるとのことで、今後加入率を上げていきたいとの答弁でありました。

決算認定においては、農業集落排水事業の維持管理事業における収支損失について質疑がありました。これについては、主に使用量の収支が差となって出てきており、多田地区におきましては修繕費によるものが大きく影響したと答弁がありました。

公共下水道事業では、修繕費に対しての質疑があり、落雷によるもので全額保険にて対応したとの説明でした。

人口減少や電気料の高騰が、使用料において今

後どのような影響を及ぼすのかという質疑に対し、人口減少は当然考慮していかなければなりません。供用を開始したばかりの地区もあることなどから、加入率などもあわせて総合的な判断のもとに対応していきたいとの答弁がありました。

経済振興課では、みかめ本館浄化槽への地下水流入対策費518万8,000円、野村ダムイルミネーション設置に関する経費377万5,000円、旧武蔵の耐震化や修繕に係る経費7,282万2,000円の補正説明を受けました。

平成22年度に購入した武蔵をなぜ今まで放置していたのかとの質疑に対しては、建てかえも含めて検討していたが、平成24年度に文化庁の指導を受けた結果、伝統工法を用いて修理及び耐震補強を行うこととなり、その計画策定に時間を要したため事業が遅くなった旨の説明がありました。

決算認定におきましては、カーボンオフセット推進事業、市産品販売促進支援事業、コールセンター人材育成事業のほか、各種イベント事業についての説明を受けました。その中で、コールセンター事業の責任の所在及び今後の市の対応について、委員から質疑がありました。これに対しては、責任の所在はあくまでも会社であり、市としては今後ハローワークと協力して、研修生が同業種等への再就職が果たせるようあっせんなどの努力を行っていくとの答弁がありました。

農業委員会においては、耕作放棄地に関する質疑に対し、中山間地域等直接支払いにおいて荒廃を免れているところもあるが、今後は環境、国土を守るという観点からも農地を考えていく必要があるとの答弁がありました。

以上、委員会報告といたします。

平成26年9月19日、産業建設常任委員会委員長井関陽一。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第95号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第95号「財産の無償譲渡について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第95号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第96号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第96号「財産の無償譲渡について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第96号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第97号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第97号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第97号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第98号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第98号「西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第98号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第99号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第99号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第99号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第100号から議案第103号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第100号「西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について」から議案第103号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」までの4件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第100号から議案第103号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第104号及び議案第105号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第104号「市道路線の廃止について」及び議案第105号「市道路線の認定について」の2件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第104号及び議案第105号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第106号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第106号「平成26年度西予市一般会計補正予算(第5号)」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第106号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第107号から議案第118号までの12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第107号「平成26年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」から議案第118号「平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの12件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第107号から議案第118号までの12件は原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成25年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号から認定第13号までの12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号「平成25年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの12件は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第2号から認定第13号までの12件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、意見書第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第3号「森林・林業・木材産業の振興を求める意見書」については委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書第3号は採択することに決定いたしました。

次に、意見書第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第4号「畜産農家への経営支援を求める意見書」については委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書第4号は

採択することに決定いたしました。

次に、意見書第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第5号「軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書」については委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、意見書第5号は採択することに決定いたしました。

次に、要望第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

要望第2号「「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望」については、委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、要望第2号は採択することに決定いたしました。

(日程2)

○議長 日程第2、議会報告第2号「西予市新市立病院建設特別委員会の報告について」を議題といたします。

西予市新市立病院建設特別委員会委員長兵頭学君の報告を求めます。

7番兵頭学君。

○兵頭学西予市新市立病院建設特別委員長 西予市新市立病院建設特別委員会報告書。

当委員会の目的である西予市新市立病院の建設に関する調査及び研究、西予市新市立病院の運営に関する調査及び研究、西予市新市立病院の予算に関する調査及び研究について調査研究いたしました。平成24年6月28日第1回委員会を開き、以後、開会中、閉会中において平成26年5月30日の委員会に至るまで計16回の委員会を開催したほか、新病院行政視察3回、県外行政視察、地元区長、病院関係者などとの意見交換を実施いたしました。

その経過、結果を報告いたします。

西予市新市立病院の建設に関する調査及び研究について。

平成24年8月、株式会社山下設計担当者の出席を得て、基本計画から実施設計に至る経緯を確

認いたしました。新病院での災害対応については、災害が起きてから救助活動が行われるまでの時間とされる3日分、72時間の電気、水道、食料の供給が可能との説明でした。

内装については、壁や天井に西予市産材をふんだんに使用するが、床は感染症のおそれがあるので使用しないとの説明があり、新病院の基本的な設計方針を確認することができました。

また、平成24年12月に建設地の地元区長と意見交換を行った際、永長地区入り口の信号付近では開院後の交通量増大による渋滞のおそれがあるのではないかと不安の声があり、愛媛県に対し、県道と市道の分岐点に右折、直進、左折の各レーンを要望したところ、早速予算化され、今回の開院までに工事が完成しました。県の協力に感謝を申し上げ、交通渋滞が緩和されることに期待しております。

なお、政府景気対策や東日本大震災の復興、列島強靱化政策を背景とする建設設備投資の増加や東北・首都圏を中心とした全国的な工事量の急増などにより、技能労働者不足が明らかになったことから、平成25年11月に施工業者から2カ月の工期延長願が提出されました。平成26年7月開院の予定が大幅に延期されることについて各委員より懸念の声が上がり、施工業者の担当から進捗状況及び今後の施工工程についての説明を受けた後協議を行い、今後延期されることのないよう特別委員会において確認をとりました。その後、随時特別委員会を開催し、進捗状況について確認を行った結果、去る9月15日に開院式典が行われ、来る21日に開院を迎える運びとなりました。

西予市新市立病院の運営に関する調査及び研究について。

新市立病院の運営について、充実した医療業務を行うため医師確保の調査研究をしましたが、当初目標としていた常勤10名には至らぬものの、常勤9名の医師で開院を迎えます。今後も継続して医師の確保に努めるとともに、看護師のスキルアップを図り、新規に設置した医療機器や電子カルテシステムの導入により、新病院にふさわしい充実した医療業務が行われることを期待しております。

新病院へのアクセスについては、平成24年11月に新病院に係る交通体系検討状況の説明を受

け、利用者の利便性を重視した交通体系になるよう要望した結果、明浜地区と城川、野村方面においては従来の路線バスの路線延長で対応し、三瓶地区は路線バスの路線延長及び1便増便、宇和町内は路線バス、デマンド乗り合いタクシー及び生活交通バスで対応することとなり、特別委員会としても一定の成果を得ました。

また、2次救急業務において24時間365日行うためには、現在の医師9名では苛酷な労働を強いることとなります。医師16名と非常勤2名程度確保できれば対応は可能ではありますが、充実した2次救急業務の遂行の理想は21名程度必要との見解であり、今後の課題として残りました。今後、新病院での2次救急集約化に向け、医師の確保はもちろんのこと、野村病院の医師との連携及び機能分担の集約化を図っていく必要があります。

西予市新市立病院の予算に関する調査及び研究について。

西予市新市立病院建設事業の予算について、当初、補正の各予算を審議し、総額予算62億9,060万5,000円となりました。そのうち執行された主なものは、病院本体工事40億2,360万円、医師住宅工事費2億2,094万3,000円、機器・什器購入費7億2,347万8,000円、情報システム購入費2億9,997万2,000円、太陽光発電設備工事費5,932万5,000円、外構工事費2億75万6,000円です。

また、医療機器の選定においては、医療機器選定委員会を設置し、最先端の医療機器の選定が行われ、新病院の核となる機器が設置されました。

最後に、新病院の建設に携わられた多くの方々に感謝を申し上げますとともに、西予市立西予市民病院が市民に愛され、信頼される病院になることはもちろんのことですが、南予における地域医療の中核となることを確信しております。

以上で西予市新市立病院建設特別委員会の報告を終わります。

平成26年9月19日、西予市新市立病院建設特別委員会委員長兵頭学。

○議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告をもって西予市新市立病院建設特別委員会の調査研究を終了することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、西予市新市立病院建設特別委員会の調査研究は終了することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時56分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時05分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第121号「西予市スクールバスの取得について」のほか、意見書案第5号「森林・林業・木材産業の振興を求める意見書(案)の提出について」から意見書案第7号「軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書(案)の提出について」までの3件及び議員派遣の件についてを本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、5件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長 追加日程第1、議案第121号「西予市スクールバスの取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

増田教育部長。

○増田教育部長 議案第121号「西予市スクールバスの取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、西予市小学校再編計画に基づき、明浜地区の4つの小学校を西予市立明浜小学校に、野村地区の大野ヶ原、惣川を除く5つの小学校を新たに西予市立野村小学校としてそれぞれ統合し、平成27年4月1日から開校することとしております。

今回の統合により、遠距離通学となる子供たち

に対しましては、通学上の負担軽減を図るとともに、登下校時の安全・安心を確保することを目的といたしまして、スクールバス通学を行うこととしております。これに伴い、遠距離通学用のスクールバスが必要になることから、へき地児童生徒援助費等補助金及び合併特例債を活用して購入するものであります。

今回の購入に当たりましては、去る9月2日に指名競争入札を行い、小型自家用バス14人乗り3台を三瓶運送有限会社代表取締役佐海和夫氏が1,185万8,000円で落札と決定し、備品購入仮契約を締結いたしました。

また、小型自家用バス25人乗り1台は671万6,520円、小型自家用バス29人乗り1台は725万6,520円、中型自家用バス34人乗り3台は3,482万6,760円、中型自家用バス45人乗り1台は1,171万6,920円で株式会社JAひがしうわサービス代表取締役三好孝芳氏が落札と決定し、備品購入仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、西予市立明浜小学校には小型自家用バス25人乗り1台と中型自家用バス45人乗り1台の計2台を配備し、西予市立野村小学校には中型自家用バス34人乗り3台、小型自家用バス29人乗り1台、14人乗り3台の計7台を配備することとしております。

購入するバスの詳細につきましては、別紙参考資料をご参照ください。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第121号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第121号「西予市スクールバスの取得について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第121号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第2、意見書案第5号「森林・林業・木材産業の振興を求める意見書(案)の提出について」及び意見書案第6号「畜産農家への経営支援を求める意見書(案)の提出について」の2件を一括議題といたします。

本案2件について提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長井関陽一君。

2番井関陽一君。

○井関陽一産業建設常任委員長 意見書案第5号「森林・林業・木材産業の振興を求める意見書(案)の提出について」提出理由の説明を申し上げます。

我が国の森林は国土の3分の2を占めていますが、西予市においても、総面積5万1,500ヘクタールのうち約75%に当たる3万8,500ヘクタールは森林に覆われている状況であります。森林は、林産物の供給はもとより、水源涵養、災害防止等の多面的機能を有する貴重な資源なのですが、市産材の生産量は伸び悩んでいます。森林の有する機能を発揮させ、林業の健全な発展を行っていくためにも、森林所有者の負担軽減を行うとともに、産業の体制整備や森林整備等に必要な財源確保などの各種取り組みを実施するよう、意見書を地方自治法第99条の規定に基づき提出するものであります。

続いて、意見書案第6号「畜産農家への経営支援を求める意見書(案)の提出について」提案理由を申し上げます。

我が国の畜産は、農業総産出額の約3割を占めている重要な産業です。しかし、近年飼料価格の高騰や牛肉関税の大幅引き下げなどを盛り込んだ日豪のEPA交渉など、先行き不安感はより一層増してきており、畜産農家を取り巻く環境は危機的な状況にあると言えます。畜産経営が将来にわたって見通せるようにするためにも、経営安定対

策制度の充実を行うとともに中山間地域の小規模農家のためにも要件緩和を図るよう、意見書を地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

2件の意見書案はお手元に配付のとおりであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案2件については会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

まず、意見書案第5号「森林・林業・木材産業の振興を求める意見書(案)の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり決定いたしました。

次に、意見書案第6号「畜産農家への経営支援を求める意見書(案)の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第6号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第3、意見書案第7号「軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認

定に向けた取り組みの推進を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

厚生常任委員会委員長源正樹君。

1 番源正樹君。

○源正樹厚生常任委員長 意見書案第7号「軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書（案）の提出について」提案理由の説明を申し上げます。

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故など等により頭部に衝撃を受けた際、脳が損傷し発症する疾病で、その症状は高次脳機能障害による記憶力、理解力、注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、多発性脳神経麻痺、尿失禁など複雑かつ多様です。本疾病は、受傷者の本人からさまざまな自覚症状が示されているにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災などの補償対象にならないケースが多く、また本人や家族、周囲の人たちも疾病への認識不足から誤解を生じ、職場や学校において理解を得られず、悩み苦しむ状況も見受けられます。

こうした中、世界保健機関は本疾病の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められることから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

意見書案については、お手元に配付のとおりであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第7号「軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第7号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

三好市長。

○三好市長 平成26年第3回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月1日に開会いたしました本定例会の会期中、議員各位には上程いたしました案件につきまして慎重な審議を賜り、条例の制定及び一部改正並びに補正予算や平成25年度決算などの重要な案件、いずれも原案のとおり可決またはご承認いただきました。ここに衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、去る9月15日には多数のご来賓各位のご臨席を賜り、西予市立西予市民病院開院式典をとり行わせていただきました。

新病院が無事竣工し、皆様にご披露できましたのも国や県のご指導、ご支援はもとより、市民及

び市議会議員の皆様、医療関係者、工事関係者の皆様を初め、本事業に携わっていただきました多くの皆様方のご理解、ご尽力のたまものと、改めて心から感謝を申し上げる次第でございます。

新病院はいよいよ明後日、9月21日に開院し、24日から一般外来診療を開始することとしております。ご案内のとおり、診療科につきましては内科、外科、泌尿器科、整形外科に加え、婦人科、皮膚科を新たに設置するとともに、消化器系がん診療の充実を図るため、内視鏡センターを設置しております。

また、最新の医療機器や電子カルテシステムを初めとする医療情報システムを整備するとともに手術室を3室配置するなど、機能の充実と患者サービスの向上を図ることとしております。

新病院は地域の中核病院として、また2次救急医療機関として医療の安全・安心を確保するとともに、地域医療連携室と医療福祉相談室が中心となり、他の医療機関や施設等との効率的かつ効果的な連携によりまして、市民の皆様に良質な医療を提供してまいりたいと考えております。議員の皆様を初め、市民の皆様の格別のご理解、ご支援をお願い申し上げます。

さて、西予市では平成16年の合併から10周年を迎えた本年度を、新たな跳躍に向け、節目の年と位置づけ、市内外に強くアピールすることを目的とする各種の記念事業を実施しているところであります。

その主要な事業としまして、10月13日に西予市合併10周年記念式典を開催し、これまでの

10年の歩みを振り返るとともに、これからの10年に向けた発展の契機にしたいと考えております。

また、式典終了後、昨年9月にジオパークとして認定されました四国西予ジオパークの認定1周年を記念いたしまして、記念講演を開催することとしております。議員各位におかれましては、ぜひご出席いただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

この夏は、記録的な猛暑に続き、台風や集中豪雨など異常気象の増加を身近に感じるところではありますが、季節は移り、いよいよ秋本番を迎えようとしております。朝晩の寒暖の差が大きく、体調管理も難しい時期ではありますが、議員各位におかれましては、健康に十分にご留意をいただき、市政運営に一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○議長 これをもって平成26年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成26年第3回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 95号	財産の無償譲渡について	26. 9. 19	原案可決
議案第 96号	財産の無償譲渡について	26. 9. 19	原案可決
議案第 97号	西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について	26. 9. 19	原案可決
議案第 98号	西予市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	26. 9. 19	原案可決
議案第 99号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	26. 9. 19	原案可決
議案第100号	西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について	26. 9. 19	原案可決
議案第101号	西予市生活福祉バス条例の一部を改正する条例制定について	26. 9. 19	原案可決
議案第102号	西予市物産会館条例の一部を改正する条例制定について	26. 9. 19	原案可決
議案第103号	西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	26. 9. 19	原案可決
議案第104号	市道路線の廃止について	26. 9. 19	原案可決
議案第105号	市道路線の認定について	26. 9. 19	原案可決
議案第106号	平成26年度西予市一般会計補正予算(第5号)	26. 9. 19	原案可決
議案第107号	平成26年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)	26. 9. 19	原案可決
議案第108号	平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	26. 9. 19	原案可決
議案第109号	平成26年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	26. 9. 19	原案可決
議案第110号	平成26年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	26. 9. 19	原案可決
議案第111号	平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	26. 9. 19	原案可決
議案第112号	平成26年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	26. 9. 19	原案可決
議案第113号	平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	26. 9. 19	原案可決
議案第114号	平成26年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	26. 9. 19	原案可決
議案第115号	平成26年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	26. 9. 19	原案可決
議案第116号	平成26年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)	26. 9. 19	原案可決
議案第117号	平成26年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)	26. 9. 19	原案可決
議案第118号	平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)	26. 9. 19	原案可決
議案第119号	西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について	26. 9. 1	原案可決
議案第120号	西予市衛生センター工事請負契約について	26. 9. 1	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 121号	西予市スクールバスの取得について	26. 9. 19	原案可決
認定第 1号	平成25年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	26. 9. 19	認 定
認定第 2号	平成25年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	26. 9. 19	認 定
認定第 3号	平成25年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	26. 9. 19	認 定
認定第 4号	平成25年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	26. 9. 19	認 定
認定第 5号	平成25年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	26. 9. 19	認 定
認定第 6号	平成25年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	26. 9. 19	認 定
認定第 7号	平成25年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	26. 9. 19	認 定
認定第 8号	平成25年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	26. 9. 19	認 定
認定第 9号	平成25年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	26. 9. 19	認 定
認定第 10号	平成25年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	26. 9. 19	認 定
認定第 11号	平成25年度西予市上水道事業会計決算の認定について	26. 9. 19	認 定
認定第 12号	平成25年度西予市病院事業会計決算の認定について	26. 9. 19	認 定
認定第 13号	平成25年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	26. 9. 19	認 定
報告第 8号	平成25年度西予市一般会計継続費精算報告について	26. 9. 1	報 告
報告第 9号	平成25年度健全化判断比率の報告について	26. 9. 1	報 告
報告第 10号	平成25年度資金不足比率の報告について	26. 9. 1	報 告
報告第 11号	平成24年度西予市公共下水道事業特別会計継続費精算報告について	26. 9. 1	報 告
報告第 12号	平成25年度西予市公共下水道事業特別会計継続費精算報告について	26. 9. 1	報 告
報告第 13号	西予市土地開発公社の経営状況について	26. 9. 1	報 告
報告第 14号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	26. 9. 1	報 告
報告第 15号	株式会社エフシーの経営状況について	26. 9. 1	報 告
報告第 16号	株式会社城川開発公社の経営状況について	26. 9. 1	報 告
報告第 17号	株式会社どんぶり館の経営状況について	26. 9. 1	報 告
報告第 18号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	26. 9. 1	報 告
報告第 19号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	26. 9. 1	報 告
報告第 20号	一般財団法人宇和文化会館の経営状況について	26. 9. 1	報 告
報告第 21号	西予CATV(株)の経営状況について	26. 9. 1	報 告

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
意見書第 3号	森林・林業・木材産業の振興を求める意見書	26. 9. 19	採 択
意見書第 4号	畜産農家への経営支援を求める意見書	26. 9. 19	採 択
意見書第 5号	軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書	26. 9. 19	採 択
要望第 2号	「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望	26. 9. 19	採 択
意見書案第5号	森林・林業・木材産業の振興を求める意見書（案）の提出について	26. 9. 19	原案可決
意見書案第6号	畜産農家への経営支援を求める意見書（案）の提出について	26. 9. 19	原案可決
意見書案第7号	軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書（案）の提出について	26. 9. 19	原案可決
議会報告第2号	西予市新市立病院建設特別委員会の報告について	26. 9. 19	報 告
	議員派遣の件について	26. 9. 19	承 認